

厚生労働省平成 22 年度障害者総合福祉推進事業

知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の
知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要な
サービスについての調査・研究

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

はじめに

のぞみの園は、平成 18 年度から厚生労働省の補助金を受けて、行動援護サービスの普及とサービス水準の確保、そのためのサービス従業者の養成などに関する調査研究に取り組んでまいりました。

具体的には、都道府県が実施する行動援護従業者養成研修会の講師を養成するための中央セミナーの開催、行動援護従業者養成研修会のテキストと演習プログラムの開発、演習を担当するインストラクター用の指導マニュアルの作成、全国の市区町村や行動援護事業所等を対象とするサービスの提供実態と課題把握等に関する調査などを行ってまいりました。

これらの調査研究を通じて、行動援護や移動支援のサービスは、特に在宅の知的障害のある人たちにとって、自宅から指定の目的地への移送・介護を行うだけでなく、より積極的に社会参加を促進し、結果的に心身の健康状態の安定と行動問題に対する予防効果が期待されていることが分かりました。

このため、平成 22 年度においては、調査研究の対象領域を行動援護のみならず、移動支援、日中一時支援、居宅介護、児童デイサービス等にまで拡大し、移動に関して身体的機能面での介護を必要としない知的障害者や精神障害者にとって、これらのサービスのニーズを把握するとともに、自治体によって異なる支給基準や運用面での課題を把握し、さらに、これらのサービスにおいて専門的な介護と見守りを必要とする状況とその際に必要な知識・技術についても考察することとし、次の四つの調査を実施しました。

第一に、全国 1750 の市区町村を対象に、移動支援、日中一時支援、行動援護、居宅介護、児童デイサービス等について、1 月間の支給決定の状況の悉皆調査を行うこと。

第二に、上記調査結果を参考に、移動支援と行動援護の両方の実績のある市のうち一定の条件に該当する市に所在する事業所を対象に、1 ヶ月間の利用実績、個々の利用者の属性と利用実績、移動方法や目的地等についてアンケート調査を行うこと。

第三に、移動支援と行動援護を実施している事業所のサービス提供責任者を対象に、利用者の状況、移動支援と行動援護の区別の基準等についてヒアリング調査を行うこと。

第四に、行動障害があり、快適な在宅生活を続けるために解決すべき課題の多い知的

障害者の家族を対象に、生活上の課題、障害福祉サービスのニーズ等についてインタビュー調査を行うこと。

以上のような調査を順次実施した結果、サービスの利用状況については、移動支援は全国で広く実施され、行動援護の15～20倍くらい利用されていること、人口規模の大きな自治体の方が相対的に利用人数及び利用時間が多い傾向にあることなどが分かりました。

また、サービスの運用方法については、自治体ごとに、対象者の基準、利用時間の制限、支援目的の制限等が異なっていること、移動支援と行動援護の対象者を明確に区別している事業所は見られなかったこと、移動支援利用者の3分の1は18歳未満の児童であることなどが分かりました。

詳細は、本報告書を参照いただければと思いますが、本年度の調査研究を通じて、行動障害のある重い知的障害者の場合、移動支援や行動援護のサービスは単独で提供されるだけでは不十分で、その人の生活をトータルとして支援する仕組みの一環として提供されて初めてその効果を期待できることが痛感されました。

現在、障害者自立支援法に代わる新たな総合福祉法制の検討が鋭意進められています。本報告書が、行動障害のある知的障害者等の在宅生活と社会参加を支えるための新たなサービス体系の構築に寄与することを願っております。

平成23年3月

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 遠藤 浩

■ 目次

| | |
|--|------|
| 第1部 障害者が利用する移動支援の実態と課題 | p.8 |
| 1. はじめに | |
| 2. 目的 | |
| 3. 方法 | |
| 4. 結果と考察 | |
| 5. おわりに | |
| 第2部 重度の知的障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについて | p.20 |
| 1. はじめに | |
| 2. 目的 | |
| 3. 方法 | |
| 4. 結果 | |
| 5. 考察 | |
| 第3部 移動支援・行動援護等に関する市区町村悉皆調査 | p.32 |
| 第1章 調査概要 | p.32 |
| 1. 目的 | |
| 2. 項目 | |
| 3. 時期 | |
| 4. 方法 | |
| 5. 回収率 | |
| 第2章 調査結果 | p.33 |
| 1. サービス毎の結果の概要 | |
| 2. 人口類型別分析 | |
| 3. 移動支援と日中一時支援事業所数の比較 | |
| 4. サービス実人数の地域の偏り | |
| 5. 移動支援類型別1万人あたりの利用実人数の平均（10万人以上40万人以下の市区） | |
| 第4部 移動支援・行動援護等に関する事業所調査 | p.44 |
| 第1章 アンケート調査 | p.44 |
| 1. 調査概要 | |
| 2. 結果の概要 | |
| 第2章 ヒアリング調査 | p.56 |
| 1. 調査概要 | |
| 2. 結果 | |
| 第5部 移動支援・行動援護等に関する利用者調査 | p.66 |
| 1. 調査概要 | |
| 2. 結果 | |
| 資料 | p.74 |
| 1) 市区町村悉皆調査全ての結果 | |
| 2) 実施要綱等の整理 | |
| 3) 事業所調査全ての結果 | |
| 4) 調査票 | |

第1部

障害者が利用する移動支援の実態と課題

1. はじめに

平成 15 年の支援費制度制定により、障害者の自立生活と社会参加の推進を目的とした移動支援事業（ガイドヘルプ）が全国に法定化された。

その後、平成 18 年に制定された障害者自立支援法では、障害福祉サービスが自立支援給付と地域生活支援事業に分類され、移動支援事業は地域生活支援事業の必須事業として位置づけられた。地域生活支援事業は、市町村、都道府県が地域の特性や障害者の状況に応じて柔軟に実施するものであるが、その反面、市町村間で格差を生む可能性が指摘されている。移動支援事業で言えば、谷口が兵庫県内の移動支援事業所実態調査から地域格差の要因を検証している（谷口 2010）。全国的な実態としては、厚生労働省によって「地域生活支援事業の実施状況」の中で、平成 21 年 3 月時点の都道府県別の実施状況、事業費、1 人あたりの支出額、利用実人数、1 人あたりの利用時間、延べ利用時間が公表されているが、それ以降の数値は公表されていない（厚生労働省 2010）。

そこで、本研究では、市町村へ悉皆調査を実施すると共に、移動支援事業所へアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、移動支援事業の実態を明らかにすることを目的とした。

2. 目的

本研究では、移動支援事業の実施実態を明らかにすることを目的としている。具体的には先行研究から得た以下の仮説を検証する。

- (1) 移動支援事業には地域格差が存在する。
- (2) 障害児に対象を限定した場合、移動支援は日中一時支援や児童デイサービスの代替補完の役割を担っている。
- (3) 移動支援を利用している人は、60 歳以上の人も存在する。
- (4) 移動支援事業所の課題としては、従事者不足があげられる。

先述した通り、地域格差については厚生労働省や谷口により指摘されているが、現時点における全国的な実態は明らかにされていない。このため、全国の市町村を対象とし、現在の実態を明らかにする必要がある（厚生労働省 2010 ; 谷口 2010）。

また、移動支援事業と他のサービスの関係について、障害児の保護者調査によると、「ガイドヘルプ・ホームヘルプ」の利用率が 55.1%と多い京都市は、「児童デイサービス」の利用率が 2.2%、「日中一時支援事業」の利用率が 6.7%と低い結果となっている（立命館大学人間科学研究所 2008）。このような傾向は、静岡市でも窺える（立命館大学人間科学研究所 2008）。このように、障害児に限定した場合、移動支援は、他のサービス、特に、放課後や休日のサービスとして想定される日中一時支援や児童デイサービスの代替として位置づけられていると考えられる。

第 3 に神戸市の利用者実態調査によれば、60 歳以上の利用者は 21.0%であったとされている（神戸市 2008）。この 60 歳以上の人の利用目的は「日常の買い物のため」が一番多く、次いで、「医療機関や保健所に通うため」、「余暇・スポーツ・文化活動に参加するため」が多い傾向にある。これらは、介護保険制度を利用して目的を果たすことも可能であると考えられるが、その詳細については分析されていない。このため、65 歳以上で介護保険対象者の人の移動支援利用の実態を明らかにする必要がある。

ある。

最後に移動支援事業所の課題として、従事者不足があげられ、この要因として、谷口は賃金と養成研修を指摘している（谷口 2010）。このような課題について、事業所へのヒアリング調査を実施し、その他の課題を明らかにするとともに、課題への取り組みについても明らかにすることが必要である。

3. 方法

研究方法としては、まず、全国の市町村を対象とした（1）市町村悉皆調査、次に（2）事業所アンケート調査、第3に（3）事業所ヒアリング調査を実施した。対象と方法の概要は以下の表1の通りである

表1 調査概要

| 調査名 | 方法 | 対象数 |
|------------|---------------|-----------------------|
| 市区町村悉皆調査 | 質問紙を郵送配布、郵送回収 | 1750 市区町村 |
| 事業所アンケート調査 | 質問紙を郵送配布、郵送回収 | 417 事業所（11 都道府県 14 市） |
| 事業所ヒアリング調査 | ヒアリング調査 | 11 事業所 |

4. 結果と考察

（1）結果の概要

移動支援事業は生活介護、居宅介護に次いで、3番目に利用実人数が多く、約9万人が利用していることが分かった。また、ほとんどの市区町村では移動支援を実施しており、実施率は95.6%（1,171自治体）で、今回の調査で実施していない割合は4.4%（54自治体）であった。この54自治体の特徴としては、ほとんどが人口1万人未満の小規模の自治体であった。

表2 各サービスの実施状況

| | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|-----------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ～5000人 | 70 69.3% | 55 54.5% | 8 7.9% | 7 6.9% | 65 64.4% | 47 46.5% | 44 43.6% | 75 74.3% |
| ～10000人 | 110 89.4% | 101 82.1% | 23 18.7% | 17 13.8% | 116 94.3% | 83 67.5% | 84 68.3% | 110 89.4% |
| ～30000人 | 294 97.0% | 282 93.1% | 96 31.7% | 84 27.7% | 296 97.7% | 260 85.8% | 283 93.4% | 293 96.7% |
| ～50000人 | 198 100.0% | 195 98.5% | 81 40.9% | 74 37.4% | 192 97.0% | 180 90.9% | 193 97.5% | 191 96.5% |
| ～100000人 | 229 99.6% | 224 97.4% | 122 53.0% | 135 58.7% | 224 97.4% | 203 88.3% | 223 97.0% | 223 97.0% |
| 100001人以上 | 270 100.0% | 262 97.0% | 193 71.5% | 230 85.2% | 262 97.0% | 259 95.9% | 263 97.4% | 263 97.4% |
| 合計 | 1171 95.6% | 1119 91.3% | 523 42.7% | 547 44.7% | 1155 94.3% | 1032 84.2% | 1090 89.0% | 1155 94.3% |

(2) 移動支援の地域格差

厚生労働省によると、平成 21 年 3 月の利用実人数が最も多い都道府県が大阪府で 15,113 人、次いで東京都、神奈川県、兵庫県という順になっている（厚生労働省 2010）。本調査でも、同様な結果が窺えた。これは、人口や障害者数が大きく影響していると考え、人口 1 万人あたりの利用者数を分析したところ、大阪府が最も多く、次いで、京都府、奈良県という順になっている。次に、1 万人あたりの利用実人数の上位 20 市区を都道府県毎にまとめると、表 3 の通り、大阪府内が 14 市もあることが分かる。しかし、同じ地域生活支援事業の日中一時支援の結果をみると、表 4 の通り、1 つの都道府県の自治体に集中する傾向はみられない。また、自立支援給付のどのサービスにおいてもこのように 1 つの都道府県の市区に集中する傾向はみられなかった。この結果から、移動支援の 1 つの特徴として、1 つの都道府県に多くの利用実人数がいることがあげられる。

表 3 移動支援の 1 万人あたりの利用実人数

| 市区 | 都道府県 | 1万人あたりの 利用実人数 | 都道府県毎に 見た市区数 | |
|------|------|------------------|-----------------|-----|
| | | | 都道府県 | 市区数 |
| A-1 | 大阪府 | 27.1 | 大阪府 | 14 |
| A-2 | 兵庫県 | 26.1 | 神奈川県 | 1 |
| A-3 | 大阪府 | 24.0 | 京都府 | 1 |
| A-4 | 大阪府 | 23.1 | 滋賀県 | 1 |
| A-5 | 大阪府 | 22.3 | 東京都 | 1 |
| A-6 | 大阪府 | 22.0 | 兵庫県 | 1 |
| A-7 | 大阪府 | 21.8 | 広島県 | 1 |
| A-8 | 大阪府 | 21.0 | | |
| A-9 | 広島県 | 21.0 | | |
| A-10 | 大阪府 | 21.0 | | |
| A-11 | 大阪府 | 20.5 | | |
| A-12 | 大阪府 | 20.3 | | |
| A-13 | 大阪府 | 18.5 | | |
| A-14 | 大阪府 | 18.5 | | |
| A-15 | 東京都 | 18.1 | | |
| A-16 | 大阪府 | 18.0 | | |
| A-17 | 滋賀県 | 17.1 | | |
| A-18 | 大阪府 | 16.8 | | |
| A-19 | 神奈川県 | 16.7 | | |
| A-20 | 京都府 | 16.6 | | |

表 4 日中一時の 1 万人あたりの利用実人数

| 市区 | 都道府県 | 1万人あたりの 利用実人数 | 都道府県毎に 見た市区数 | |
|------|------|------------------|-----------------|-----|
| | | | 都道府県 | 市区数 |
| B-1 | 沖縄県 | 14.7 | 愛知県 | 3 |
| B-2 | 千葉県 | 13.4 | 神奈川県 | 2 |
| B-3 | 北海道 | 13.2 | 沖縄県 | 2 |
| B-4 | 愛知県 | 12.6 | 千葉県 | 2 |
| B-5 | 神奈川県 | 12.3 | 大分県 | 1 |
| B-6 | 長野県 | 12.2 | 大阪府 | 1 |
| B-7 | 栃木県 | 12.2 | 岡山県 | 1 |
| B-8 | 山梨県 | 11.0 | 滋賀県 | 1 |
| B-9 | 広島県 | 9.6 | 静岡県 | 1 |
| B-10 | 千葉県 | 9.6 | 栃木県 | 1 |
| B-11 | 三重県 | 9.6 | 長野県 | 1 |
| B-12 | 神奈川県 | 9.5 | 広島県 | 1 |
| B-13 | 大分県 | 9.4 | 北海道 | 1 |
| B-14 | 岡山県 | 9.3 | 三重県 | 1 |
| B-15 | 大阪府 | 9.1 | 山口県 | 1 |
| B-16 | 愛知県 | 9.0 | 山梨県 | 1 |
| B-17 | 滋賀県 | 9.0 | | |
| B-18 | 山口県 | 8.6 | | |
| B-19 | 沖縄県 | 8.6 | | |
| B-20 | 静岡県 | 8.5 | | |

(3) 他サービスの代替補完としての移動支援

(2) の通り、利用実人数に地域格差がある要因の 1 つに他サービスとの関係があると考え、他サービスと移動支援の 1 万人あたりの利用実人数の平均値について類型を作成し、比較を試みた。先行研究では、18 歳未満の障害児において、市区町村間で利用実人数に相違があると指摘されているため、障害児についても別途分析した。

①障害児・者分析

まず、全体の障害児・者についての傾向を概観するため、人口 10 万人から 40 万人内の 216 市区を移動支援 1 万人あたりの利用実人数から以下の表 5 の類型を作成し、他のサービスの 1 万人あたり利用実人数の平均と比較した。

表 5 障害児・者の類型

| | |
|-------|---|
| タイプ 1 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 0.3 人から 3.0 人の 55 市区 |
| タイプ 2 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 3.1 人から 5.1 人の 53 市区 |
| タイプ 3 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 5.3 人から 8.7 人の 54 市区 |
| タイプ 4 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 8.8 人以上の 54 市区 |

その結果、以下表 6 のようになった。移動支援については、タイプ 1 からタイプ 4 へと利用実人数が多くなっている。移動支援が多い市区と同様な傾向として、重度訪問介護、居宅介護、短期入所などがあげられる。しかし、日中一時支援や児童デイサービスについては、その逆で、移動支援が少ない市区の方が利用実人数は多い傾向にあることが窺える。

表 6 全体の移動支援類型別平均値

| 移動支援 類型 | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| タイプ 1 | 1.9 | 3.7 | 0.3 | 0.3 | 6.7 | 4.6 | 1.9 | 10.1 |
| タイプ 2 | 4.1 | 4.1 | 0.6 | 0.4 | 7.3 | 5.6 | 1.9 | 9.6 |
| タイプ 3 | 7.0 | 4.8 | 0.6 | 0.6 | 8.2 | 4.2 | 2.3 | 10.4 |
| タイプ 4 | 13.3 | 3.4 | 0.5 | 0.7 | 11.3 | 3.9 | 2.6 | 11.2 |
| 全体平均 | 6.6 | 4.0 | 0.5 | 0.5 | 8.4 | 4.6 | 2.2 | 10.3 |

②障害児分析

同様に、人口 10 万人から 40 万人の障害児に関する全ての項目に回答のあった 73 市区について移動支援 1 万人あたりの利用実人数から以下の表 7 のように類型を作成し、その他のサービスの 1 万人あたりの利用実人数の平均と比較した。

表 7 障害児の類型

| | |
|-------|---|
| タイプ 1 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 0.4 人から 3.5 人の 19 市区 |
| タイプ 2 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 3.7 から 6.1 人の 18 市区 |
| タイプ 3 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 6.2 から 8.9 人の 18 市区 |
| タイプ 4 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 9.0 人以上の 18 市区 |

その結果、以下の表 8 のようになった。障害児のみ分析した場合、障害児・者と同様な結果であった。移動支援と同様にタイプ 1 からタイプ 4 になるに連れて増加傾向にあるものに重度訪問介護、居宅介護があげられた。逆に、日中一時支援、児童デイサービスについては、障害児・者と同様に移動支援が少ないタイプの市区の方が利用実人数の平均値が高い傾向にあった。

以上の結果から、移動支援は日中一時支援や児童デイサービスの代替サービスとして位置づけられ

ている可能性が窺えた。そこで、事業所へのヒアリング調査を行った。

表 8 障害児の移動支援類型別平均値

| 移動支援類型 | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| タイプ1 | 2.4 | 3.2 | 0.4 | 0.3 | 7.0 | 4.9 | 2.2 | 10.8 |
| タイプ2 | 4.7 | 5.7 | 0.5 | 0.3 | 7.0 | 4.9 | 2.0 | 10.7 |
| タイプ3 | 7.5 | 5.4 | 0.7 | 0.5 | 8.7 | 3.6 | 2.5 | 11.2 |
| タイプ4 | 13.8 | 2.9 | 0.4 | 0.7 | 11.8 | 3.6 | 2.8 | 11.1 |
| 全体平均 | 7.0 | 4.3 | 0.5 | 0.4 | 8.6 | 4.3 | 2.4 | 10.9 |

事業所ヒアリング調査の結果、移動支援を利用している人は、「児童デイや日中一時を利用できない方が移動支援を利用している」という話があった。しかし、一方で、「日中一時が使えないからという理由で使うことはない」という話もあり、先述したように地域にある社会資源によって移動支援の利用目的、内容が影響を受けていると言える。

(4) 移動支援と介護保険サービスの関係

①65歳以上で移動支援を利用している人の概要

移動支援事業所のアンケート調査の結果、表9の通り65歳以上で移動支援を利用している人は、13.6%であった。

表 9 移動支援利用者の年齢区分状況

| | | |
|---------|-----|-------|
| 17歳以下 | 266 | 28.9% |
| 18歳～64歳 | 530 | 57.5% |
| 65歳以上 | 125 | 13.6% |
| 合計 | 921 | 100% |

65歳以上の人の利用目的地はデパート等が一番多く、25.2%で4人に1人という結果となっている。この他に、医療機関が13.2%、福祉施設が12.0%という結果となっている。本調査でも神戸市の調査と同様の結果となった。そこで、アンケート調査で65歳以上の利用が多い事業所に移動支援と介護保険サービスの関係についてヒアリング調査を試みた。

表 10 年齢別目的地

| 年齢3区分 | 官公庁 | 医療機関 | 福祉施設 | 理美容院 | デパート等 | 金融機関 | 散歩等 |
|---------|---------|----------|----------|---------|-----------|---------|----------|
| 17歳以下 | 13 1.7% | 10 1.3% | 40 5.4% | 3 0.4% | 124 16.6% | 0 0.0% | 78 10.5% |
| 18歳～64歳 | 40 3.2% | 72 5.8% | 91 7.3% | 25 2.0% | 358 28.6% | 27 2.2% | 107 8.6% |
| 65歳以上 | 13 5.6% | 31 13.2% | 28 12.0% | 10 4.3% | 59 25.2% | 16 6.8% | 20 8.5% |
| 合計 | 66 3.0% | 113 5.1% | 159 7.1% | 38 1.7% | 541 24.2% | 43 1.9% | 205 9.2% |

※65歳以上の人の多い目的地を抜粋した

②介護保険受給者で移動支援を利用している人の実態

事業所ヒアリング調査の対象事業所の中で、介護保険受給者が利用しているのは3市の4事業所であった。介護保険受給者で移動支援を利用している人の概要を以下、主障害、利用している介護保険サービス、移動支援を利用している要因別にまとめると、表11のようになる。

利用者像については、視覚障害者や肢体不自由者が多い傾向にあった。また、ある事業所では、介護保険サービスの第2号被保険者の利用が多いということで、65歳以下で介護保険サービスを利用している人の存在も確認された。また、利用している人の多くは要介護認定区分も決して重くなく、要介護度2や3である場合が多い傾向にあった。

次に、利用している介護保険サービスであるが、様々ではあるが、家事援助、デイサービスなどを利用しているということであった。

移動支援を利用している理由としては、介護保険サービスで使えない部分の補填として利用しているということであった。具体的には、通院の場合や退院後すぐの場合、施設間移動、ショートステイ利用時、社会参加の利用など、介護保険サービスでは利用しにくい部分の補填として利用されている実態が窺えた。

また、移動支援の利用調整では、介護保険のケアマネジャーが調整をしている事業所が多い傾向にあった。

表11 移動支援と介護保険サービスの関係

| | |
|---------------|---|
| 利用者像 | <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者 ・肢体不自由者 ・介護保険の1号と2号被保険者では、2号被保険者の人の利用が多い。 |
| 利用しているサービス | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の方では、家事援助(掃除、洗濯、調理)、入浴、デイサービスを利用している。 ・障害福祉のショートステイ介護保険のショートステイを繰り返し利用して生活している。 |
| 移動支援を利用している理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の窓口が介護保険や他の障害福祉サービスよりも移動支援の利用を積極的に進める場合がある。 ・介護保険で使えない部分の補填としての利用。 ・介護保険と比較して自己負担がかからず、非常に低額。 ・介護保険の通院は病院の玄関までだが、障害福祉の移動支援は、中まで付き添えるので、移動支援の活用が多い。 ・退院時にすぐ使えるサービスとして移動支援を使っている場合もある。 ・施設間移動とショートステイ中の通院時に移動支援を利用している。 ・社会参加を目的としている移動の場合、介護保険では難しい。 |
| 移動支援の調整役 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス・障害福祉サービスを併給する場合は介護保険のケアマネジャーと相談している。 ・ケアマネジャーが介護保険と障害福祉サービスの使い分けを行っている。 ・障害福祉サービスの微調整等は、社協のコーディネーターが行う。介護保険のケアマネジャーと協働する。 |

(5) 移動支援事業所の課題

①従事者不足

移動支援事業所の課題として、まず、従事者不足が先行研究で指摘されていた(谷口2008)。この点については、事業所ヒアリング調査でも確認することができた。このような課題に対して、E市では25時間以上の給付が認められた場合、事業所の負担を軽減するために複数の事業所で支援することを推奨している。このような取り組みは他市や他事業所では聞くことができなかったが、従事者

不足解消のためには重要な取り組みであると言える。

表 12 従事者状況と改善の試み

| | | |
|----|-----|---|
| A市 | A-1 | <ul style="list-style-type: none"> ヘルパーがいない。 60歳以上のヘルパーが多い(最高齢70歳)。 行動障害の人の対応は職員がやらざるを得ない(ヘルパーには任せられない)。 |
| B市 | B-1 | ヘルパーは定時雇用管理にしている。ヘルパー活動がない時は、通所やショートステイの仕事をしている。 |
| | B-2 | ヘルパーは60代が主力。定年退職後のヘルパーや主婦が多い。ヘルパーは全員非常勤で常に仕事があるわけではない。 |
| | B-3 | 職員(非常勤含む)約70人。内男性は10人程度。 |
| | B-4 | 登録ヘルパーは約20人。人材を集めるのが難しい。 |
| C市 | C-1 | 常勤2名、非常勤8名。女性スタッフしかいないため、児童が思春期になると男性ヘルパーのいる事業所へ繋いでいる。 |
| | C-2 | ヘルパー5、6人(実際に稼働しているのは3、4人)で、全て女性。 |
| D市 | D-1 | 正規・登録ヘルパーは40名で、男性9名、女性31名。 |
| | D-2 | 登録ヘルパーは約80名(介護保険事業、障害福祉事業全体)。 |
| E市 | E-1 | <ul style="list-style-type: none"> 常勤換算基準3.5人(入所施設支援員が兼務)。 午前中はほとんどサービス利用がなく、夕方以降に増えるため、勤務体制を時間単位で調整している。 |
| | E-2 | <ul style="list-style-type: none"> ヘルパー数6人(常勤換算基準2.5人)。 行動援護相当の対象者に対してヘルパー不足を補うため、移動支援に振り分ける仕組みをとっている。 25時間以上の給付が認められた場合、ひとりで多くの時間利用することはヘルパーの負担が大きいこと、好みのヘルパー指定に対する予防等の理由で、行動援護事業所を複数に分けて使うことを推奨している。 |

②その他の課題

今回の事業所ヒアリング調査では、その他にも課題が抽出された。特に、車両移送に関する問題を多く聞くことができた。鉄道などが整備されていない地方では、移動支援の方法として、車両移送が前提となり、介護行為と一体的に行う車両移送の場合、福祉有償運送の登録が必要となる。しかし、福祉有償運送 79 条の関係で、運転時間は移動支援のサービス提供時間に算定することはできないとされている。例えば、移動支援のサービス提供時間が2時間である場合、片道の運転時間 15 分、行き帰りで 30 分がサービス提供時間に算定されないため 90 分がサービス提供時間となる。その残りの 30 分については、福祉有償運送の対価となる。この対価については、利用者負担であり、利用者負担への配慮から多くの事業所がほとんど実費のみで行っており、事業所は 30 分間の人件費が補填できないという問題を抱えていた。また、この他に、福祉有償運送の研修を受けた者しか車両移送を行うことができないため、従事者不足に拍車をかけているのが現状であった。

表 13 その他の課題

| | | |
|----|-----|--|
| A市 | A-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人との相性を考慮して対応者を決めているが大変。 ・行動援護の従事者要件が厳しく、担い手がいない。 ・行動援護の事業所不足(市内で行動援護を実施している事業所は1か所のみ)。 |
| B市 | B-1 | ・入所施設で対応困難な人が在宅に戻っており、その人への対応。 |
| | B-2 | ・市行政と調整して対応している。 |
| | B-3 | — |
| | B-4 | <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援では通学が認められていないため、対応に工夫が必要である。 ・人材集め。 |
| C市 | C-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの確保が難しい。 ・ニーズに対して十分な対応ができていない現状がある。 ・男性ヘルパーを雇用したいが、正規で雇うことができない。 |
| | C-2 | — |
| D市 | D-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・最近財政難で支給決定時間が厳しくなっている。 ・「身体介護なし」の移動支援は、事業所としては採算がとれない。身体介護ありに変更出来ないか相談することがある。 ・車を使った移動中(ヘルパーが運転した場合)は、行動援護等の給付対象時間にならない。 |
| | D-2 | ・問題があった時は、市行政に相談して対応している。 |
| E市 | E-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・外出の移動は全て車だが、ある地区では個別送迎が禁止となっている(80条の移送サービスは使えない)。 ・最も遠い家庭で、車で片道1時間。その後、活動して・となると、移動時間がかなりかかり、コストに見合わない。 ・土日や休日に希望が重なる。職員の勤務を考えると、休日加算等の対応が欲しい。 |
| | E-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・車を使つての移送が前提になる。対価ゼロでもヘルパー移送の資格が必要となり不足する。 ・車を使った移動中(ヘルパーが運転した場合)は、行動援護等の給付対象時間にならない。 ・行動援護は社会参加や余暇を大切に考える事業であるが、実際には重度対応・家族のレスパイト的な意味合いが大きくなっている。 ・マンツーマン支援が本来のニーズでない人にも、そのサービスしかない状況を地域で作ってしまっている。 ・入所施設で対応が困難な行動障害のある人が在宅に戻している例がある。強度行動障害対応の施設がなく、通所でも受けてもらえないため、在宅中心の生活で行動援護を利用している実態がある。 |

5. おわりに

本研究によって、移動支援は社会参加の支援という一面だけではなく、地域によって様々なサービスの代替的機能を果たしていることが明らかとなった。例えば、日中一時支援や児童デイサービス、介護保険サービスなどの代替としての利用実態が本研究では確認することができた。これらの要因は、本研究では指摘することはできないが、支援費制度から障害者自立支援法へ移行した4年間で培われたものとは言い難い。それぞれの地域のガイドヘルプサービスなどの歴史的な経緯が深く影響していると考えられるが、本研究ではそこまで掘り下げた考察をすることは難しく、本研究の限界と言える。

最後に、市町村悉皆調査、事業所アンケート調査、事業所ヒアリング調査にご協力いただいた多くの関係者の皆様に感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 株式会社ピュアスピリッツ（2010）『視覚障害児・者の移動支援の個別給付化に係わる調査研究事業 報告書』.
- 国土交通省自動車交通局旅客課（2008）『福祉有償運送ガイドブック』.
- 神戸市保健福祉局（2009）『利用者のニーズに即した「移動支援サービス」の効果的・効率的提供に関する調査』平成 20 年度障害者保健福祉推進事業研究成果報告書.
- 立命館大学人間科学研究所（2008）『障害児の放課後支援の今とこれからー全国調査（自治体調査・保護者調査）報告書ー』.
- 谷口泰司（2010）「障害福祉サービス提供基盤の地域格差に関する一考察ー移動支援事業の実態調査を通じてー」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』No.13,119-126.

第2部

重度の知的障害児者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについて

第2部 重度の知的障害児者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについて

1. はじめに

行動援護とは、障害者自立支援法において、在宅の障害児者に対する個別に訪問サービスを提供する介護給付として位置づけられている。その定義は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

行動援護は、支援費制度から障害者自立支援法への移行段階の2005年に誕生した、比較的新しいサービスである。2004年11月26日の社会保障審議会・障害者部会において、移動支援が地域の実情にあった地域生活支援事業として柔軟性のあるサービスに位置づけられる方向性が示されたと同時に、移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、個別給付でサービス提供することになった⁵⁾。そして、重度の身体障害者については重度訪問介護が、重度の行動障害のある知的障害者や精神障害者には行動援護が誕生した(2005年度は知的障害のみ対象)。行動上の困難の程度についても、標準的な行動関連項目において一定の点数以上が概ね1年間継続しているものと規定している¹⁾。

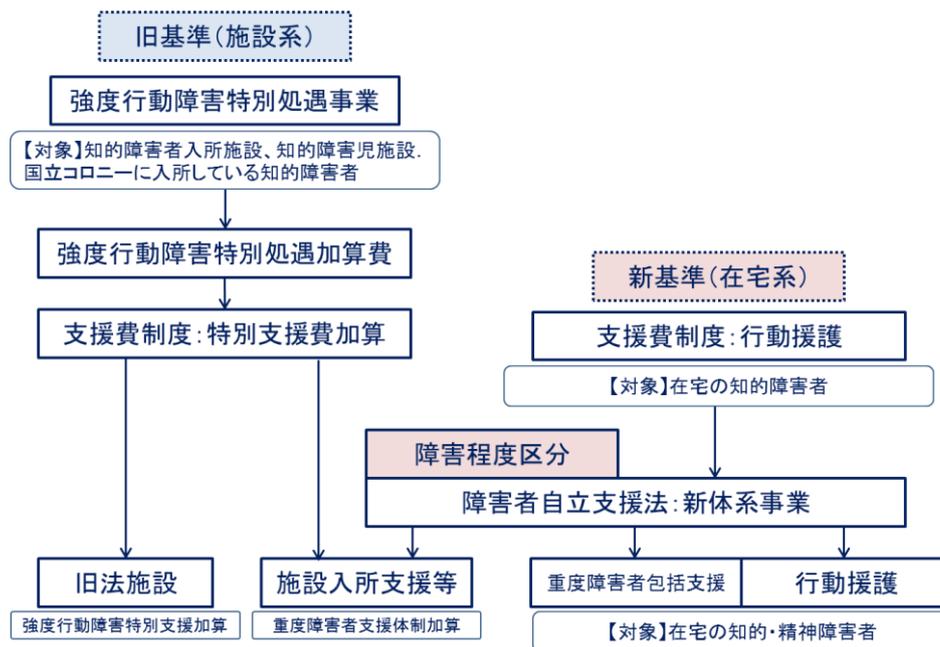


図1. 強度行動障害と行動援護の評価基準とサービスの歴史的経過 (大塚,2010 より)

知的障害者の行動上の問題について、わが国でもかなり早い段階から福祉や医療、教育の分野で注目されている⁸⁾。さらに1980年代後半より、自閉症をはじめとした重度の行動障害のある者について、強度行動障害という用語で調査研究が継続的に実施されてきた。強度行動障害とは、精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害(噛みつき、頭突き等)や、間接的 he害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく

処遇の困難な者をいう³⁾。その後、これらの研究成果を元に、1993年より強度行動障害者特別処遇事業、1998年より強度行動障害特別処遇加算費へと発展してきた。さらに、2003年の支援費額算定表に強度行動障害者加算が加わり、2006年の障害者自立支援法においては障害程度区分の中に行動障害に関する一定の評価が加えられることとなった（制度としての強度行動障害は無くなっている）。ⁱ

大塚（2010）は、行動障害のある知的障害者に対するサービスとその判定基準について、強度行動障害や行動援護の歴史的経過を図1のように整理している⁶⁾。また、行動障害のある知的障害児者の行動改善や生活の質向上に向けての、医療や心理教育的なアプローチの実践事例や調査研究は多く報告されている⁷⁾⁹⁾。行動障害のある人には、ライフステージ毎に実態に即した相談支援、生活支援、日中活動支援、医療支援が必要であり、包括的な支援システムの構築が期待されている⁴⁾。しかし、行動援護をはじめとした支援費制度以降のサービスを活用した実証的な研究は見つけられない。ⁱⁱ

2. 目的

本調査では、障害者自立支援法の施行から既に4年が経過した現時点で、行動障害のある知的障害児者が、居宅系あるいはそれ以外の障害福祉サービスを活用しながら、より快適な生活へ向けてどのような取り組みが行われているかを調査する探索的な研究である。本調査は、行動障害のある知的障害児者と同居する家族からのインタビューにより、①現行の障害福祉サービスの利用状況と問題点を明らかにし、②より快適な暮らしを実現するために必要とするサービスや仕組みについて考察する。

3. 方法

本調査は、行動障害のある知的障害児者と長年生活している家族が比較的多いと思われる、都道府県・政令都市自閉症協会等の6ヶ所の中核メンバーに協力依頼を行い、調査協力家族を募集した。その際、著しい行動障害があると想定される基準として、下の2項目からなる簡便な事前アンケートをお願いし、その合計点が4点以下の知的障害児者がいる家族のみを対象とした。

■□■ ヒアリングをお願いしたい人について ■□■

今回のヒアリングは、大まかな基準として、下記の2つの設問に対する回答の合計が4点以下を考えております。各設問で適当だと思われる番号に○をつけ、その数字を合計してください。

【設問1】知的障害のある人が、自宅において一人で留守番する状況を考えると、次の選択肢のどれに最も近いですか？

1. 一人で留守番をさせたことはないし、心配で留守番させることはできない
2. 1時間以内であれば、事前に準備をしておけば留守番ができる（できると考えられる）
3. 1時間～3時間程度は準備をしておけば留守番はできる
4. 3時間以上の留守番はできる

【設問2】知的障害のある人が、一人で外出する場面を想定すると、次の選択肢のどれに最も近いですか？

1. 一人で外出させたことはない（一人の外出は心配で出せない）
2. 片道15分程度の時間であれば、決まりきった場所への外出は出せる（自動販売機の利用、通所先、決まりきった散歩道）
3. 明確な目的が決まっていなくても1時間程度の一人で外出は可能
4. 1時間以上の外出をしている

合計点 ・ ・ ・ ・ ・ _____ 点

なお、事前アンケートの設問の構成上、思春期（小学校高学年）前の知的障害児を育てる家族を対象から除外した（障害がなくても低年齢であれば4点以下になる）。都道府県・政令指定都市自閉症協

会等からの紹介を受けた後、再度調査の目的と協力要請を行い、家族に負担がかからない範囲で以下の3つの方法を選択してもらった（実際、短期入所利用に合わせてヒアリングの日時を設定した家族もある）。

- 面接調査：自宅あるいは福祉サービス利用の場所に調査員が訪問し、面接形式で1時間程度ヒアリングを行う。
- 電話調査：調査項目をFAXで郵送し、返信してもらった後に、電話で各項目の補足を行う。
- メール調査：調査項目に返信で回答してもらった形式で5回程度のやりとりをメール交換で行う。

ヒアリング項目は、概ね以下の通りである。なお、ヒアリングの対象者（家族）に対しては、書面で調査研究の主旨と流れを説明し、了解を得た上で同意書を得ている。

- 障害のある子どもの状況と経過の概要：年齢、診断名、障害の程度、医療の経過、事前アンケートの確認、子育てで苦労した時期と状況、これまで支えになった支援者等
- 現在利用している福祉サービス等の状況：平日の日中活動とそれ以外の時間、休日、緊急時や行事対応、訪問による個別支援サービス利用と意向（経験ありの場合はヘルパーとの相性等詳細に）
- 現在の生活上の課題とより快適な生活に向けての希望：支援機関・支援者等との関係、支援方法、制度面について、希望は実現可能性に関係なく

ヒアリング協力者は7家族8人であった（母親のみ6家族、両親1家族）。ヒアリング方法としては、面接調査が6家族、メール調査が1家族で、面接については概ね1家族1時間、メールについてはヒアリング項目を概ね3分割し約1ヶ月間のやりとりを行った。

表1 調査対象者となる知的障害児者の概要とその居住自治体の障害福祉サービスの実施状況

| 対象の障害者（児） | | | | 居住地域の概要：福祉サービスは人口1万人あたりの利用人数 ※ | | | | | | | |
|-----------------|----|----|----------|--------------------------------|------|------|------|------|------|------|--|
| 対象 | 性別 | 年齢 | 療育手帳（区分） | 都市 | 人口 | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 居宅介護 | 児童デイ | |
| Aさん | 女 | 19 | A (3) | 1 | 約6万 | 1.1 | 1.0 | 支給なし | 3.5 | 12.9 | |
| Bさん | 男 | 16 | A (-) | | | | | | | | |
| Cさん | 男 | 31 | A2 (5) | 2 | 約71万 | 9.3 | 1.6 | 0.2 | 7.0 | 6.0 | |
| Dさん | 男 | 12 | A2 (-) | | | | | | | | |
| Eさん | 男 | 21 | A (5) | 3 | 約81万 | 7.4 | 2.9 | 0.7 | 7.5 | 0.2 | |
| Fさん | 男 | 17 | A1 (-) | 4 | 約37万 | 6.8 | 1.4 | 0.1 | (不明) | 2.6 | |
| Gさん | 男 | 21 | A (6) | 5 | 約41万 | 21.8 | 1.2 | 0.4 | 11.3 | 2.3 | |
| 障害福祉サービスの全国平均 ※ | | | | | | 7.6 | 3.2 | 0.4 | 8.8 | 4.1 | |

※人口1万人あたりの障害福祉サービス利用者数は本調査の自治体悉皆調査結果より

7人のヒアリング協力者と同居する知的障害児者ならびに、居住する自治体の障害福祉サービスの実施状況について表1にまとめる。知的障害の程度としては、全員、話しことばによるコミュニケーションが難しい重度の知的障害児者である。また、7人全員が、現時点も精神科ないし神経科に定期的に通院しており、6人は自閉症の診断を受けており、もう1人は歌舞伎メーキャップ症候群の診断

を受けている。表1の右半分は、各家族が生活している自治体の人口と主だった障害福祉サービスの利用状況をまとめたものである。居住する自治体により障害福祉サービスの実施状況が多様であることが分かる。

4. 結果

(1) サービス利用の状況

7人の知的障害児者の現在のサービス利用の状況をまとめたものが表2である。日中活動として学校に通っている3人以外は、月曜日から金曜日の間、生活介護事業所に通所している。その内、3人は施設の送迎サービスを利用しており、1人は家族が車で送迎している。一方、学校に通っている3人は、原則全員家族が送り迎えを行っている。ただし、放課後に児童デイサービスを利用する日は、その送迎を利用してしている事例がある(Dさん)。ヒアリング段階では、全員、ほぼ毎日コンスタントに日中活動の場に参加している。

表2 調査対象となる知的障害児者のサービス利用の状況

| 対象 | 日中活動 | それ以外の障害福祉サービス | インフォーマルなサービス |
|-----|-----------|--|----------------------------|
| Aさん | 生活介護(週5日) | | 水泳教室(1/W) |
| Bさん | 特別支援学校高等部 | 児童デイサービス(2/W) | |
| Cさん | 生活介護(週5日) | 短期入所(1泊2日 2/M) 行動援護(2/M) | 自費の余暇活動サークル・自費の療育支援機関(2/M) |
| Dさん | 特別支援学校小学部 | 児童デイサービス 行動援護(ヘルパー2名) 放課後タイムケア | 自費の療育支援機関 |
| Eさん | 生活介護(週5日) | 日中一時(1/W) | |
| Fさん | 特別支援学校高等部 | | |
| Gさん | 生活介護(週5日) | 短期入所(1泊2日 2/M) 移動支援(3/M) 日中一時(3/M) | スポーツサークル等(1/W) |

表2から、日中活動(学校)以外の障害福祉サービスを利用しているのは4人、そのうち3人は行動援護ないし移動支援といった訪問による個別支援サービスを利用している。家庭以外で宿泊する短期入所を利用しているのは2人で、どちらも特定の施設のみ利用している。また、Bさんは3年前に家の中での破壊的行動や家族への他害行動が頻繁になった際、数回短期入所を利用したが、それ以降は利用していない。障害福祉サービスではない活動に定期的に参加している事例は4例である。スポーツサークルや余暇サークル、療育支援機関等すべて、障害のある人に特化したサービスであった。

安定した日中活動の確保できるかどうか、強い不安があると表明している家族がいる。Aさんは、昨年度特別支援学校卒業時に、施設実習中の問題行動ゆえに卒業間近まで通所先が確定しなかった。この時は、「途方に暮れた」と表現している。同様な心配を、これから学校を卒業するFさんの家族も感じている。「先日、施設実習を挑戦したけど、問題行動が原因で、1日で実習が中止になった。生活介護事業所は市内にはいくつもあるが、本当にうちの子を受け入れてくれるところがあるだろうか？」成人対象の施設に通いだしても心配は尽きないという家族もある(Eさん)。「家庭の中では起きないのだが、施設の中で何かが原因で他の利用者突き飛ばして怪我をさせることが年に何度かある。障害のある人同士では原因が分からず、客観的にその状況を判断してくれる人材がいない。」ウィークデイの日中活動に参加できなくなることに對する、家族の不安は非常に強い。

(2) 生育歴の回想と問題行動

家族の生育歴に関する回想から、子育てとして非常に大変で負担感を感じた時期とその理由をまとめたものが表3である。7人は、就学前と思春期以降の2つの時期をあげている。

表3 家族が強い負担を感じた時期とその理由

| 対象 | 乳幼児期（就学前） | 思春期以降 |
|-----|--------------------------|------------------------------------|
| Aさん | 独語や奇声が止まらなくなる（幼稚園） | パニックがひどくなる（中学生） パニックがひどくなる（高校生） |
| Bさん | | 家の壁に穴をあける・嘔み付く（13歳頃） |
| Cさん | 通園や病院に通えない：順番待ち 家庭の転居 | 祖父母の介護等：葬儀に参列できず（高校生） |
| Dさん | 下の子を妊娠していた（3歳頃） | |
| Eさん | 極端な偏食と飛び出し（通園施設） | 他の利用者への他害（生活介護事業所） |
| Fさん | 睡眠障害と極端な偏食（3歳頃） | |
| Gさん | | パニックがひどくなる（高校生から） |

今回の対象者は、強いこだわり、そして時には他害や自傷行動、さらに物を投げる・壊す等の問題行動等を比較的長い期間持ち続けている人である。それでも、全員の家族は、家庭生活を継続することが難しいと感じる「特別な時期」があったと述べている。障害に気づいてから間近な乳幼児期に家族が大変だったと回想していた理由には、以下の3つの類型があった。それは、①障害に起因すると想定される特異な行動：睡眠障害や極端な偏食（例：Fさんは牛乳以外の食べ物を一切受け付けない）、独語や奇声、②専門機関との関係：通園や病院が定員等の理由で受け付けてもらえない、③家族の変化：下の子の妊娠や転居である。一方、家族が障害の状況について一定の理解を示してからの思春期以降に負担を感じるようになった家族も多い。その理由は、①家庭内での極端な問題行動：身体の成長に伴い影響が大きくなる、②通所先の極端な問題行動：他の利用者等への他害、③家族の変化：祖父母の介護や死去をあげている。また、攻撃的な行動やパニックといった問題行動が、思春期以降にはじめて大きく表面化した事例が今回の調査では2人いる。

すべての家族は、この強い負担を感じた時期を自らの力で乗り越えている。その支えになったのは、配偶者や祖父母といった家族・親族はもちろんのこと、親の会の仲間、主治医や療育機関の専門家、教師、福祉施設の支援員、相談支援員など、全員複数の人材をリストアップしている。また、現在、比較的安定していると家族が評価する人は、家庭内において一人で一定時間過ごせる「好みの」活動が存在している。例えば、古いお気に入りのアニメのビデオの特定の場面を繰り返して視聴する（Cさん）、YouTubeのお気に入りの動画を繰り返し視聴する（Cさん、Dさん）、ユニークな工作や課題を黙々とこなす（Eさん、Gさん）などである。どれも、①他者が全く介在しない、②1時間程度は興味関心が持続する、③同年代の一般的な人がほとんど行わない活動である。しかし、このような活動の有無は、思春期以降の行動障害のある知的障害者の在宅生活において、かなり重要な役割を示している。逆に、このような活動レパートリーのない人の場合、家庭にいる時間の大部分で、家族の見守りが必要になってくる（Bさん、Fさん）。

(3) 訪問系事業に対する態度

行動援護や移動支援、居宅介護といった訪問系の障害福祉サービスについては、現在3人が利用している。その理由は、①自宅に引きこもりがちになる生活の予防、②運動不足の解消をあげている。外出の目的地は、Cさんは無料で古いビデオを貸し出す公共施設等（近隣と公共交通機関を乗り継ぐ遠距離施設）、DさんとGさんは近所の公園や決まった散歩コースが中心である。訪問系事業に関す

る3人の家族の考えを以下に紹介する。

- 2人ヘルパーと運動のために (Dさん)：第二次成長期に入り、身体が大きくそして体重増が気になりだした。母親が外に連れ出しても、運動らしい運動はできない。現在、行動援護のサービスとして、男性2人体制のヘルパーが、近隣の公園に連れ出し、積極的に運動に取り組んでいる。元々、多動で走るのが速かったため、女性や高齢のヘルパーでは対応が難しい。また、安全面からひとりでは困難ということで、2人体制になっている。本人は、喜んでヘルパーと外出している。
- サービス利用に慣れるまで何年もかかった (Gさん)：中学3年ではじめてガイドヘルパー（移動支援）を利用してから6年間で17人のヘルパーと関わってきた。利用はスタートしたが、ヘルパーも本人も家族も、その利用方法について慣れるまでに何年も時間がかかった。今は、近隣の公園や散歩コースの軽運動を中心に、遊園地等への遠出することもある。近隣の散歩コースは、道順もすべて覚えているが、時々突発的に大声を出して走りだすといった行動があるため、安全面を考えひとりで外出させることは出来ない。そういった意味で、家族以外のヘルパーは大切。相性の悪いヘルパーだと、外出の前後の顔の表情が硬くなり、場合によってはその後の極端なこだわり行動等が出ることもあった。17人中4人のヘルパーは、本人との相性が良く、家族も安心して委ねられた。振り返ると、性別や年齢、さらに障害者支援の専門知識と相性は全く別物だと思われる。
- コーディネーターがトータルに支援 (Cさん)：生活支援事業に隣接した同一法人の行動援護を利用している。行動障害のある自閉症の支援に特化した事業所であることから安心してサービスを利用することができ、行動援護のプログラムも非常に多彩である。例えば、①自宅で特定のアニメビデオやネット動画に夢中になりがちで、外出はほとんど興味がないCさんに、そのビデオをレンタルするために定期的に公共施設に出かけるプログラムを計画する、②自宅に来客があるとパニックになっていた原因を突き止め、それを予防する支援を行うなど、個別の訪問サービス形態を活用し、快適な生活に向けた様々なプログラムを受けている。また、地域の余暇活動を中心としたサークルにも事業所職員はボランティアに参加しており、まさに生活全体を見据えた個別支援計画の一部に行動援護が組み入れられている。

一方、訪問系の障害福祉サービスを利用していない4人については、その理由を以下のように述べている。

- 特定のヘルパーに託せない (Aさん、Bさん)：近隣には、行動障害のある知的障害児者向けの居宅介護や行動援護、移動支援のサービスを使っている事例が無い。最近（障害者自立支援法以降）、児童デイサービスや生活介護事業所が増え、その送迎サービスと組み合わせることで、利用しやすいサービスが増えてきた。しかし、ヘルパーが自宅にやってくる、一対一の個別支援には馴染みがない。「不安定で行動上の問題が大きい時期に、人（一対一サービス）に頼めることは遠慮したい。」
- 長年の送迎は母親の仕事 (Eさん)：子どもは中学校より養護学校に通い始め、その時から母親が毎日車で送迎を行ないはじめた。現在まで9年間、送迎をし続けており、慣れてしまった。学校に通っていたときは、夏休み等の長期休暇に、余暇サークルやボランティアを利用したりしていたが、卒業後は週5日の通所で外出する程度が本人の生活に合っていると思う。
- 家庭が最後の砦 (Fさん)：支援費制度がはじまったと時、ヘルパー事業を活用した。障害が重い人のサービスとして期待していた。何人かのヘルパーが家庭にやってくる、家の中や外出

支援をお願いした。熱心で、相性が良いヘルパーは、やっとなれたと思う頃に、事業所の管理者となってしまった。その後、安心して委ねられるヘルパーとめぐり合うことができず（サービス中にパニックになることが何度かあった）、サービス利用を辞めてしまった。そもそも、男性のヘルパーは期待できなかった。「F にとっては、家庭以外は安心出来る所ではなく、問題行動が出てしまう。少なくとも家に帰ったときに、ゆったりと、自分が予測できる日課と環境を整えてあげたいと親は考える。そこにヘルパーが来ると、最後の砦の家庭も安心出来ない場所になってしまう。」

行動援護や移動支援といった一対一の介護サービスは、家族にとって優先順位が最も高いサービスではない。しかし、継続的に利用している家族にとっては、健康面や精神的なリフレッシュには欠かせないものであり、C さんのように、生活全般の支援を実施する上で、きめの細かいユーティリティー・サービスとして活用される場合もある。また、行動障害のある人を一対一サービスとなるヘルパーに委ねることは、家族にとって、非常の大きな心理的な負担をもたらしている。G さんの家族は、「サービス利用に慣れるまで何年もかかった」と述べており、F さんの家族は、対応可能なヘルパー派遣の困難さに直面し、利用を辞めてしまっている。また、知的障害児者を対象とした行動援護や移動支援をほとんど実施していない地域では、行動障害がある人への一対一サービスのイメージすら沸かない。

（４）快適な生活に向けての要望

行動障害のある知的障害児者と一緒に生活している家族が、在宅生活をより快適に過ごすためにどのような要望をもっているかをまとめたものが表 4 である。

表 4 家族の要望

| | |
|------|---|
| A さん | サービス毎ではなく生活をトータルで考えてくれるサービス事業所や親の立場について考えてくれる安心出来る事業所を望む |
| B さん | 親が病気になったときに緊急に利用出来るサービスが欲しい |
| C さん | 親が病気や死去した後のサービスが心配。医療や福祉情報がスムーズに引き継げる仕組みが欲しい |
| D さん | 緊急時に利用出来るサービスが欲しい（含む送迎サービス）。 |
| E さん | 事故や怪我が起きたときその調整や仲裁ができる第三者的な組織が欲しい |
| F さん | 行動障害を持った人に対して適切に対応できるサービスが欲しい（サービス受給は決定されるが受け入れる事業所がない） |
| G さん | 緊急時や必要な時に利用出来るサービス、スポーツや健康管理など充実した余暇プログラムならびに安全・安心出来る移動のプログラムが欲しい |

表 4 の要望は、「緊急時の支援」「親亡き後の長期的な支援体制」そして「親の立場を理解してくれる人材」の 3 つに類型化できる。

特に、家族の病気や怪我といった緊急の対応で苦勞した家族は多い。C さんの母親は、自分の病気で主治医からすぐに入院を勧められたが、夫の勤務等の調整がつくまで半年間程入院できなかった経験をもっている。大なり小なり類似した経験は全員もっており、緊急時のサービス調整には全員悲観的である。G さんの母親は、「自分と兄弟が続けて入院した時があり、その時、短期入所と移動支援でなんとか乗り越えられた。送迎のない短期入所だけではとても持ちこたえられなかった」と述べている。今回のヒアリング対象者はすべて、家族がサービス調整を行っている。緊急時、さらには親亡

き後のサービス調整への不安は大きい。

5. 考察

(1) 在宅生活の継続を期待する家族の要望

行動障害が大きい在宅の知的障害児者の場合、家族が福祉・教育・医療の専門家と連携し、時間をかけて、障害特性に応じた配慮と安定した生活パターン作りを目指している。家族のヒアリングからは、感情の極端な起伏や問題行動を最小限にするために、家庭（家族）と日中活動の機関（特別支援学校教諭ならびに生活介護等の支援員）が綿密な連携を行うことを基本に、それを医師や療育等の専門家がサポートする形態がその連携の標準形であることがわかった。家庭内では、突発的な予定や日課の変更が起きないように慎重に予定を組む、自宅においてひとりで活動する場所や内容を準備する（時間をかけて育てる）といった工夫は、欠かすことのできない対応であった。

今回のヒアリングでは、すべての家族がサービス利用の決定に際しての調整役を行っていた。そして、その役目は全員が母親であり、母親が行動障害のある知的障害児者の生活のいわば司令塔である。日中活動以外には、短期入所や日中一時、行動援護・移動支援といった障害福祉サービスと、自費で障害者向けのスポーツや余暇活動あるいは療育活動を利用していた。しかし、日中活動以外のサービスを利用していない家族も存在する。利用するサービスを増やせば、「調整役としての家族の負担が増える」「日課の固定化や一人の活動重視といった家族の工夫とそれはトレードオフの関係になる」ことが推測される。

家族は、在宅生活を継続するためのリスクとして、①緊急時対応が必要な親の健康状態、②親亡き後の長期的な相談支援と本人の健康管理をあげている。そして、「親の立場を考えられる」ということばを使い、③福祉サービス事業者等に現在の生活の工夫やサービス調整役の苦労を理解し、引き継いで欲しいと願っている。

(2) ヘルパー事業所から見た行動障害のある知的障害児者

行動援護や移動支援をはじめとしたヘルパー事業に対して、家族は「相性」ということばを用いて不安を表明している。多動性や移動の速さや距離の長さに付き合えるヘルパー派遣が難しい、普段と違う行動の変化をキャッチし家族に伝達することが難しい、ちょっとした問題行動で腰が引けてしまい続かない等、サービスを利用する家族から意見が出された。質が高く、行動障害のある知的障害児者と相性のよい、ヘルパーに委ねたいと考えているようである。

一方、ヘルパー事業所からは、別の意見が聞かれる。第1部の調査（障害者が利用する移動支援の実態と課題）において、行動援護や移動支援を提供しているサービス事業所からいくつかの課題を聞いている。

行動援護や移動支援の事業所は、報酬単価とサービス時間（ヘルパーの拘束時間）が乖離する場合が多く（家庭までの移動時間、福祉有償移送による移動）、訪問系の事業単独では、安定的な経営が難しくなりがちである。それゆえ、ヘルパーの労働条件も決して良好とは言えず、性別・年代・専門性等に関して変化に富んだ職員を常時確保することに苦労している。結果的に、行動障害のある知的障害児者のニーズにマッチした（家族にとっては相性のよい）ヘルパーを継続的に派遣することは難しい。もし、一定期間派遣できたとしても、そのヘルパーに派遣希望が集中し、負荷がかかりすぎてしまう経験がある。家族が「相性」を求め過ぎると、マッチするヘルパー事業所やヘルパーが無くなってしまう。

事業所のヒアリングからは、さらに別の問題も浮かび上がってくる。行動上の問題はそれ程でなくても、サービス調整する家族の機能が弱い（例：シングルの親で長時間就業、親自身の障害や長期の

疾病、家族に複数の障害の存在)、本来のニーズは訪問系サービスでないにも関わらず利用資源不足あるいは本来サービスの利用につながらない、といった理由から長時間のヘルパー派遣を行う場合が少なからず存在する。行動障害のある障害児者を対象とする行動援護の理念とは別の、優先順位が存在するのも致し方ない現実である。

(3) 行動障害のある人が在宅で長期間生活を送る上で

今回の調査は、7例という非常に限られた事例をもとにまとめている。また、地域は分散したものの、積極的に親の会活動に加わっている家族に限った、対象者の選考である。この結果を一般化するには限界がある。さらに、行動障害のある知的障害者の長期的な在宅生活を支える因子は、数限り無く存在する。例えば、家族の心身の健康状態、家族の経済的な状況(居住環境)、家族と専門家との協力関係、家族を支えるインフォーマルな人材、行動障害の種類と頻度と強度、身体的な特徴、一人で過ごせる活動の時間と興味関心など、限りがない。在宅生活を快適に過ごすためのサービスについては、さらに多くの視点からの研究が必要になる。

しかし、今回のヒアリング調査から、障害福祉サービスとインフォーマルなサービスを組み合わせ、より快適な生活の実現に向けて実践をはじめている事例があることがわかった。例えば、Cさんの事例は次のようにまとめることができる。

日中活動から短期入所、行動援護、さらにインフォーマルな余暇サークルに到る広範囲の生活を、家族と同じ目線で各々の生活の様子をモニターし、サービス調整を行う専門家が存在している。個別支援の目標やプログラムは、実態に即して定期的に改定されている。そのうえ家族は、学齢時からの親の会活動や療育・余暇サークルに長期間関わり、参加している。一人の専門家に依存するのではなく、司令塔の役割は家族が果たしている。「親亡き後」「緊急対応」の2つの不安を解決すべく、親元を離れてケアホームへ移る可能性について検討し始め、定期的な短期入所利用という新しい挑戦をいはじめた。

Cさんの家族は、決して現在の生活に満足度が高い訳ではない。Cさん自身も、ことばで満足度を表現するわけでもない。継続的にどれくらい広がりのある生活を組み立てられているか、客観的な問題行動の増減の管理、家族の満足度や主治医等の評価など、総合的に快適さを評価する指標ならびにそれを評価できる人材養成が早急に求められる。

文献

- 1) 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク編(2010) 『改訂版行動援護従業者養成研修テキスト～基礎編・援助技術編』 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園.
- 2) 藤原義博(2008) 「環境に向けたアプローチによる発達障害児者の行動問題の改善～Life styleを重視した生活の質の向上を目指して」 『発達障害研究』30(5).
- 3) 石井哲夫(1991) 『強度行動障害児(者)の処遇に関する研究』 平成2年度厚生省心身障害研究.
- 4) 石井裕紀子(2005) 「滋賀県における『強度行動障害』への支援の現状と課題」 『障害者問題研究』33(1).
- 5) 加瀬進(2009) 『行動援護に関する研修及び研究の論点と課題 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究報告書』 平成20年度障害者保健福祉推進事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園.
- 6) 大塚晃(2010) 「強度行動障害の定義について」 『強度行動障害の評価と支援手法に関する研究』 井上雅彦主任研究 平成21年度厚生労働科学研究.

- 7) 佐々木正美監修 (2004) 『青年期自閉症へのサポート～青年・成人期の TEACCH 実践』 岩崎学術出版社.
- 8) 高木隆郎・小池清廉 (1972) 「パーソナリティー特性と異常行動」 菅修監修『精神薄弱医学』 医学書院.
- 9) 財団法人日本知的障害者福祉協会編 (2007) 『行動障害の基礎知識』 財団法人日本知的障害者福祉協会.

i 行動上著しい困難を有する精神障害者も当初の調査対象としていたが、行動援護の事業所調査段階で、そのような対象者にめぐり合えなかったことから、今回は知的障害者のみを対象とした。

ii 障害者自立支援法の新しい障害福祉サービスとして、重度障害者等包括支援が登場した。このサービスも重篤な行動障害のある障害者も対象とするが、平成 23 年 3 月段階での全国の実績は 25 名と非常に少数であるため、このレポートでは割愛した。

第3部

移動支援・行動援護等に関する市区町村悉皆調査

第3部 移動支援・行動援護等に関する市区町村悉皆調査

第1章 調査概要

1. 目的

全国の市区町村において、地域生活支援事業として位置づいている「移動支援」や「日中一時支援」、さらには自立支援給付事業である「居宅介護」「行動援護」「生活介護」「児童デイサービス」「短期入所」のサービス提供実態を把握することを目的とした。

2. 項目

「人口」、「身体・知的・精神障害者人口」、「身体・知的・精神障害児人口」、「移動支援・日中一時支援の事業所指定数・1ヶ月間の実利用者人数・1ヶ月間の延べ利用時間」、「行動援護・重度訪問介護・居宅介護・児童デイサービス・短期入所・生活介護の利用事業所数・1か月の実利用者人数・1ヶ月間の延べ利用日数ないし時間」

3. 時期

調査は、平成22年9月～10月に行った。なお、記入にあたっては、障害者数、事業所数については原則的に平成22年4月1日に把握しているもの、利用実績は平成22年6月の実績とした。

| 項目 | 基準日 |
|------|-----------|
| 障害者数 | 平成22年4月1日 |
| 事業所数 | 平成22年4月1日 |
| 利用実績 | 平成22年6月 |

4. 方法

全国1,750市区町村の担当部所へ郵送配布し、郵送回収にて行った。

5. 回収率

(1) 市区町村

| 市区町村数 | 回収数 | 回収率 |
|--------|--------|-------|
| 1,750件 | 1,225件 | 70.0% |

(2) 人口

| 総人口 | 回収市区町村総人口 | 回収率 |
|--------------|--------------|-------|
| 127,380,000人 | 115,540,941人 | 90.7% |

(3) 障害者児数

| | | 身体 | 知的 | 精神 |
|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 手帳交付数 | 総数 | 5,107,947 *1 | 816,548 *1 | 544,314 *2 |
| | 内 18 歳未満 | 108,146 *1 | 209,545 *1 | - |
| 回答者数 | 総数 | 4,286,365 | 696,345 | 526,285 |
| | 内 18 歳未満 | 83,805 | 185,680 | 4,145 |
| 回収率 | 総数 | 83.90 % | 85.30 % | 96.70 % |
| | 18 歳未満 | 77.50 % | 88.60 % | - |

*1 出典：平成 21 年度社会福祉行政業務報告

*2 出典：平成 21 年度保健・衛生行政業務報告

第 2 章 調査結果

1. サービス毎の結果の概要

(1) 指定事業所数

| | 移動支援 | 日中一時 |
|--------------|--------|--------|
| 総合計 | 19,926 | 11,081 |
| 人口 1 万人あたりの数 | 1.7 | 1 |

(2) 利用事業所数

| | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|--------------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 総合計 | 1,649 | 7,623 | 18,390 | 4,541 | 7,977 | 19,154 |
| 人口 1 万人あたりの数 | 0.1 | 0.7 | 1.6 | 0.4 | 0.7 | 1.7 |

- 移動支援の事業所数は、19,926 か所と最も多く、人口 1 万人あたりの数をみても 1.7 か所と、生活介護と並んで多くの事業所があることがわかる。

(3) 実人数

| | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|--------------|--------|--------|-------|-------|---------|--------|--------|---------|
| 総人数 | 87,115 | 37,235 | 4,356 | 8,022 | 101,721 | 47,092 | 24,836 | 117,272 |
| 人口 1 万人あたりの数 | 7.6 | 3.2 | 0.4 | 0.7 | 8.8 | 4.1 | 2.1 | 10.1 |

- 総人数も人口 1 万人あたりの数も、生活介護、居宅介護、移動支援の順に利用が多くなっている。

(4) 述べ利用時間・日数

| | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|---------------------------|----------------------|--------------------|-----------------|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 総時間 ()は人口1万人 あたりの数 | 1,370,014 (118.9) | 481,975* (41.8) | 94,862 (8.2) | 1,240,481 (107.6) | 2,238,908 (194.3) | — | — | — |
| 総日数 | — | — | — | — | — | 291,441 (25.2) | 175,012 (15.1) | 2085,238 (180.4) |

*日中一時は、時間で集計している市区町村と日数で集計している市区町村があるため、ここでは時間で集計している市区町村のみを集計した。

(5) 1人あたりの利用時間・日数

| | 移動支援 (時間) | 日中一時 (時間) | 行動援護 (時間) | 重度訪問 (時間) | 居宅介護 (時間) | 児童デイ (日数) | 短期入所 (日数) | 生活介護 (日数) |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1人あたりの利用 時間・日数 | 12,033 | 19,598 | 9,492 | 80,796 | 19,770 | 6,663 | 8,666 | 21,020 |

◇ 都道府県別集計結果は資料 p.74~p.75 参照。

2. 人口類型別分析

(1) 人口類型の概要

| | 総数 | 回答数 | % |
|-----------|------|------|-------|
| ～5000人 | 218 | 101 | 46.3% |
| ～10000人 | 239 | 123 | 51.5% |
| ～30000人 | 466 | 303 | 65.0% |
| ～50000人 | 259 | 198 | 76.4% |
| ～100000人 | 278 | 230 | 82.7% |
| 100001人以上 | 290 | 270 | 93.1% |
| 合計 | 1750 | 1225 | 70.0% |

(2) 各サービスの実施状況

| | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|-----------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ～5000人 | 70 69.3% | 55 54.5% | 8 7.9% | 7 6.9% | 65 64.4% | 47 46.5% | 44 43.6% | 75 74.3% |
| ～10000人 | 110 89.4% | 101 82.1% | 23 18.7% | 17 13.8% | 116 94.3% | 83 67.5% | 84 68.3% | 110 89.4% |
| ～30000人 | 294 97.0% | 282 93.1% | 96 31.7% | 84 27.7% | 296 97.7% | 260 85.8% | 283 93.4% | 293 96.7% |
| ～50000人 | 198 100.0% | 195 98.5% | 81 40.9% | 74 37.4% | 192 97.0% | 180 90.9% | 193 97.5% | 191 96.5% |
| ～100000人 | 229 99.6% | 224 97.4% | 122 53.0% | 135 58.7% | 224 97.4% | 203 88.3% | 223 97.0% | 223 97.0% |
| 100001人以上 | 270 100.0% | 262 97.0% | 193 71.5% | 230 85.2% | 262 97.0% | 259 95.9% | 263 97.4% | 263 97.4% |
| 合計 | 1171 95.6% | 1119 91.3% | 523 42.7% | 547 44.7% | 1155 94.3% | 1032 84.2% | 1090 89.0% | 1155 94.3% |

○ ほとんどの市区町村では移動支援を実施している(実施率 95.6%)。今回の調査で実施していない自治体 54 件あり、そのほとんどは人口 1 万人未満の小規模の自治体である。

(3) 各サービスの事業所数の平均値

| | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ～5000人 | 1.7 | 1.9 | 0.1 | 0.1 | 1.2 | 0.8 | 1.0 | 3.0 |
| ～10000人 | 2.7 | 3.2 | 0.4 | 0.2 | 2.2 | 1.3 | 1.5 | 5.1 |
| ～30000人 | 4.6 | 5.7 | 0.6 | 0.7 | 4.6 | 2.1 | 3.0 | 8.6 |
| ～50000人 | 8.2 | 9.4 | 0.8 | 2.1 | 8.1 | 3.6 | 5.7 | 13.6 |
| ～100000人 | 14.7 | 11.0 | 1.4 | 2.6 | 12.0 | 3.5 | 7.0 | 16.6 |
| 100001人以上 | 48.9 | 18.4 | 3.9 | 25.0 | 47.3 | 8.5 | 15.9 | 35.7 |
| 全体平均 | 13.5 | 8.3 | 1.2 | 5.1 | 12.6 | 3.3 | 5.7 | 13.8 |

(4) 各サービスの利用実人数の平均値

| | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|-----------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|-------|
| ～5000人 | 2.6 | 1.6 | 0.1 | 0.1 | 2.7 | 2.6 | 0.9 | 5.0 |
| ～10000人 | 3.7 | 2.8 | 0.8 | 0.5 | 4.9 | 5.7 | 1.6 | 9.5 |
| ～30000人 | 7.4 | 7.5 | 1.1 | 0.9 | 14.4 | 11.7 | 4.0 | 21.0 |
| ～50000人 | 15.3 | 14.5 | 1.9 | 1.2 | 26.5 | 19.2 | 8.5 | 41.7 |
| ～100000人 | 36.1 | 25.9 | 4.1 | 3.7 | 54.0 | 39.9 | 15.5 | 71.2 |
| 100001人以上 | 272.9 | 101.0 | 13.2 | 27.9 | 299.6 | 117.0 | 68.8 | 325.1 |
| 全体平均 | 56.3 | 25.6 | 3.6 | 5.7 | 67.0 | 32.7 | 16.6 | 78.9 |

(5) 各サービスの利用時間数・日数の平均値

| | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|-----------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|
| ～5000人 | 21.7 | 53.1 | 1.8 | 25.1 | 41.9 | 13.7 | 11.0 | 98.9 |
| ～10000人 | 43.4 | 82.8 | 16.5 | 39.0 | 83.4 | 36.7 | 18.2 | 172.6 |
| ～30000人 | 78.0 | 177.2 | 26.6 | 113.6 | 221.8 | 70.6 | 32.5 | 398.5 |
| ～50000人 | 149.5 | 336.5 | 35.4 | 152.2 | 426.9 | 111.4 | 63.4 | 759.0 |
| ～100000人 | 452.7 | 539.9 | 83.7 | 468.0 | 1068.6 | 242.1 | 109.3 | 1354.0 |
| 100001人以上 | 2860.6 | 1320.9 | 265.7 | 3142.0 | 4783.9 | 618.3 | 360.6 | 4377.2 |
| 全体平均 | 601.0 | 418.4 | 71.6 | 656.7 | 1104.4 | 182.1 | 99.1 | 1193.4 |

(6) 各サービスの1万人あたりの利用実人数の平均値

| | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ～5000人 | 9.4 | 4.3 | 0.4 | 0.3 | 8.1 | 7.4 | 2.6 | 18.7 |
| ～10000人 | 5.0 | 3.6 | 1.1 | 0.7 | 6.6 | 7.8 | 2.0 | 12.7 |
| ～30000人 | 3.9 | 3.9 | 0.6 | 0.5 | 7.8 | 6.4 | 2.1 | 11.5 |
| ～50000人 | 4.0 | 3.8 | 0.5 | 0.3 | 6.9 | 4.9 | 2.2 | 10.7 |
| ～100000人 | 5.2 | 3.7 | 0.6 | 0.5 | 7.8 | 5.8 | 2.3 | 10.3 |
| 100001人以上 | 7.2 | 3.8 | 0.5 | 0.6 | 8.6 | 4.3 | 2.2 | 10.3 |
| 全体平均 | 5.8 | 3.8 | 0.6 | 0.5 | 7.6 | 6.1 | 2.2 | 12.4 |

- 移動支援の1万人あたりの利用実人数は、一般的に、市区町村の人口規模が大きくなると多くなる傾向がある。日中一時支援ならびに個別給付サービスについても同様な傾向が見られる。

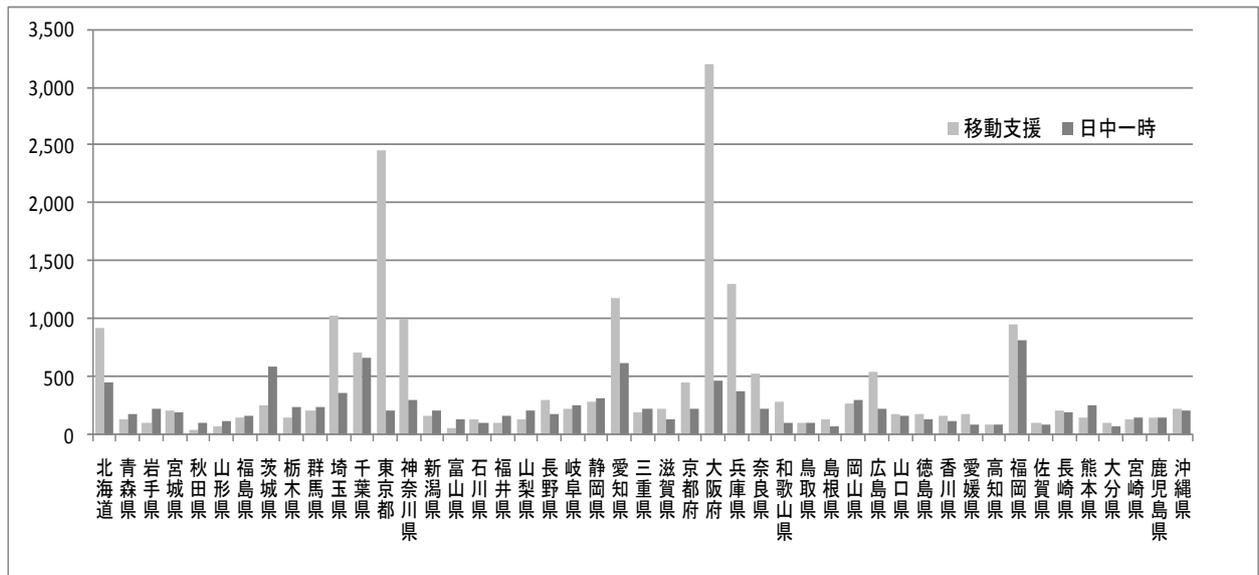
(7) 1人あたりの利用時間・日数の平均値

| | 移動支援 (時間) | 日中一時 (時間) | 行動援護 (時間) | 重度訪問 (時間) | 居宅介護 (時間) | 児童デイ (日数) | 短期入所 (日数) | 生活介護 (日数) |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ～5000人 | 11.2 | 39.0 | 9.6 | 158.7 | 16.9 | 5.3 | 10.6 | 19.5 |
| ～10000人 | 10.7 | 31.6 | 16.2 | 108.4 | 16.1 | 7.1 | 11.4 | 18.7 |
| ～30000人 | 10.2 | 26.2 | 20.8 | 124.1 | 15.7 | 6.6 | 8.8 | 19.1 |
| ～50000人 | 9.5 | 25.3 | 20.1 | 132.3 | 17.3 | 6.8 | 8.4 | 18.8 |
| ～100000人 | 11.0 | 20.4 | 17.4 | 132.7 | 20.8 | 6.4 | 7.6 | 18.7 |
| 100001人以上 | 17.9 | 29.4 | 27.2 | 224.1 | 30.6 | 9.9 | 11.5 | 27.6 |
| 全体平均 | 11.8 | 28.7 | 18.6 | 146.7 | 19.6 | 7.0 | 9.7 | 20.4 |

- 移動支援の1人あたりの利用時間は、一般的に、市区町村の人口規模が大きくなると多くなる傾向がある。日中一時支援ならびに個別給付サービスについても同様な傾向が見られる。

3. 移動支援と日中一時支援事業所数の比較

大阪府や東京都では、移動支援事業所数と日中一時事業所数に大きな差があるものの、福岡県や千葉県では、双方の事業所数に大きな差はないことがうかがえる。



◇ その他のサービス事業所数等の比較は資料 p.76~p.82 参照。

4. サービス実人数の地域の偏り

人口1万人あたりの、移動支援並びに日中一時の利用実人数上位 20 市区を都道府県毎にまとめると、以下の通りになる。

(1) 移動支援

| 市区 | 都道府県 | 人口1万人あたりの利用実人数 | 都道府県毎に見た市区数 | |
|------|------|----------------|-------------|-----|
| | | | 都道府県 | 市区数 |
| A-1 | 大阪府 | 27.1 | 大阪府 | 14 |
| A-2 | 兵庫県 | 26.1 | 神奈川県 | 1 |
| A-3 | 大阪府 | 24.0 | 京都府 | 1 |
| A-4 | 大阪府 | 23.1 | 滋賀県 | 1 |
| A-5 | 大阪府 | 22.3 | 東京都 | 1 |
| A-6 | 大阪府 | 22.0 | 兵庫県 | 1 |
| A-7 | 大阪府 | 21.8 | 広島県 | 1 |
| A-8 | 大阪府 | 21.0 | | |
| A-9 | 広島県 | 21.0 | | |
| A-10 | 大阪府 | 21.0 | | |
| A-11 | 大阪府 | 20.5 | | |
| A-12 | 大阪府 | 20.3 | | |
| A-13 | 大阪府 | 18.5 | | |
| A-14 | 大阪府 | 18.5 | | |
| A-15 | 東京都 | 18.1 | | |
| A-16 | 大阪府 | 18.0 | | |
| A-17 | 滋賀県 | 17.1 | | |
| A-18 | 大阪府 | 16.8 | | |
| A-19 | 神奈川県 | 16.7 | | |
| A-20 | 京都府 | 16.6 | | |

(2) 日中一時

| 市区 | 都道府県 | 人口1万人あたりの利用実人数 | 都道府県毎に見た市区数 | |
|------|------|----------------|-------------|-----|
| | | | 都道府県 | 市区数 |
| B-1 | 沖縄県 | 14.7 | 愛知県 | 3 |
| B-2 | 千葉県 | 13.4 | 神奈川県 | 2 |
| B-3 | 北海道 | 13.2 | 沖縄県 | 2 |
| B-4 | 愛知県 | 12.6 | 千葉県 | 2 |
| B-5 | 神奈川県 | 12.3 | 大分県 | 1 |
| B-6 | 長野県 | 12.2 | 大阪府 | 1 |
| B-7 | 栃木県 | 12.2 | 岡山県 | 1 |
| B-8 | 山梨県 | 11.0 | 滋賀県 | 1 |
| B-9 | 広島県 | 9.6 | 静岡県 | 1 |
| B-10 | 千葉県 | 9.6 | 栃木県 | 1 |
| B-11 | 三重県 | 9.6 | 長野県 | 1 |
| B-12 | 神奈川県 | 9.5 | 広島県 | 1 |
| B-13 | 大分県 | 9.4 | 北海道 | 1 |
| B-14 | 岡山県 | 9.3 | 三重県 | 1 |
| B-15 | 大阪府 | 9.1 | 山口県 | 1 |
| B-16 | 愛知県 | 9.0 | 山梨県 | 1 |
| B-17 | 滋賀県 | 9.0 | | |
| B-18 | 山口県 | 8.6 | | |
| B-19 | 沖縄県 | 8.6 | | |
| B-20 | 静岡県 | 8.5 | | |

- 移動支援の利用実人数は、地域により大きな偏りがある。人口1万人あたりの利用実数は大阪府が最も多く、次いで京都府、広島県、奈良県、兵庫県の順であり、全体的に西高東低の傾向がある。

◇ その他のサービスにおける地域の偏りは資料 p.82~p.83 参照。

(3) 人口 15 万人前後のサービス毎の実利用人数

| 自治体 | 人口 | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|-----|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| A | 156,833 | 36 | 60 | 1 | 7 | 80 | 73 | 36 | 177 |
| B | 153,371 | 53 | 41 | 1 | 2 | 98 | 81 | 20 | 79 |
| C | 150,703 | 44 | 68 | 0 | 7 | 57 | 1 | 27 | 103 |
| D | 150,450 | 112 | 17 | 3 | 56 | 165 | 1 | 32 | 97 |
| E | 150,104 | 161 | 62 | 27 | 6 | 260 | 28 | 30 | 206 |
| F | 149,704 | 43 | 27 | 5 | 1 | 77 | 155 | 24 | 173 |
| G | 149,007 | 26 | 49 | 0 | 5 | 90 | 8 | 14 | 163 |
| H | 148,398 | 115 | 143 | 31 | 4 | 158 | 152 | 54 | 291 |
| I | 147,971 | 123 | 80 | 1 | 16 | 131 | 2 | 33 | 143 |
| J | 147,668 | 341 | 48 | 22 | 20 | 272 | 13 | 26 | 215 |

- 移動支援の1万人あたりの利用実人数は、先述した通り、市区町村の人口規模が大きくなると多くなる傾向がある。日中一時支援ならびに個別給付サービスについても同様な傾向が見られる。ただし、市区町村毎に見ると、各サービス実績の多少は様々である。

◇ 人口 15 万人前後のサービス毎の延べ利用時間・日数は資料 p.83 を参照。

5. 移動支援類型別 1 万人あたりの利用実人数の平均（10 万人以上 40 万人以下の市区）

次に、1つのサービスの実利用人数が多ければ、他のサービスの実利用人数も多いのか検証した。ここでは移動支援を軸に検証を行った。

(1) 障害児者

人口 10 万人から 40 万人内の 216 市区を移動支援 1 万人あたりの数字により、まず障害児者について以下の類型を作成し、他のサービスの 1 万人あたり利用実人数の平均を比較した。

| 移動支援 1 万人あたりの数字による類型 | |
|----------------------|---|
| タイプ 1 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 0.3 人から 3.0 人の 55 市区 |
| タイプ 2 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 3.1 人から 5.1 人の 53 市区 |
| タイプ 3 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 5.3 人から 8.7 人の 54 市区 |
| タイプ 4 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 8.8 人以上の 54 市区 |

| 移動支援類型 | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| タイプ1 | 1.9 | 3.7 | 0.3 | 0.3 | 6.7 | 4.6 | 1.9 | 10.1 |
| タイプ2 | 4.1 | 4.1 | 0.6 | 0.4 | 7.3 | 5.6 | 1.9 | 9.6 |
| タイプ3 | 7.0 | 4.8 | 0.6 | 0.6 | 8.2 | 4.2 | 2.3 | 10.4 |
| タイプ4 | 13.3 | 3.4 | 0.5 | 0.7 | 11.3 | 3.9 | 2.6 | 11.2 |
| 全体平均 | 6.6 | 4.0 | 0.5 | 0.5 | 8.4 | 4.6 | 2.2 | 10.3 |

- 移動支援の実利用人数が多い傾向にあることから、他のサービス実利用人数が多いということは

言えなかった。

(2) 障害児

次に、人口 10 万人から 40 万人の障害児に関する全ての項目に回答のあった 73 市区を移動支援 1 万人あたりの数字により以下の類型を作成し、その他のサービスの 1 万人あたりの利用実人数の平均を比較した。

| 移動支援 1 万人あたりの数字による類型 | |
|----------------------|---|
| タイプ 1 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 0.4 人から 3.5 人の 19 市区 |
| タイプ 2 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 3.7 から 6.1 人の 18 市区 |
| タイプ 3 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 6.2 から 8.9 人の 18 市区 |
| タイプ 4 | 1 万人あたり移動支援を利用している人が 9.0 人以上の 18 市区 |

| 移動支援類型 | 移動支援 | 日中一時 | 行動援護 | 重度訪問 | 居宅介護 | 児童デイ | 短期入所 | 生活介護 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| タイプ 1 | 2.4 | 3.2 | 0.4 | 0.3 | 7.0 | 4.9 | 2.2 | 10.8 |
| タイプ 2 | 4.7 | 5.7 | 0.5 | 0.3 | 7.0 | 4.9 | 2.0 | 10.7 |
| タイプ 3 | 7.5 | 5.4 | 0.7 | 0.5 | 8.7 | 3.6 | 2.5 | 11.2 |
| タイプ 4 | 13.8 | 2.9 | 0.4 | 0.7 | 11.8 | 3.6 | 2.8 | 11.1 |
| 全体平均 | 7.0 | 4.3 | 0.5 | 0.4 | 8.6 | 4.3 | 2.4 | 10.9 |

- 18 歳未満の障害児に限定した場合、移動支援を利用している人が多い市区は児童デイサービスの実績が少ない傾向があり、補完関係にあると予測される。

第4部

移動支援・行動援護等に関する事業所調査

第1章 アンケート調査

1. 調査概要

(1) 目的

知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と、重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要な外出支援である「移動支援」や「行動援護」のサービス提供実態を把握することを目的とする。

(2) 項目

移動支援・行動援護の「1 か月分の契約者数」、「利用者数実績」、「最も利用の多かった人の総利用時間数と支援計画の見直しの回数」、18歳未満と18歳以上に分けて、最近、移動支援ないし行動援護を利用した人、20人を限度に個々の利用者の「性別」、「年齢」、「障害程度区分」、「障害種別」、「障害の種類」、「1 か月分の利用実績」、「移動の方法」、「主な目的地」などの回答を求めた。

(3) 時期

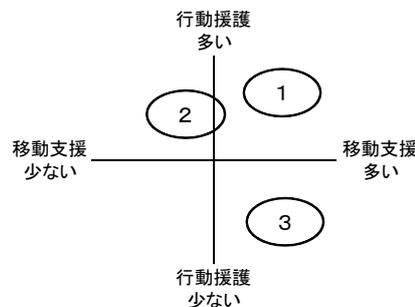
平成22年12月～平成23年1月

(4) 対象

対象は、平成22年9月～10月にかけて実施した市区町村悉皆調査の結果を参考に、11都道府県14市で移動支援の実績のある事業所417か所を選定した。選定基準は下記のとおりである。

- ・人口10万人以上の市区で移動支援、行動援護の利用実績がより多い地域。
 - ・移動支援、行動援護どちらかの1万人当たりの利用実人数が、平均値より多い傾向にある市区。
 - ・できるだけ多くの市区を対象とするため、事業所数が突出して多い市区は対象から除いた。
- 上記3点の基準に該当する市区の中で、調査対象となる事業所の特徴に偏りがでないよう、1万人あたりの利用実人数の多い市を以下の図のように分類し選定した。

1. 「移動支援も行動援護も多く実施している市」
2. 「移動支援においては標準的な量を実施しているが行動援護は多く実施している市」
3. 「行動援護は少ないが移動支援を多く実施している市」



(5) 方法

郵送配布・郵送回収にて行った。調査用紙は、事業所票と個別票に分けて作成した。また個別票は、

障害程度区分を回答していただく都合上、18歳未満と18歳以上に分けて作成した。

(6) 回収状況

| | |
|------|------------------|
| 事業所票 | 93 票 (回収率 22.3%) |
| 個別票 | 1,062 人分 |

2. 結果の概要

(1) サービスの種類の内訳 (複数回答可)

| | | |
|------|------|-------|
| 移動支援 | 924 | 82.5% |
| 行動援護 | 196 | 17.5% |
| 合計 | 1120 | 100% |

(2) 利用者の特徴

① 性別

| | | |
|----|------|-------|
| 男性 | 667 | 59.5% |
| 女性 | 454 | 40.5% |
| 合計 | 1121 | 100% |

② 障害程度区分

| | |
|-----------|-----|
| 全体平均 | 4.2 |
| 移動支援利用者平均 | 4.1 |
| 行動援護利用者平均 | 5.0 |

③ 障害種別

| | | |
|----------|------|-------|
| 障害の種類 | | |
| 知的障害 | 717 | 64.9% |
| 身体障害 | 316 | 28.6% |
| 身体+知的障害 | 38 | 3.4% |
| 精神障害 | 25 | 2.3% |
| その他 | 4 | 0.4% |
| 身体+精神障害 | 2 | 0.2% |
| 身体+その他 | 1 | 0.1% |
| 知的障害+その他 | 1 | 0.1% |
| 合計 | 1104 | 100% |

| | | |
|-------------------|-----|-------|
| 障害種類別にみた 18歳未満の割合 | | |
| 知的障害 | 337 | 93.1% |
| 身体障害 | 13 | 3.6% |
| 身体+知的障害 | 10 | 2.8% |
| 精神障害 | 1 | 0.3% |
| その他 | 0 | 0.0% |
| 身体+精神障害 | 0 | 0.0% |
| 身体+その他 | 0 | 0.0% |
| 知的障害+その他 | 1 | 0.3% |
| 合計 | 362 | 100% |

| | | |
|-------------------|-----|-------|
| 障害種類別にみた 65歳以上の割合 | | |
| 知的障害 | 4 | 3.3% |
| 身体障害 | 110 | 89.4% |
| 身体+知的障害 | 2 | 1.6% |
| 精神障害 | 5 | 4.1% |
| その他 | 1 | 0.8% |
| 身体+精神障害 | 0 | 0.0% |
| 身体+その他 | 1 | 0.8% |
| 知的障害+その他 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 123 | 100% |

| 利用児者の障害種類(移動支援) | | |
|-----------------|-----|-------|
| 知的障害 | 534 | 58.6% |
| 身体障害 | 316 | 34.7% |
| 身体+知的障害 | 33 | 3.6% |
| 精神障害 | 21 | 2.3% |
| その他 | 4 | 0.4% |
| 身体+精神障害 | 1 | 0.1% |
| 身体+その他 | 1 | 0.1% |
| 知的障害+その他 | 1 | 0.1% |
| 合計 | 911 | 100% |

| 利用児者の障害種類(行動援護) | | |
|-----------------|-----|-------|
| 知的障害 | 182 | 94.8% |
| 身体障害 | 0 | 0.0% |
| 身体+知的障害 | 5 | 2.6% |
| 精神障害 | 4 | 2.1% |
| その他 | 0 | 0.0% |
| 身体+精神障害 | 1 | 0.5% |
| 身体+その他 | 0 | 0.0% |
| 知的障害+その他 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 192 | 100% |

- 移動支援・行動援護の利用者の約 60%は知的障害である。次いで身体障害、精神障害の利用は 2%程度である。
- 18 歳未満で移動支援を利用している人は約 31%あり、その大多数が知的障害である。また、行動援護を利用している人の約 51%は 18 歳未満の児童である。
- 65 歳以上で移動支援を利用している人は約 14%あり、その大多数が身体障害者である。また、その利用目的も、介護保険で利用しづらい、買い物、通院、通所、散歩などである。

④年齢

| | |
|----|------|
| 平均 | 33.4 |
| 最大 | 93.0 |
| 最小 | 3.0 |

| 年齢3区分 | | |
|-------|------|-------|
| ～17 | 363 | 32.5% |
| 18～64 | 630 | 56.4% |
| 65～ | 125 | 11.2% |
| 合計 | 1118 | 100% |

| 年齢3区分(移動支援) | | |
|-------------|-----|-------|
| ～17 | 266 | 28.9% |
| 18～64 | 530 | 57.5% |
| 65～ | 125 | 13.6% |
| 合計 | 921 | 100% |

| 年齢3区分(行動援護) | | |
|-------------|-----|-------|
| ～17 | 96 | 49.0% |
| 18～64 | 100 | 51.0% |
| 65～ | 0 | 0.0% |
| 合計 | 196 | 100% |

- 行動援護利用者の約 50%は 18 歳未満の児童であり、65 歳以上の利用者は 0%である。

◇ 5 歳毎の年齢別割合は資料 p.89 を参照。

(3) 利用実績と1日あたりの利用時間

①利用実績

| 10月の利用実績 | |
|----------|------|
| 日数平均 | 4.8 |
| 最大 | 31 |
| 最小 | 1 |
| 時間平均 | 12.6 |
| 最大 | 120 |
| 最小 | 0.5 |

| 10月の利用実績(移動支援) | |
|----------------|------|
| 日数平均 | 4.6 |
| 最大 | 30 |
| 最小 | 1 |
| 時間平均 | 11.9 |
| 最大 | 99.5 |
| 最小 | 1 |

| 10月の利用実績(行動援護) | |
|----------------|------|
| 日数平均 | 5.3 |
| 最大 | 31 |
| 最小 | 1 |
| 時間平均 | 15.8 |
| 最大 | 120 |
| 最小 | 1 |

②1日あたりの利用時間

| 1日あたりの利用時間 | |
|------------|------|
| 平均 | 3.2 |
| 最大 | 17.0 |
| 最小 | 0.2 |

| 1日あたりの利用時間(移動支援) | |
|------------------|-----|
| 平均 | 3.2 |
| 最大 | 17 |
| 最小 | 0.2 |

| 1日あたりの利用時間(行動援護) | |
|------------------|-----|
| 平均 | 3.2 |
| 最大 | 8 |
| 最小 | 0.7 |

- 1人あたりの利用実績の平均は、1ヶ月あたりの利用日数ならびに利用時間共に、移動支援より行動援護のほうがやや多い。一方、最も多く利用している人は、移動支援・行動援護共にほぼ毎日利用し、月100時間程度利用している。

(4) 移動方法

| 移動方法 | | |
|------|------|-------|
| 徒歩 | 623 | 38.9% |
| 有償移送 | 398 | 24.9% |
| タクシー | 70 | 4.4% |
| 公共交通 | 408 | 25.5% |
| その他 | 101 | 6.3% |
| 合計 | 1600 | 100% |

| 移動方法(移動支援) | | |
|------------|------|-------|
| 徒歩 | 505 | 38.7% |
| 有償移送 | 306 | 23.5% |
| タクシー | 60 | 4.6% |
| 公共交通 | 356 | 27.3% |
| その他 | 77 | 5.9% |
| 合計 | 1304 | 100% |

| 移動方法(行動援護) | | |
|------------|-----|-------|
| 徒歩 | 117 | 39.7% |
| 有償移送 | 92 | 31.2% |
| タクシー | 10 | 3.4% |
| 公共交通 | 52 | 17.6% |
| その他 | 24 | 8.1% |
| 合計 | 295 | 100% |

- 移動支援の移動方法は、徒歩、公共交通機関、有償移送の順である。行動援護の移動方法もほぼ同じであるが、公共交通機関の利用割合は若干減っている。

| 年齢3区分 | 徒歩 | | 有償移送 | | タクシー | | 公共交通機関 | | その他 | |
|-------|-----|-------|------|-------|------|-------|--------|-------|-----|-------|
| ～17 | 200 | 39.8% | 133 | 26.4% | 3 | 0.6% | 115 | 22.9% | 52 | 10.3% |
| 18～64 | 410 | 40.3% | 262 | 25.8% | 37 | 3.6% | 264 | 26.0% | 44 | 4.3% |
| 65～ | 64 | 37.6% | 34 | 20.0% | 19 | 11.2% | 51 | 30.0% | 2 | 1.2% |
| 合計 | 674 | 39.9% | 429 | 25.4% | 59 | 3.5% | 430 | 25.4% | 98 | 5.8% |

- 65歳以上の利用者は、公共交通機関を使つての移動が30%、タクシーを使つての移動が11.2%と他の年齢層における割合よりも多くなっている。

(5) 主な目的地

| 主な目的地 | | |
|-------|------|-------|
| 官公庁 | 66 | 3.0% |
| 通勤・通学 | 65 | 2.9% |
| 医療機関 | 113 | 5.1% |
| 福祉施設 | 159 | 7.1% |
| 動物園等 | 106 | 4.7% |
| 入学式等 | 4 | 0.2% |
| 理美容院 | 38 | 1.7% |
| 冠婚葬祭 | 3 | 0.1% |
| デパート等 | 542 | 24.3% |
| 金融機関 | 43 | 1.9% |
| 美術館等 | 87 | 3.9% |
| プール等 | 216 | 9.7% |
| 公園 | 273 | 12.2% |
| 散歩等 | 205 | 9.2% |
| その他 | 313 | 14.0% |
| 合計 | 2233 | 100% |

- デパート・商店・飲食店への移動を目的とした利用が24.3%と最も多く、次いで公園が12.2%となっており、余暇的な目的での利用が多い傾向にある。

| 主な目的地(移動支援) | | |
|-------------|------|-------|
| 官公庁 | 58 | 3.3% |
| 通勤・通学 | 54 | 3.1% |
| 医療機関 | 98 | 5.6% |
| 福祉施設 | 114 | 6.5% |
| 動物園等 | 84 | 4.8% |
| 入学式等 | 4 | 0.2% |
| 理美容院 | 34 | 1.9% |
| 冠婚葬祭 | 3 | 0.2% |
| デパート等 | 442 | 25.3% |
| 金融機関 | 43 | 2.5% |
| 美術館等 | 67 | 3.8% |
| プール等 | 165 | 9.5% |
| 公園 | 181 | 10.4% |
| 散歩等 | 143 | 8.2% |
| その他 | 254 | 14.6% |
| 合計 | 1744 | 100% |

| 主な目的地(行動援護) | | |
|-------------|-----|-------|
| 官公庁 | 8 | 1.6% |
| 通勤・通学 | 10 | 2.0% |
| 医療機関 | 15 | 3.1% |
| 福祉施設 | 45 | 9.2% |
| 動物園等 | 22 | 4.5% |
| 入学式等 | 0 | 0.0% |
| 理美容院 | 4 | 0.8% |
| 冠婚葬祭 | 0 | 0.0% |
| デパート等 | 100 | 20.5% |
| 金融機関 | 0 | 0.0% |
| 美術館等 | 20 | 4.1% |
| プール等 | 51 | 10.5% |
| 公園 | 92 | 18.9% |
| 散歩等 | 62 | 12.7% |
| その他 | 59 | 12.1% |
| 合計 | 488 | 100% |

- 上記の傾向は、移動支援、行動援護に関わらず共通しており、移動支援と行動援護の利用目的に、違いはないことがうかがえる。

| 年齢 3区分 | 官公庁 | 通勤通学 | 医療機関 | 福祉施設 | 動物園等 | 入学式等 | 理美容院 | 冠婚葬祭 | デパート等 | 金融機関 | 美術館等 | プール等 | 公園 | 散歩等 | その他 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|------|------|------|------|-------|------|-------|-------|------|------|------|----|------|-----|-------|----|------|----|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| ～17 | 13 | 1.7% | 43 | 5.8% | 10 | 1.3% | 40 | 5.4% | 50 | 6.7% | 0 | 0.0% | 3 | 0.4% | 124 | 16.6% | 0 | 0.0% | 25 | 3.4% | 100 | 13.4% | 152 | 20.4% | 78 | 10.5% | 108 | 14.5% |
| 18～64 | 40 | 3.2% | 19 | 1.5% | 72 | 5.8% | 91 | 7.3% | 53 | 4.2% | 2 | 0.2% | 25 | 2.0% | 358 | 28.6% | 27 | 2.2% | 61 | 4.9% | 107 | 8.6% | 114 | 9.1% | 107 | 8.6% | 172 | 13.7% |
| 65～ | 13 | 5.6% | 3 | 1.3% | 31 | 13.2% | 28 | 12.0% | 3 | 1.3% | 2 | 0.9% | 10 | 4.3% | 59 | 25.2% | 16 | 6.8% | 1 | 0.4% | 8 | 3.4% | 7 | 3.0% | 20 | 8.5% | 33 | 14.1% |
| 合計 | 66 | 3.0% | 65 | 2.9% | 113 | 5.1% | 159 | 7.1% | 106 | 4.8% | 4 | 0.2% | 38 | 1.7% | 541 | 24.2% | 43 | 1.9% | 87 | 3.9% | 215 | 9.6% | 273 | 12.2% | 205 | 9.2% | 313 | 14.0% |

○ 移動支援・行動援護の主な目的地を年齢別に見たところ、64歳以下ではデパート・商店・飲食店やプール・トレーニングジム、公園への利用が多く、65歳以上ではデパート・商店・飲食店に次いで、医療機関、福祉施設となっていた。

○ 18歳未満の児童では、公園やプールでの利用が他の年齢層と比較して多い傾向にある。

| | 官公庁 | 通勤通学 | 医療機関 | 福祉施設 | 動物園等 | 入学式等 | 理美容院 | 冠婚葬祭 | デパート等 | 金融機関 | 美術館等 | プール等 | 公園 | 散歩等 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|----|------|-----|-------|-----|-------|----|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 徒歩 | 38 | 2.8% | 30 | 2.2% | 54 | 3.9% | 77 | 5.6% | 72 | 5.2% | 2 | 0.1% | 16 | 1.2% | 330 | 24.0% | 24 | 1.7% | 58 | 4.2% | 120 | 8.7% | 191 | 13.9% | 169 | 12.3% | 191 | 13.9% | | |
| 有償移送 | 28 | 3.3% | 34 | 4.0% | 35 | 4.1% | 84 | 9.9% | 33 | 3.9% | 3 | 0.4% | 14 | 1.7% | 219 | 25.9% | 13 | 1.5% | 28 | 3.3% | 99 | 11.7% | 113 | 13.4% | 46 | 5.4% | 97 | 11.5% | | |
| タクシー | 10 | 5.7% | 0 | 0.0% | 15 | 8.6% | 8 | 4.6% | 7 | 4.0% | 0 | 0.0% | 4 | 2.3% | 1 | 0.6% | 44 | 25.1% | 8 | 4.6% | 9 | 5.1% | 8 | 4.6% | 17 | 9.7% | 17 | 9.7% | 27 | 15.4% |
| 公共交通 | 24 | 2.5% | 16 | 1.7% | 48 | 5.0% | 65 | 6.8% | 65 | 6.8% | 2 | 0.2% | 15 | 1.6% | 226 | 23.5% | 21 | 2.2% | 65 | 6.8% | 81 | 8.4% | 106 | 11.0% | 72 | 7.5% | 153 | 15.9% | | |
| その他 | 11 | 4.5% | 8 | 3.3% | 16 | 6.6% | 21 | 8.6% | 19 | 7.8% | 0 | 0.0% | 7 | 2.9% | 0 | 0.0% | 31 | 12.8% | 1 | 0.4% | 5 | 2.1% | 27 | 11.1% | 30 | 12.3% | 28 | 11.5% | 39 | 16.0% |
| 合計 | 111 | 3.1% | 88 | 2.4% | 168 | 4.7% | 255 | 7.1% | 196 | 5.4% | 7 | 0.2% | 56 | 1.6% | 5 | 0.1% | 850 | 23.6% | 67 | 1.9% | 165 | 4.6% | 335 | 9.3% | 457 | 12.7% | 332 | 9.2% | 507 | 14.1% |

(6) 市区町別分析

次に、対象とした14市毎に分析を行った。14市の概要は下記のとおりである。

| 市区町村 | おおよその人口 | 選定区分 |
|------|-----------|------|
| 1 | 100,000 | 2 |
| 2 | 210,000 | 2 |
| 3 | 120,000 | 3 |
| 4 | 160,000 | 2 |
| 5 | 210,000 | 3 |
| 6 | 710,000 | 3 |
| 7 | 100,000 | 3 |
| 8 | 130,000 | 1 |
| 9 | 110,000 | 2 |
| 10 | 120,000 | 2 |
| 11 | 370,000 | 1 |
| 12 | 150,000 | 1 |
| 13 | 180,000 | 1 |
| 14 | 1,460,000 | 1 |

選定区分について

<選定区分1>
移動支援も行動援護も多く実施している市区町村。

<選定区分2>
移動支援においては標準的な量を実施しているが行動援護は多く実施している市区町村。

<選定区分3>
行動援護は少ないが移動支援を多く実施している市区町村。

①移動方法

| 市区町村 | 徒歩 | | 有償移送 | | タクシー | | 公共交通 | | その他 | |
|------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 1 | 16 | 45.7% | 17 | 48.6% | 0 | 0.0% | 2 | 5.7% | 0 | 0.0% |
| 2 | 41 | 31.5% | 72 | 55.4% | 5 | 3.8% | 9 | 6.9% | 3 | 2.3% |
| 3 | 1 | 4.8% | 19 | 90.5% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 4 | 4 | 14.8% | 18 | 66.7% | 1 | 3.7% | 4 | 14.8% | 0 | 0.0% |
| 5 | 21 | 53.8% | 8 | 20.5% | 0 | 0.0% | 10 | 25.6% | 0 | 0.0% |
| 6 | 194 | 40.3% | 64 | 13.3% | 30 | 6.2% | 185 | 38.5% | 8 | 1.7% |
| 7 | 55 | 61.1% | 1 | 1.1% | 2 | 2.2% | 9 | 10.0% | 23 | 25.6% |
| 8 | 32 | 38.1% | 24 | 28.6% | 0 | 0.0% | 6 | 7.1% | 22 | 26.2% |
| 9 | 8 | 20.5% | 26 | 67% | 2 | 5.1% | 1 | 2.6% | 2 | 5.1% |
| 10 | 10 | 40.0% | 7 | 28.0% | 4 | 16.0% | 4 | 16.0% | 0 | 0.0% |
| 11 | 160 | 39.8% | 59 | 14.7% | 17 | 4.2% | 127 | 31.6% | 39 | 9.7% |
| 12 | 23 | 22.5% | 68 | 66.7% | 3 | 2.9% | 7 | 6.9% | 1 | 1.0% |
| 13 | 18 | 39.1% | 13 | 28.3% | 3 | 7% | 9 | 19.6% | 3 | 6.5% |
| 14 | 40 | 50.6% | 2 | 2.5% | 2 | 2.5% | 35 | 44.3% | 0 | 0.0% |

移動方法(移動支援)

| 市区町村 | 徒歩 | | 有償移送 | | タクシー | | 公共交通 | | その他 | |
|------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
| 1 | 5 | 31.3% | 9 | 56.3% | 0 | 0.0% | 2 | 12.5% | 0 | 0.0% |
| 2 | 19 | 27.5% | 34 | 49.3% | 5 | 7.2% | 8 | 11.6% | 3 | 4.3% |
| 3 | 1 | 4.8% | 19 | 90.5% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 4 | 3 | 15.0% | 13 | 65.0% | 1 | 5.0% | 3 | 15.0% | 0 | 0.0% |
| 5 | 21 | 53.8% | 8 | 20.5% | 0 | 0.0% | 10 | 25.6% | 0 | 0.0% |
| 6 | 180 | 40.6% | 62 | 14.0% | 23 | 5.2% | 171 | 38.6% | 7 | 1.6% |
| 7 | 55 | 61.1% | 1 | 1.1% | 2 | 2.2% | 9 | 10.0% | 23 | 25.6% |
| 8 | 19 | 31.7% | 13 | 21.7% | 0 | 0.0% | 6 | 10.0% | 22 | 36.7% |
| 9 | 8 | 27.6% | 16 | 55% | 2 | 6.9% | 1 | 3.4% | 2 | 6.9% |
| 10 | 10 | 40.0% | 7 | 28.0% | 4 | 16.0% | 4 | 16.0% | 0 | 0.0% |
| 11 | 125 | 40.2% | 52 | 16.7% | 17 | 5.5% | 100 | 32.2% | 17 | 5.5% |
| 12 | 16 | 18.2% | 62 | 70.5% | 3 | 3.4% | 6 | 6.8% | 1 | 1.1% |
| 13 | 14 | 40.0% | 10 | 28.6% | 2 | 6% | 7 | 20.0% | 2 | 5.7% |
| 14 | 29 | 50.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 29 | 50.0% | 0 | 0.0% |

移動方法(行動援護)

| 市区町村 | 徒歩 | | 有償移送 | | タクシー | | 公共交通 | | その他 | |
|------|----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
| 1 | 11 | 57.9% | 8 | 42.1% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 2 | 22 | 36.1% | 38 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 1.6% | 0 | 0.0% |
| 3 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 4 | 1 | 14.3% | 5 | 71.4% | 0 | 0.0% | 1 | 14.3% | 0 | 0.0% |
| 5 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 6 | 14 | 36.8% | 2 | 5.3% | 7 | 18.4% | 14 | 36.8% | 1 | 2.6% |
| 7 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 8 | 12 | 0.0% | 11 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 9 | 0 | 0.0% | 10 | 100% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 10 | 0 | 0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 11 | 35 | 38.5% | 7 | 7.7% | 0 | 0.0% | 27 | 29.7% | 22 | 24.2% |
| 12 | 7 | 0.0% | 6 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 13 | 4 | 0.0% | 3 | 0.0% | 1 | 0.0% | 2 | 0.0% | 1 | 0.0% |
| 14 | 11 | 52.4% | 2 | 9.5% | 2 | 9.5% | 6 | 28.6% | 0 | 0.0% |

②主な目的地

| 主な目的地 | | 官公庁 | 通勤通学 | 医療機関 | 福祉施設 | 動物園等 | 入学式等 | 美容容院 | 冠婚葬祭 | デパート | 金融機関 | 美術館等 | プール等 | 公園 | 散歩等 | その他 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|-----|-------|-----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 0 | 0.0% | 4 | 6.8% | 0 | 0.0% | 5 | 8.5% | 0 | 0.0% | 18 | 30.5% | 0 | 0.0% | 7 | 11.9% | 10 | 16.9% | 8 | 13.6% | 6 | 10.2% | | | | | | | | |
| 2 | 6 | 3.4% | 4 | 2.2% | 5 | 2.8% | 25 | 14.0% | 1 | 0.6% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 46 | 25.8% | 4 | 2.2% | 9 | 5.1% | 35 | 19.7% | 14 | 7.9% | 15 | 8.4% | 14 | 7.9% | | |
| 3 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% | 19 | 90.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 4 | 1 | 1.5% | 4 | 6.0% | 0 | 0.0% | 3 | 4.5% | 2 | 3.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 14 | 20.9% | 1 | 1.5% | 1 | 1.5% | 14 | 20.9% | 14 | 20.9% | 14 | 20.9% | 3 | 4.5% | 10 | 14.9% |
| 5 | 0 | 0.0% | 1 | 2.4% | 6 | 14.6% | 1 | 2.4% | 2 | 4.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 10 | 24.4% | 0 | 0.0% | 1 | 2.4% | 2 | 4.9% | 4 | 9.8% | 3 | 7.3% | 10 | 24.4% | | |
| 6 | 18 | 2.9% | 18 | 2.9% | 39 | 6.2% | 31 | 4.9% | 42 | 6.7% | 1 | 0.2% | 12 | 1.9% | 1 | 0.2% | 166 | 26.3% | 13 | 2.1% | 26 | 4.1% | 58 | 9.2% | 79 | 12.5% | 58 | 9.2% | 68 | 10.8% |
| 7 | 1 | 0.7% | 3 | 2.1% | 1 | 0.7% | 2 | 1.4% | 8 | 5.6% | 1 | 0.7% | 3 | 2.1% | 1 | 0.7% | 14 | 9.9% | 0 | 0.0% | 6 | 4.2% | 25 | 17.6% | 18 | 12.7% | 20 | 14.1% | 39 | 27.5% |
| 8 | 10 | 6.8% | 3 | 2.0% | 5 | 3.4% | 6 | 4.1% | 5 | 3.4% | 0 | 0.0% | 4 | 2.7% | 0 | 0.0% | 28 | 19.0% | 1 | 0.7% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 32 | 21.8% | 30 | 20.4% | 23 | 15.6% |
| 9 | 1 | 2.2% | 5 | 11.1% | 3 | 6.7% | 9 | 20.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 2.2% | 0 | 0.0% | 14 | 31.1% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 4.4% | 2 | 4.4% | 0 | 0.0% | 8 | 17.8% |
| 10 | 3 | 13.6% | 2 | 9.1% | 7 | 31.8% | 6 | 27.3% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 9.1% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 4.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 4.5% |
| 11 | 20 | 3.6% | 12 | 2.1% | 32 | 5.7% | 54 | 9.7% | 41 | 7.3% | 2 | 0.4% | 12 | 2.1% | 0 | 0.0% | 96 | 17.2% | 16 | 2.9% | 39 | 7.0% | 37 | 6.6% | 60 | 10.7% | 48 | 8.6% | 90 | 16.1% |
| 12 | 6 | 3.1% | 8 | 4.1% | 11 | 5.6% | 16 | 8.2% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 4 | 2.0% | 0 | 0.0% | 58 | 29.6% | 7 | 3.6% | 4 | 2.0% | 24 | 12.2% | 18 | 9.2% | 12 | 6.1% | 28 | 14.3% |
| 13 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 3 | 5.6% | 0 | 0.0% | 1 | 1.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 20 | 37.0% | 1 | 1.9% | 0 | 0.0% | 9 | 16.7% | 3 | 5.6% | 3 | 5.6% | 8 | 14.8% | 9 | 16.7% |
| 14 | 0 | 0.0% | 1 | 1.4% | 1 | 1.4% | 0 | 0.0% | 4 | 5.6% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 37 | 51.4% | 0 | 0.0% | 1 | 1.4% | 2 | 2.8% | 19 | 26.4% | 0 | 0.0% | 7 | 9.7% | | |

主な目的地(移動支援)

| 市区町村 | 官公庁 | 通勤通学 | 医療機関 | 福祉施設 | 動物園等 | 入学式等 | 理美容院 | 冠婚葬祭 | デパート | 金融機関 | 美術館等 | プール等 | 公園 | 散歩等 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|----|-------|-----|------|-----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 0 | 0.0% | 3 | 13.6% | 0 | 0.0% | 1 | 4.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 5 | 22.7% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 3 | 13.6% | | | | | | | | | | |
| 2 | 1 | 0.9% | 4 | 3.7% | 5 | 4.6% | 25 | 22.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 27 | 24.8% | 4 | 3.7% | 5 | 4.6% | 18 | 16.5% | 2 | 1.8% | 12 | 11.0% | 6 | 5.5% | | | | |
| 3 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | | |
| 4 | 1 | 2.1% | 1 | 2.1% | 0 | 0.0% | 3 | 6.3% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 11 | 22.9% | 1 | 2.1% | 1 | 2.1% | 10 | 20.8% | 10 | 20.8% | 1 | 2.1% | 1 | 2.1% | 9 | 18.8% | | |
| 5 | 0 | 0.0% | 1 | 2.4% | 6 | 14.6% | 1 | 2.4% | 2 | 4.9% | 0 | 0.0% | 10 | 24.4% | 0 | 0.0% | 1 | 2.4% | 2 | 4.9% | 4 | 9.8% | 3 | 7.3% | 10 | 24.4% | 10 | 24.4% | | |
| 6 | 18 | 3.1% | 17 | 3.0% | 37 | 6.4% | 30 | 5.2% | 39 | 6.8% | 1 | 0.2% | 11 | 1.9% | 1 | 0.2% | 154 | 26.8% | 13 | 2.3% | 23 | 4.0% | 53 | 9.2% | 66 | 11.5% | 49 | 8.5% | 62 | 10.8% |
| 7 | 1 | 0.7% | 3 | 2.1% | 1 | 0.7% | 2 | 1.4% | 8 | 5.6% | 1 | 0.7% | 3 | 2.1% | 1 | 0.7% | 14 | 9.9% | 0 | 0.0% | 6 | 4.2% | 25 | 17.6% | 18 | 12.7% | 20 | 14.1% | 39 | 27.5% |
| 8 | 10 | 8.8% | 2 | 1.8% | 5 | 4.4% | 6 | 5.3% | 5 | 4.4% | 0 | 0.0% | 4 | 3.5% | 0 | 0.0% | 20 | 17.5% | 1 | 0.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 21 | 18.4% | 30 | 26.3% | 10 | 8.8% |
| 9 | 1 | 3.1% | 5 | 15.6% | 3 | 9.4% | 1 | 3.1% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 3.1% | 0 | 0.0% | 12 | 37.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 6.3% | 2 | 6.3% | 0 | 0.0% | 5 | 15.6% |
| 10 | 3 | 13.6% | 2 | 9.1% | 7 | 31.8% | 6 | 27.3% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 9.1% | 0 | 0.0% | 2 | 9.1% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 4.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 4.5% |
| 11 | 17 | 4.3% | 7 | 1.8% | 20 | 5.0% | 42 | 10.6% | 27 | 6.8% | 2 | 0.5% | 9 | 2.3% | 0 | 0.0% | 71 | 17.9% | 16 | 4.0% | 27 | 6.8% | 25 | 6.3% | 36 | 9.1% | 26 | 6.5% | 72 | 18.1% |
| 12 | 6 | 3.7% | 8 | 5.0% | 11 | 6.8% | 13 | 8.1% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 4 | 2.5% | 0 | 0.0% | 49 | 30.4% | 7 | 4.3% | 3 | 1.9% | 18 | 11.2% | 10 | 6.2% | 8 | 5.0% | 24 | 14.9% |
| 13 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 5.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 16 | 40.0% | 1 | 2.5% | 0 | 0.0% | 5 | 12.5% | 1 | 2.5% | 6 | 15.0% | 9 | 22.5% |
| 14 | 0 | 0.0% | 1 | 2.0% | 1 | 2.0% | 0 | 0.0% | 3 | 6.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 28 | 56.0% | 0 | 0.0% | 1 | 2.0% | 1 | 2.0% | 11 | 22.0% | 0 | 0.0% | 4 | 8.0% |

主な目的地(行動援護)

| 市区町村 | 官公庁 | 通勤通学 | 医療機関 | 福祉施設 | 動物園等 | 入式等 | 理美容院 | 冠婚葬祭 | デパート | 金融機関 | 美術館等 | プール等 | 公園 | 散歩等 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|----|-------|-----|-------|---|------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 0 | 0.0% | 1 | 2.7% | 0 | 0.0% | 4 | 10.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 9 | 24.3% | 0 | 0.0% | 2 | 5.4% | 10 | 27.0% | 8 | 21.6% | 3 | 8.1% | | | | | | |
| 2 | 5 | 5.8% | 0 | 0.0% | 17 | 19.8% | 1 | 1.2% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 19 | 22.1% | 0 | 0.0% | 4 | 4.7% | 17 | 19.8% | 12 | 14.0% | 3 | 3.5% | 8 | 9.3% | | | | | | |
| 3 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | | | | |
| 4 | 0 | 0.0% | 3 | 15.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 10.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 3 | 15.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 4 | 21.1% | 4 | 21.1% | 2 | 10.5% | 1 | 5.3% | | | | |
| 5 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | | | | |
| 6 | 0 | 0.0% | 1 | 1.8% | 2 | 3.6% | 1 | 1.8% | 3 | 5.4% | 0 | 0.0% | 1 | 1.8% | 0 | 0.0% | 1 | 1.8% | 12 | 21.4% | 0 | 0.0% | 3 | 5.4% | 5 | 8.9% | 13 | 23.2% | 9 | 16.1% | 6 | 10.7% |
| 7 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | | | | |
| 8 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 8 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 11 | 0.0% | 12 | 0.0% | 13 | 0.0% |
| 9 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 8 | 61.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 15.4% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 3 | 23.0% |
| 10 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | | |
| 11 | 3 | 1.9% | 5 | 3.1% | 12 | 7.4% | 12 | 7.4% | 14 | 8.6% | 0 | 0.0% | 3 | 1.9% | 0 | 0.0% | 3 | 1.9% | 25 | 15.4% | 0 | 0.0% | 12 | 7.4% | 12 | 7.4% | 24 | 14.8% | 22 | 13.6% | 18 | 11.1% |
| 12 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 3 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 9 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.0% | 6 | 0.0% | 8 | 0.0% | 4 | 0.0% | 4 | 0.0% |
| 13 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 4 | 0.0% | 0 | 0.0% | 4 | 0.0% | 0 | 0.0% | 4 | 0.0% | 4 | 0.0% | 2 | 0.0% | 2 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 14 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 4.5% | 0 | 0.0% | 1 | 4.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 9 | 40.9% | 0 | 0.0% | 1 | 4.5% | 8 | 36.4% | 0 | 0.0% | 3 | 13.6% | | |

第2章 ヒアリング調査

1. 調査概要

(1) 目的

移動支援、行動援護事業所を対象に、現在提供している移動支援、行動援護サービスの問題点を明らかにする。あわせて、知的障害のある人の外出をより快適にするために必要な仕組みについて整理することを目的とする。

具体的には、移動支援と行動援護の利用目的と利用にあたっての違いを明らかにするほか、事業所調査の結果から、移動支援を利用している人の中に 65 歳以上の身体障害者が散見されたことから、65 歳以上の移動支援利用者の他サービスの利用状況等を把握することを目的とした。

(2) 項目

- ・利用されている本人の状況、本人あるいは家族のニーズ、移動支援の目的など全体の傾向について。
- ・障害福祉サービスの移動支援を利用している 65 歳以上の人数。
- ・障害福祉サービスの移動支援の他に、介護保険サービスを利用している人数。
- ・併給している人の、介護保険サービスで利用しているサービス。
- ・併給している人の要介護度。
- ・併給にて移動支援を利用している人の理由について。
- ・移動支援を利用した経緯。
- ・行動援護を利用した経緯。
- ・移動支援、行動援護サービス終結の理由。

(3) 時期

平成 23 年 1 月

(4) 対象

移動支援、行動援護事業所を対象とする。選定方法は、事業所調査の回答があった事業所の中から、11 か所を選定した。選定条件は、①移動支援、行動援護の両方のサービスにおいて比較的多い事業所、②移動支援ないし行動援護で 65 歳以上の利用者が比較的多い事業所の 2 点とした（この結果の確認の意味から、移動支援・行動援護を実施している 4 人にヒアリングを行なっている）。

| 市町村 | 事業所 | 法人概要(実施しているサービス) | | | |
|-----|------|------------------|---|---------------|---|
| | | 移動系 | 日中活動の場 | 夜間の生活の場 | その他 |
| A市 | A-1 | 移動支援、行動援護、福祉有償運送 | 生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援 | 共同生活介護、共同生活援助 | 相談支援、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援 |
| B市 | B-1 | 移動支援、行動援護 | 生活介護 | 共同生活介護 | 相談支援、居宅介護、短期入所、日中短期入所、重度訪問介護 |
| | B-2 | 移動支援 | 生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型、障害者一時ケア | 障害者施設支援 | 相談支援、障害者自立生活支援、手話通訳者等養成講座、障害者地域就労援助センター |
| | B-3 | 移動支援、福祉有償運送 | 通所介護 | なし | 居宅介護支援、訪問介護、介護予防訪問介護、居宅介護、重度訪問介護 |
| | B-4 | 移動支援 | なし | なし | 訪問介護、居宅介護、福祉タクシー |
| C市 | C-1 | 移動支援、行動援護 | なし | なし | 居宅介護 |
| | C-2 | 移動支援 | なし | なし | 重度訪問介護、居宅介護 |
| D市 | D-1 | 移動支援、行動援護 | 生活介護、日中一時支援、就労継続支援B型 | 施設入所支援、共同生活介護 | 相談支援、居宅介護、重度訪問介護 |
| | D-2 | 移動支援 | なし | なし | 訪問介護、居宅介護、重度訪問介護 |
| E市 | E-1※ | 移動支援、行動援護 | 知的障害者通所更生施設、生活介護、就労移行支援、日中一時支援 | 知的障害者入所更生施設 | 短期入所、障害者地域生活支援センター |
| | E-2 | 行動援護、移動支援、福祉有償運送 | 日中一時支援、放課後児童クラブ | なし | 居宅介護、重度訪問介護、タイムケア |

※ E-1については、法人全体の事業の内、対象事業所の概要となる

(5) 方法

事業所あるいは研修等で事業者が集まる場に調査員が訪問し、面接形式で1時間程度行った。

2. 結果

(1) 各事業所の利用者像

| | | |
|----|-----|---|
| A市 | A-1 | ・知的障害児・者が多い。 ・法人の生活介護、就労継続支援B型を利用している人が多い。 ・行動援護の利用者はもともと行動障害があったが、落ち着いてしまった人が6~7割。 |
| B市 | B-1 | ・知的障害者が多い。 ・法人の生活介護を利用している人が多い。 |
| | B-2 | ・3割は視覚障害者。 ・4/5は60歳以上と高齢で最高年齢は87歳。 |
| | B-3 | ・身体障害、身体障害と知的障害の重複障害の人が利用している。 ・一人暮らしの人が14人。その多くは40歳以上。 ・65歳以上の利用者は3人。 |
| | B-4 | ・身体障害者が7割で、知的障害者が3割程度の割合。 ・年齢層は下が20歳から上は88歳と幅広いが、60歳以上が4人いる。 |
| C市 | C-1 | ・知的障害児・者が多い。 ・児童デイサービスや日中一時支援に入れない人、集団でいることが困難な人を受けている。 |
| | C-2 | ・視覚障害、知的障害、肢体不自由、精神障害の人が利用している。 ・40代、50代の利用が多く、65歳以上の人が3人利用している。 |
| D市 | D-1 | ・身体障害、知的障害の人が利用している。 ・年齢層は幅広い。 |
| | D-2 | ・身体障害者、知的障害児が利用しているしている。 ・65歳以上の利用者は3から4人で、全員視覚障害者である。 |
| E市 | E-1 | ・知的障害児・者が多い。 |
| | E-2 | ・知的障害児・者が多い。 |

(2) 各市の移動支援・行動援護の利用目的

| | |
|----|---|
| A市 | <p>共通する目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援、行動援護で利用目的に違いはない。 ・余暇、健康、運動の目的が多い。 ・児童の利用は平日の放課後が中心、土日は成人の人が利用。 |
| B市 | <p>共通する目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に障害者専用のプールがあるので、プールへのニーズが多くある。 ・家族以外の人との外出機会の確保。 <p>移動支援の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険で使えない部分の補填としての利用。 ・学校に講師として行く際の付き添い。カラオケ。買い物。プール。運転の付き添い。散歩。サークル活動。通学・通所、行事。 <p>行動援護の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の中での生活の調整。外に出るまでのモチベーションの支援。帰宅後の調整。 |
| C市 | <p>共通する目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援、行動援護の目的は一緒。 ・公園や図書館等の余暇の利用が多い。 ・通院(通院の帰りに買い物をして帰る都合上)。 ・児童デイや日中一時を利用できない方が移動支援を利用している。 |
| D市 | <p>共通する目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援と行動援護の利用目的は一緒。 ・社会参加を目的とした利用が多い。 ・外に出たいというニーズは多いが、介護保険サービスでの実施は難しいため移動支援を利用。 ・親以外の人との外出の機会の獲得が目的。 ・社会性の習得が目的。 ・日中一時が使えないからという理由で使うことはない。 |
| E市 | <p>移動支援の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も多いのはプール利用。夏・冬問わず。 ・公園、カラオケ、買い物、リージョンプラザ(プールあり)、お風呂(大規模浴場)、日中一時・生活介護後に特別な理由がある人への支援、スペシャルオリンピックの練習、サークル(デイキャンプ、スイミンググループ)へ参加する際の付き添い。 <p>行動援護の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的地は移動支援と変わらない。上記の目的地で個別支援が必要な人が利用している。 ・引きこもり状態になっている知的障害者の外出ならびに室内支援計画の作成。 ・在宅中心の生活になっている人に、生活介護等のサービス利用を計画し、その施設に出かける、その施設で食事を食べる等、慣れる支援を行動援護で行う場合もある。 ・引きこもりの人が病院退院後、全介助を要する状態となってしまう、外出なしの支援を週3回実施している。1回2時間程度。 ・清拭等の介護保険の身体介護サービスにあたるような支援を提供。居宅介護サービスに一度依頼をしたが対応困難とのことで、行動援護で対応。 ・日中活動がない、在宅の人の利用。 ・シングルマザーの就業を助けるための利用。 |

(3) 各市の制度とその運用について

| | |
|----|--|
| A市 | <p>移動支援と行動援護の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員が本人の点数で移動支援、行動援護を振り分ける。行政からの指示はない。 ・自己負担額がほとんどないため、自己負担額がサービスを分ける基準にはなっていない。 |
| B市 | <p>移動支援と行動援護都の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所でニーズを聞き、サービス内容を提案している。 ・配置ヘルパーの事情から、行動援護相当のサービスを移動支援にしている場合もある。 ・市が移動支援や行動援護の利用を薦めたり判断したりすることはない。 ・重度の知的障害者で2人対応が必要な場合、ダブル請求が容易にできる。→行動援護に切り替える理由がなくなる。 ・移動支援の単価が高いので、行動援護で支給決定してもらわなくても、事業所としては困らない。 <p>介護保険サービスと移動支援の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の窓口が介護保険や他の障害福祉サービスよりも移動支援の利用を積極的に進める場合がある。 ・介護保険と比較して自己負担がかからず、非常に低額。 ・介護保険の通院は病院の玄関までだが、障害福祉の移動支援は、中まで付き添えるので、移動支援の活用が多い。 ・退院時にすぐ使えるサービスとして移動支援を使っている場合もある。 <p>支給時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16時間までは自動的にだしてくれる。16時間から40時間までは理由に応じて(自閉症で2人対応が必要な場合等)。 ・特別な理由に限りMAX100時間が認められている様子。 ・児童は原則16時間の様子。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部は、送迎バスに乗れないため、移動支援のニーズ発生。しかし、この市の場合は通学に移動支援を使うことができないため、学校の門までは迎えにいかないようにするなどの工夫をしている。 ・移動支援は、受給者証の交付が比較的簡便にできるため、市役所の方から推奨される場合もある。 ・給付決定の過程が非常に簡便。 |
| C市 | <p>移動支援と行動援護の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援、行動援護の切り分けは行政が判断している。 ・移動支援と行動援護の併用は認められていない。行動援護優先。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動時の運転をヘルパーが行うため、移動時間は請求できず。 ・12時間まではすんなり出してくれる。 |
| D市 | <p>移動支援と行動援護の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が判断している。チェックリスト(程度区分3以上、判定項目8点以上)で切り分けている。 <p>介護保険サービスと移動支援の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢で利用している人は全員視覚障害者。 ・社会参加を目的としている移動の場合、介護保険では難しい。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用申し込みは、市役所or本人が多い。相談支援事業所からの依頼はあまりない。 ・対応に苦慮した際は、市役所に相談している。 ・上限36時間。それ以上はどんな理由があろうとも出してもらえない。 ・ドライバー制度を設けている。ドライバー専用の人を雇用し、+ヘルパーが付き添うため、移動時間も算定。 |

| | | |
|----|---------------------|---|
| E市 | 移動支援と行動援護の関係 | ・市内の相談支援の連絡会で定期的なケース会議があり、その段階で移動支援か行動援護を決定するが多い。 |
| | 他のサービスとの関係 | ・日中一時や生活介護との関係で、サービスは夕方以降に増える。土日の希望も多い。 ・日中一時は放課後支援として、特別支援学校や他の学校に送迎車を出し、預かり、そして家族が施設に迎えにくる形式。 ・日中一時の時間を超える預かりを、行動援護として支援する場合もある。見守り中心のサービスだが行動援護になっている。 |
| | 報酬について | ・単価に豪雪の特別地域加算、事業所加算等があり、標準単価の1.5倍以上は貰っている。 ・移動時の運転をヘルパーが行うため、移動時間は請求できず。 |
| | その他 | ・自己負担額が、移動支援も行動援護も変わらないような仕組みになっており、上限4,600円となっている。 ・市に、身体、知的、精神の専門職を配置し、それに加え障害福祉担当者を7名置いている。 |
| | | |

(4) 各事業所の従事者状況と改善に向けた取り組み

| | | |
|----|-----|--|
| A市 | A-1 | ・ヘルパーがいない。 ・60歳以上のヘルパーが多い(最高齢70歳)。 ・行動障害の人の対応は職員がやらざるを得ない(ヘルパーには任せられない)。 |
| B市 | B-1 | ・ヘルパーは定時雇用管理にしている。ヘルパー活動がない時は、通所やショートステイの仕事をしている。 |
| | B-2 | ・ヘルパーは60代が主力。定年退職後のヘルパーや主婦が多い。ヘルパーは全員非常勤で常に仕事があるわけではない。 |
| | B-3 | ・職員(非常勤含む)約70人。内男性は10人程度。 |
| | B-4 | ・登録ヘルパーは約20人。人材を集めるのが難しい。 |
| C市 | C-1 | ・常勤2名、非常勤8名。女性スタッフしかいないため、児童が思春期になると男性ヘルパーのいる事業所へ繋いでいる。 |
| | C-2 | ・ヘルパー5、6人(実際に稼働しているのは3、4人)で、全て女性。 |
| D市 | D-1 | 正規・登録ヘルパーは40名で、男性9名、女性31名。 |
| | D-2 | 登録ヘルパーは約80名(介護保険事業、障害福祉事業全体)。 |
| E市 | E-1 | ・常勤換算基準3.5人(入所施設支援員が兼務)。 ・午前中はほとんどサービス利用がなく、夕方以降に増えるため、勤務体制を時間単位で調整している。 |
| | E-2 | ・ヘルパー数6人(常勤換算基準2.5人)。 ・行動援護相当の対象者に対してヘルパー不足を補うため、移動支援に振り分ける仕組みをとっている。 ・25時間以上の給付が認められた場合、ひとりで多くの時間利用することはヘルパーの負担が大きいこと、好みのヘルパー指定に対する予防等の理由で、行動援護事業所を複数に分けて使うことを推奨している。 |

(5) 各市の利用までの流れ、支援計画作成・見直し

| | |
|----|---|
| A市 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族が外出させたい(したい)と相談支援事業所に相談→移動支援・行動援護サービスを紹介→利用のためのアセスメント等→行政へ申請→支給決定→事業所へ→サービスの利用。 |
| B市 | <ul style="list-style-type: none"> ・行動援護や移動支援の支給決定に際して、利用者の生活全般のプログラムが行われていない。事業所の言い値のプログラムが実現している。 ・退院後の生活で移動支援を利用する場合に事業所が病院に行き、本人の意向を聞いた上で、サービスプランを考えることがある。 ・事業所の方に判断が委ねられている。 |
| C市 | <ul style="list-style-type: none"> ・単独のサービスを利用する場合は、親が直接申し込む。 ・相談支援事業所が親と相談→行政→事業所。 ・進級時に見直しを行っている。 |
| D市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に障害福祉のコーディネーターが存在しており、相談調整でプランニングができあがり、その後、給付決定の過程に。事業所はプランニングにノータッチで、相談支援専門員が生活全般の計画を調整している。 ・親が役所に行き、パンフレットを貰う。その中にあったサービス提供事業所を親が選び申し込む。 ・基本的には年2回、全員見直しを行う。2回以上必要な人が数名いる。 ・見直しの際は事業所で行い、親に承諾を得る。相談支援事業所は絡まない。 |
| E市 | <ul style="list-style-type: none"> ・事前の目標と月単位の計画を立てないと市が給付を認めてくれないため、プランニングを非常に丁寧に行っている。 ・行動援護のプランは、(あらかじめ)場所や活動を決定し、担当者や具体的な内容を事業所で記載する。 ・筋ジストロフィーの方が行動援護を利用する際は、5分単位の支援プランと、行動援護の必要性を訴える稟議書を書いている(プールの中の動線も)。 ・本人・家族と事業所、相談支援事業所等が一堂に会して10分少々の会議をもち、サービスの利用計画等を検討する。生活全体の支援プランはこの会議でほぼ決定している。 ・上記の会議は夏休み前には20件を超える。サービスを複数活用している人は支援決定会議、さらに特別なケースについては審査会と、三重の支給チェックを行っている。 ・少ない時間での行動援護であれば、プランを事業所で作成し支給開始になっているケースもある。成人の通所者には、このケースが意外に多い。 ・児童は基本的に、相談支援事業所からの紹介。 |

(6) 各市の介護保険サービスとの関係

| | |
|----|---|
| B市 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス・障害福祉サービスを併給する場合は介護保険のケアマネジャーと相談している。 ・介護保険サービスと障害福祉サービスの違いは、サービスの調整役の有無となる。障害福祉の場合、実践職員が本人の全体のマネジメントをしている方もいる。 ・介護保険の方では、家事援助(掃除、洗濯、調理)、入浴、デイサービスを利用している。 ・ケアマネジャーが介護保険と障害福祉サービスの使い分けを行っている。 |
| C市 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉のショートステイ→介護保険のショートステイを繰り返し利用して生活している。施設間移動とショートステイ中の通院時に移動支援を利用している。 |
| D市 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの微調整等は、社協のコーディネーターが行う。介護保険のケアマネジャーと協働する。 ・介護保険サービスと障害福祉サービスの違いは、サービスの調整役の有無となる。障害福祉の場合、実践職員が本人の全体のマネジメントをしている方もいる。 |

(7) 問題、課題

| | | |
|----|-----|--|
| A市 | A-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人との相性を考慮して対応者を決めているが大変。 ・行動援護の従事者要件が厳しく、担い手がない。 ・行動援護の事業所不足(市内で行動援護を実施している事業所は1か所のみ)。 |
| B市 | B-1 | ・入所施設で対応困難な人が在宅に戻っており、その人への対応。 |
| | B-2 | ・市行政と調整して対応している。 |
| | B-3 | |
| | B-4 | <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援では通学が認められていないため、対応に工夫が必要である。 ・人材集め。 |
| C市 | C-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの確保が難しい。 ・ニーズに対して十分な対応ができていない現状がある。 ・男性ヘルパーを雇用したいが、正規で雇うことができない。 |
| | C-2 | |
| D市 | D-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・最近財政難で支給決定時間が厳しくなっている。 ・「身体介護なし」の移動支援は、事業所としては採算がとれない。身体介護ありに変更出来ないか相談することがある。 ・車を使った移動中(ヘルパーが運転した場合)は、行動援護等の給付対象時間にならない。 |
| | D-2 | ・問題があった時は、市行政に相談して対応している。 |
| E市 | E-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・外出の移動は全て車だが、ある地区では個別送迎が禁止となっている(80条の移送サービスは使えない)。 ・最も遠い家庭で、車で片道1時間。その後、活動して・・となると、移動時間がかなりかかり、コストに見合わない。 ・土日や休日に希望が重なる。職員の勤務を考えると、休日加算等の対応が欲しい。 |
| | E-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・車を使つての移送が前提になる。対価ゼロでもヘルパー移送の資格が必要となり不足する。 ・車を使った移動中(ヘルパーが運転した場合)は、行動援護等の給付対象時間にならない。 ・行動援護は社会参加や余暇を大切に考える事業であるが、実際には重度対応・家族のレスパイト的な意味合いが大きくなっている。 ・マンツーマン支援が本来のニーズでない人にも、そのサービスしかない状況を地域で作ってしまっている。 ・入所施設で対応が困難な行動障害のある人を在宅に戻している例がある。強度行動障害対応の施設がなく、通所でも受け取ってもらえないため、在宅中心の生活で行動援護を利用している実態がある。 |

3. まとめ

移動支援、行動援護の事業所へのヒアリング調査の結果、事業所側は移動支援、行動援護の利用目的を明確に区別しているわけではなかった。また、介護保険受給者が移動支援を利用している背景には、介護保険サービスの利用のしにくさがあり、介護保険サービスでは認められにくい部分について、移動支援を利用したい。事業所が抱える課題としては、従事者の不足と車両移送の問題があげられた。特に車両移送の問題は、車両を使用して移動支援、行動援護を行う可能性の高い公共交通機関が発達していない地方の事業所にとっては死活問題であることがうかがえた。

第5部

移動支援・行動援護等に関する利用者調査

1. 調査概要

(1) 目的

在宅生活をしている知的障害のある人（18歳未満含む）と同居しているご家族の方を対象に、現在利用している各種福祉サービスの利用状況と問題点を明らかにする。あわせて、知的障害のある人のより快適な暮らしを実現するために必要とするサービスや、仕組みについて整理することを目的とする。

(2) 項目

ヒアリングの主な項目は以下の通りである。

- ・行動障害のある人の属性と簡単な成育歴
- ・行動上の問題が大変な時期と現在の状況
- ・現在利用している福祉サービス（教育機関含む）
- ・現在の生活上の課題とより快適な生活に向けての課題

(3) 時期

平成23年2月

(4) 対象

在宅生活をしている知的障害のある人（18歳未満含む）と同居しているご家族の方を対象とした。対象者は、事業所調査の結果を参考に対象地域を選定したほか、以下の2つの設問において該当する項目が4項目以下となる人とした。

設問1：知的障害のある人が、自宅において一人で留守番する状況を考えると、次の選択肢のどれに最も近いですか？

- ・一人で留守番をさせたことはないし、心配で留守番させることはできない
- ・1時間以内であれば、事前に準備をしておけば留守番ができる（できると考えられる）
- ・1時間～3時間程度は準備をしておけば留守番はできる
- ・3時間以上の留守番はできる

設問2：知的障害のある人が、一人で外出する場面を想定すると、次の選択肢のどれに最も近いですか？

- ・一人で外出させたことはない（一人の外出は心配で出せない）
- ・片道15分程度の時間であれば、決まりきった場所への外出は出せる（自動販売機の利用、通所先、決まりきった散歩道）
- ・明確な目的が決まっていなくても1時間程度の一人での外出は可能
- ・1時間以上の外出をしている

さらにその中で同意が得られた7名を、本調査の対象とした。

(5) 方法

調査は、家族の方に負担がかからないよう、訪問、電話、メールのいずれかの方法で実施した。

□訪問調査

自宅あるいは福祉サービス利用の場所に調査員が訪問し、面接形式で 30 分程度行った。可能な場合には知的障害のある本人にも同席してもらい行った。

□電話調査

あらかじめ調査項目を FAX 等で伝え、その後電話にて 15 分程度の聞き取りを行った。

□メール調査

調査項目や返信回答について 2～5 回程度メールを交換しながら行った。

2. 結果

(1) 対象利用者の概要

| 対象者 | 年齢 | 性別 | 障害の診断名 | 療育手帳等級 | 障害程度区分 |
|-----|-----|----|--------------|--------|--------|
| Aさん | 19歳 | 女性 | 自閉症 | A | 3 |
| Bさん | 16歳 | 男性 | 歌舞伎メーキャップ症候群 | A | — |
| Cさん | 31歳 | 男性 | 自閉症 | A2 | 5 |
| Dさん | 12歳 | 男性 | 自閉症 | A2 | — |
| Eさん | 21歳 | 男性 | 自閉症 | A | 5 |
| Fさん | 17歳 | 男性 | 自閉症 | A1 | — |
| Gさん | 21歳 | 男性 | 自閉症 | A | 6 |

(2) ヒアリング結果の要約

①Aさん

19歳 女性 自閉症 療育手帳A 障害程度区分3 調査協力者：母親

子育てで苦労した時期は幼稚園の年長期。声を出し続けることが続いた。中等部に入ると今度はパニックがひどくなった。子育てをする中で、支えになったのは、医師や学校の先生だった。

本人は手先が器用で作業能力もあったため、高等部後の進路をあまり心配していなかったが、3年生になってから行動上の問題が表面化し、結局進路先が無くなってしまった。今は月～金曜日まで生活介護を使い、土曜日は水泳に通う日々を送っている。

外出には行けるものの一人で行くことは難しい。留守番は、1時間くらいなら可能かもしれないが、実際にしてもらったことはないので本当にできるかどうかはわからない。外出系のサービスを利用したいと思うが、使いやすい外出系サービスがなく利用はしていない。

休日や緊急時、行事の際には何かサービスを利用したいと思うが、1対1のサービスをいきなり利用することや、「時々」ということが苦手な本人ことを思うと、利用をためらってしまう。

親として思うことは、今、信頼できる事業所がなかなか無く、本当は親の立場でいろいろなことを考えてくれる事業所が近くにあればと思う。あとは、平日の生活介護後1時間程度でいいので、買い物に連れていってくれるようなサービスがあればとも思う。

②Bさん

16歳 男性 歌舞伎メーキャップ症候群 療育手帳A 調査協力者：母親

子育てで苦労したのは、本人が12歳から13歳の時。壁に穴を開けるなどの行為が見られるようになった。本人が大変な時、他人の手を借りたいと思った。でも人をお願いすることができなかった。遠慮する気持ちからだった。どこかに連れて行って欲しい等の希望を持つことはなかった。希望を考えることすらできなかった。

親の会の人との出会いは、すごく支えになった。12歳から13歳の大変な時に、年に3～4回、1泊だけの短期入所を利用した。その職員にもすごく支えられた。学校の先生も支えになってくれている。児童デイサービスのスタッフと出会った。非常に丁寧に対応してくれた。親の立場を理解してくれた。そしてサービスを利用しようと思った。現在、週に2回、1時間程度、児童デイサービスを利用している。

外出する際は、家族が車で一緒に行く。1時間くらいなら一人で留守番ができる。でも長い時間は難しい。私が病気になったとき、緊急な時等に本人を預かってくれるようなサービスがあればと思う。

③Cさん

31歳 男性 自閉症 療育手帳A2 障害程度区分5 調査協力者：父親・母親

子育てで苦労したのはこれまでに2回。1回目が引越しをした時。2回目は親の介護と親が死亡した時だった。引越しの時は、転居先で受け入れてくれる病院や通園施設を探すのに苦労した。親の介護や死亡した時は、本人を預かってくれるところがなくて苦労した。

今は、月～金曜日まで生活介護を、時折ガイドヘルパーを、月2回短期入所や行動援護を利用し、図書館や水族館、こどもの城などに行っている。自費で、療育・レクレーショングループにも参加し、料理等を楽しんでいる。

自宅では、「6つの自立課題（洗濯物たたみや戸締り等）→フランダースの犬（アニメ）のビデオを見る」といった取り組みをしながら過ごしている。2～3時間程度ならひとりで留守番もできる。

現在の生活上の課題は、時間の概念やパソコンの使い方、家庭での仕事・・・といろいろあるが、親の亡き後のことも心配である。また、本人に係る医療や福祉の情報を、第三者にうまく伝えられない時がある。情報をスムーズにうまく伝えられる何かがあればなとも思う。

④Dさん

12歳 男性 自閉症 療育手帳A2 調査協力者：母親

子育てで苦労したのは本人が3歳の時。私が2人目の子（本人の妹）を妊娠していた時だった。動き回る本人の後をついて行くので精一杯だった。

現在は、日中一時、放課後預かり、児童デイサービス、行動援護を利用している。一人での外出や留守番は難しい。行動援護では、肥満解消のため、プール、スケート、公園などに出かけている。行動援護で通学ができれば助かるのにも思う。自宅では、工作やゲーム、You Tube、お母さんといっしょのビデオをみて過ごしていることが多い。最近、思春期だからか、本人が何かにはイライラしている。でも、何にイライラしているのかは分からない。

主治医の先生は、「その年に何をされた方が良いのか」ということを具体的に教えてくれるので、とても助かっている。学校以外に自費で療育機関にも通っている。そこで教わったことを、学校でも取り入れてもらっている。学校の先生は嫌な顔をせずに対応してくれるので、すごくありがたいと思う。

地域のサービスは利用ニーズが高いのかどこもいっぱい、急用ができた時に預かってもらえる場所がない。葬儀が入った時等に一緒に連れて行けないので、緊急時に預かってくれる場所があればと思う。

⑤ Eさん

21歳 男性 自閉症 療育手帳A 障害程度区分5 調査協力者：母親

子育てで苦労した時期は、小学校に入る前までの時期。飛び出しや偏食に悩まされた。施設を利用し始めてからは、半年か1年に1回くらいのペースで他者への噛みつき、突き飛ばし、癩癩を起すようになり、噛みついたり突き飛ばしたりした相手は、病院に通院することもあった。トラブルが生じた際は当事者同士だと事実が見えにくいので、第3者的な立場の人の介入があればと思う。

現在は、生活介護を月～金曜日まで利用しているが、その他は特に利用していない。自宅では、テレビを見ながら雑誌を丸めたり、紙管をのこぎりで短く切って組んだりして過ごしている。1時間ぐらいであれば一人で留守番することはできるが一人で出かけることは難しい。

学校の先生や学習塾の先生、親の会の人に支えられている。私自身も今、同じ障害の親同士が立ち上げたNPO法人の事業を仕事として手伝っている。

⑥ Fさん

17歳 男性 自閉症 療育手帳A1 調査協力者：母親

子育てで苦労した時期は就園前までの時期。寝ない、食べないということが続いた。口にしたものは牛乳のみ。時折ビスケットを口にすることもあったが、その量はわずかなものだった。

卒園時の担任の先生や中学3年の時の担任の先生には、すごく支えられた。歯科衛生士さんにも支えてもらっている。歯医者さんに行くといつも同じ人が担当してくれる。

現在は、日中一時支援を利用し、土曜日には体育館活動に参加している。他にもサービスを利用したいと思うが躊躇してしまう。以前、ヘルパーをお願いした際に、本人の唯一の居場所である「家」さえも落ち着けない場所になってしまいそうな経験をしたことがある。その不安からだ。もちろんこれまで良い関わりをしてくれたヘルパーもいたが、そういった人はすぐに管理者となってしまった。自宅での活動は、いくつかの自立課題を用意しているが、5分は持たない。一人での外出や留守番は難しい。夏休みは母親と一緒に散歩等をして過ごした。

今の一番の課題は、卒業後の進路。現場実習には2か所行った。内1か所は1日で終わった。2日目を迎えることはできなかった。

また、施設はあるけど空きがなく、「生活介護」といえども事業所によって全然内容が異なる状況で、1か所1か所自分で確かめて行かなければならならず、自分の年齢を考えても体力がいつまで続くか不安である。

⑦ Gさん

21歳 男性 自閉症 療育手帳A 障害程度区分6 調査協力者：母親

子育てで苦労した時期は、診断後（幼児期）と16歳頃である。行動上の問題が見られるようになった。現在もまだ安定はしていない。

これまでに医療機関を始め、親の会や教員、発達障害支援センターの方々に支えてきてもらった。

現在は、月～金曜日まで生活介護を、その他には短期入所、日中一時、ガイドヘルパーといったサービスを利用している。短期入所は、学校や施設の行事に私が役員として参加する時に利用することもある。役員としての役割がある。一緒に参加することは難しい。だから預けて参加している。本人の通っている学校や施設の行事なのだが。ガイドヘルプでは、ボウリングやプール等のメニューを、本人の好みで選んで提供してもらっている。

いまだ安定しない行動上の問題に対する不安は大きい。受け入れてくれるサービス機関が限られてしまうためである。将来の親亡き後も心配である。祝祭日関係なく 365 日利用可能な通所型の施設サービスがあれば、必要な時に入所できる施設やケアホームがあれば、スポーツ等による健康管理や充実した余暇プログラムが休日に気軽に利用できるサービスがあればと思う。不安や希望が付きない日々を送っている。

(3) ヒアリングの全体の概要

- 調査対象者は男性 6 人・女性 1 人、12 歳～31 歳、知的障害の程度は全員重度ないし最重度、6 人が自閉症と診断されており、その他診断が 1 人。現在、7 人全員が継続的に精神科・神経科の医療を継続中（何らかの服薬をしている）。
- 日中活動の場としては、小学校特別支援学級 1 人、特別支援学校高等部 2 人、生活介護事業 4 人であり、現段階で外出のためのヘルパーを利用しているのは 3 人である。
- パニック等の行動上の問題が思春期以降に顕著になりはじめた事例は 4 人おり、他の 3 人は乳幼児期からの特徴が継続している。子どもの行動以外に、家族が生育歴で大変だと感じた時期には、下の子の出産、母親の病気、転居、親の介護等があげられていた。
- 全員、地域の親の会を通して医療、福祉サービス等についての情報を入手することが多く、福祉・教育・医療機関で信頼できる専門家の存在と同時に、親の会のつながりが支えになっていると述べている。
- 短期入所を利用している人が 3 人、残りの 4 人は「必要な時は必ずある」と考えるものの「受け入れ施設の体制」と「預ける勇気がない」と回答している（母親が入院できなかった等の事例あり）。また、5 人は休日に定期的なレクリエーション的な活動に家族が連れて参加し続けている。
- 外出の支援を受けている 3 人の内、行動援護を利用しているのは 1 人、他の 2 人は移動支援である。ただし、移動支援の内 1 人は男性 2 名のヘルパー対応（1 人は常に継続）である。もう 1 人は、過去 6 年に 17 人のヘルパーが交代している。行動援護を利用している人は、通所している生活介護施設と同一法人が運営するヘルパー事業所で、対象者の行動特徴が職員間で共有されているので安心して依頼できると述べていた。
- 原則、1 対 1 のサービスである移動支援や行動援護については、「本人の行動上の問題を理解し配慮できるかどうか?」「ほんとうに大変な状況との時にとてもお願いできる状態ではない?」「事業所のスタッフ不足で相性が良くヘルパーも短期間で変わってしまう」「なんとか定着している生活スタイルを乱れさせたくない」といった理由から、利用に踏み切れないでいる。
- 将来の生活に向けての課題として、現在学校に通っている 3 人は、共通して「進学先と卒業後の通所先の不安」をあげている。また成人施設に通っている 4 人は、「緊急時の受け入れ先がない」「目的地（通所・通院含む）まで安心・安全で移動を任せられる仕組み」「サービス受給は認められるが、事業所探しに苦勞する、家族と一緒に考えてくれるトータルなサービス調整体制が欲しい」「ケアホーム等の居住の場の確保」など代表的である。

3. まとめ

行動障害が大きい在宅の重度知的障害者の場合、家族が福祉・教育・医療の専門家と連携し、時間をかけて、安定した生活パターン作りと、障害特性に応じた配慮にかなり力をいれている場合が多い。通所先等の集団参加の場であれば、このような専門的配慮がある程度低下することを家族は許容できるが、1対1サービスの場合はそれができない（ヘルパーの対応で直ぐに不安定になり問題行動が表面化したという事例あり）。今回行動援護を利用している1事例は、療育の専門家と通所施設とヘルパー事業所が一体となり、現在の課題を整理し、家族と連携を持ち支援を行なっている事例があった。生活をトータルで考える支援と一体でないと、在宅生活を支える上で家族に過剰に負担がかかっているケースに対して、有効なサービスは提供できない。

資料

資料

1) 市区町村悉皆調査全ての結果

(1) 都道府県の概要

| 都道府県 | 移動支援 | | | 日中一時支援 | | | 行動支援 | | | 重症訪問介護 | | | 居宅介護 | | | 児童デイサービス | | | 短期入所 | | | 生活介護 | | |
|------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| | 事業所委託数 | 実利用者人員 | 述べ利用時間 | 事業所委託数 | 実利用者人員 | 述べ利用時間 | 利用事業所数 | 実利用者人員 | 述べ利用時間 | 利用事業所数 | 実利用者人員 | 述べ利用時間 | 利用事業所数 | 実利用者人員 | 述べ利用時間 | 利用事業所数 | 実利用者人員 | 述べ利用時間 | 利用事業所数 | 実利用者人員 | 述べ利用時間 | 利用事業所数 | 実利用者人員 | 述べ利用時間 |
| 北海道 | 914 | 3,922 | 46,325 | 445 | 2,161 | 11,825 | 191 | 290 | 5,236 | 342 | 6,134 | 801 | 4,509 | 83,832 | 285 | 5,605 | 34,005 | 316 | 873 | 6,300 | 1,184 | 6,686 | 132,819 | |
| 青森県 | 129 | 341 | 2,768 | 177 | 602 | 17,073 | 12 | 22 | 166 | 41 | 77 | 481 | 118 | 1,189 | 17,887 | 92 | 864 | 6,715 | 107 | 422 | 2,106 | 211 | 1,212 | 18,677 |
| 岩手県 | 106 | 201 | 4,867 | 227 | 669 | 8,090 | 10 | 12 | 152 | 18 | 29 | 3,098 | 142 | 832 | 11,607 | 62 | 660 | 5,531 | 100 | 344 | 1,584 | 281 | 1,277 | 23,535 |
| 宮城県 | 203 | 730 | 9,202 | 190 | 637 | 8,788 | 22 | 39 | 688 | 73 | 62 | 10,046 | 249 | 1,617 | 45,709 | 78 | 954 | 7,304 | 146 | 482 | 2,567 | 169 | 780 | 14,313 |
| 秋田県 | 46 | 53 | 375 | 83 | 188 | 5,603 | 19 | 2 | 100 | 37 | 13 | 1,996 | 113 | 433 | 8,755 | 13 | 187 | 1,153 | 76 | 129 | 1,066 | 194 | 1,426 | 28,720 |
| 山形県 | 76 | 190 | 942 | 119 | 180 | 3,515 | 6 | 17 | 181 | 47 | 19 | 3,235 | 113 | 682 | 12,361 | 63 | 400 | 4,429 | 64 | 122 | 954 | 103 | 792 | 14,004 |
| 福島県 | 147 | 496 | 7,402 | 167 | 340 | 6,296 | 22 | 51 | 800 | 68 | 49 | 11,201 | 188 | 1,093 | 19,332 | 97 | 835 | 6,190 | 101 | 194 | 1,281 | 253 | 1,205 | 24,117 |
| 茨城県 | 247 | 494 | 4,323 | 583 | 949 | 19,764 | 20 | 23 | 156 | 65 | 49 | 12,007 | 262 | 1,938 | 15,322 | 108 | 1,074 | 6,332 | 232 | 498 | 4,590 | 775 | 3,047 | 58,339 |
| 栃木県 | 141 | 649 | 7,173 | 238 | 1,059 | 17,984 | 12 | 36 | 450 | 2 | 7 | 2,502 | 141 | 1,099 | 18,322 | 51 | 854 | 4,476 | 110 | 335 | 3,002 | 402 | 2,408 | 46,279 |
| 群馬県 | 203 | 743 | 9,043 | 234 | 323 | 2,709 | 31 | 51 | 936 | 78 | 48 | 8,750 | 227 | 795 | 14,118 | 59 | 408 | 5,695 | 130 | 187 | 1,529 | 297 | 1,408 | 26,778 |
| 埼玉県 | 1,020 | 3,076 | 50,639 | 355 | 682 | 8,015 | 104 | 364 | 7,513 | 184 | 190 | 38,832 | 871 | 3,740 | 87,837 | 117 | 1,050 | 8,139 | 427 | 810 | 7,654 | 1,196 | 4,634 | 96,014 |
| 千葉県 | 713 | 3,648 | 37,538 | 688 | 3,189 | 35,533 | 47 | 149 | 2,498 | 224 | 144 | 21,156 | 741 | 3,451 | 70,749 | 849 | 2,815 | 18,091 | 360 | 1,134 | 11,212 | 754 | 4,388 | 90,911 |
| 東京都 | 2,461 | 10,513 | 173,975 | 204 | 1,324 | 11,918 | 105 | 223 | 5,973 | 1,223 | 1,459 | 39,409 | 2,107 | 10,825 | 250,174 | 125 | 3,479 | 17,192 | 829 | 2,429 | 18,952 | 2,234 | 10,226 | 206,850 |
| 神奈川県 | 990 | 7,042 | 100,825 | 293 | 1,889 | 7,157 | 55 | 274 | 8,783 | 302 | 327 | 43,604 | 886 | 8,456 | 250,101 | 114 | 2,118 | 11,561 | 267 | 1,788 | 12,716 | 727 | 3,057 | 192,973 |
| 新潟県 | 167 | 1,006 | 13,392 | 212 | 986 | 21,588 | 26 | 120 | 1,562 | 135 | 58 | 6,414 | 201 | 1,492 | 31,837 | 21 | 581 | 1,874 | 159 | 485 | 3,900 | 241 | 1,778 | 31,370 |
| 富山県 | 60 | 90 | 502 | 136 | 285 | 4,018 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 168 | 89 | 339 | 4,883 | 41 | 215 | 2,039 | 53 | 91 | 516 | 99 | 530 | 8,123 |
| 石川県 | 128 | 354 | 3,615 | 107 | 228 | 1,947 | 8 | 16 | 190 | 4 | 3 | 168 | 89 | 339 | 4,883 | 41 | 215 | 2,039 | 53 | 91 | 516 | 99 | 530 | 8,123 |
| 福井県 | 107 | 196 | 2,633 | 163 | 441 | 3,557 | 5 | 8 | 98 | 22 | 19 | 5,264 | 113 | 409 | 9,472 | 42 | 219 | 1,292 | 74 | 108 | 815 | 180 | 729 | 12,883 |
| 山梨県 | 124 | 322 | 3,384 | 209 | 513 | 4,933 | 14 | 46 | 991 | 44 | 43 | 5,178 | 115 | 477 | 7,269 | 40 | 206 | 1,923 | 89 | 162 | 1,494 | 216 | 833 | 15,675 |
| 長野県 | 298 | 931 | 11,832 | 173 | 801 | 15,864 | 64 | 192 | 4,206 | 19 | 30 | 3,372 | 223 | 1,161 | 20,053 | 48 | 304 | 1,994 | 134 | 300 | 3,028 | 308 | 1,343 | 24,461 |
| 岐阜県 | 223 | 650 | 6,600 | 252 | 504 | 10,058 | 34 | 56 | 824 | 33 | 19 | 4,761 | 214 | 844 | 12,883 | 72 | 2,094 | 9,479 | 170 | 342 | 2,342 | 463 | 2,370 | 47,260 |
| 静岡県 | 276 | 1,637 | 17,124 | 318 | 1,441 | 21,993 | 32 | 87 | 1,327 | 67 | 80 | 17,115 | 266 | 1,855 | 26,117 | 43 | 801 | 7,096 | 219 | 920 | 5,107 | 561 | 3,926 | 74,598 |
| 愛知県 | 1,172 | 5,683 | 85,218 | 613 | 2,608 | 12,661 | 136 | 469 | 13,440 | 502 | 938 | 108,142 | 914 | 5,353 | 122,154 | 319 | 3,001 | 27,190 | 439 | 1,532 | 8,977 | 736 | 5,402 | 101,210 |
| 三重県 | 192 | 745 | 6,394 | 220 | 719 | 7,765 | 16 | 49 | 749 | 26 | 33 | 3,003 | 179 | 1,147 | 14,914 | 39 | 445 | 2,201 | 116 | 369 | 2,056 | 376 | 1,984 | 34,294 |
| 滋賀県 | 219 | 1,118 | 8,331 | 129 | 562 | 7,262 | 32 | 207 | 3,231 | 78 | 176 | 8,003 | 233 | 1,803 | 25,858 | 22 | 803 | 3,596 | 102 | 347 | 2,504 | 320 | 1,652 | 23,692 |
| 京都府 | 449 | 3,482 | 59,183 | 221 | 904 | 19,478 | 97 | 223 | 4,708 | 200 | 228 | 48,879 | 329 | 3,023 | 78,384 | 43 | 1,134 | 4,394 | 144 | 763 | 4,723 | 386 | 3,480 | 67,839 |
| 大阪府 | 3,206 | 16,556 | 347,981 | 465 | 1,817 | 17,945 | 93 | 267 | 9,901 | 1,590 | 1,822 | 108,239 | 2,591 | 13,378 | 340,803 | 168 | 2,317 | 12,830 | 572 | 2,913 | 17,205 | 1,136 | 10,511 | 127,741 |
| 兵庫県 | 1,298 | 5,901 | 123,197 | 379 | 1,188 | 11,993 | 45 | 112 | 2,678 | 606 | 592 | 12,834 | 991 | 5,566 | 187,123 | 83 | 1,207 | 6,082 | 416 | 1,487 | 11,872 | 838 | 6,729 | 134,131 |
| 奈良県 | 526 | 1,198 | 15,055 | 225 | 382 | 1,771 | 81 | 314 | 5,317 | 78 | 113 | 9,308 | 312 | 1,493 | 25,688 | 73 | 714 | 3,898 | 93 | 331 | 1,967 | 259 | 1,434 | 27,498 |
| 和歌山県 | 286 | 659 | 6,029 | 105 | 245 | 4,599 | 14 | 36 | 682 | 52 | 49 | 9,743 | 282 | 1,190 | 19,880 | 105 | 773 | 8,602 | 76 | 167 | 1,634 | 194 | 858 | 16,955 |
| 鳥取県 | 98 | 320 | 3,488 | 105 | 175 | 2,355 | 16 | 37 | 1,082 | 16 | 18 | 2,401 | 106 | 620 | 12,551 | 44 | 262 | 2,085 | 59 | 89 | 702 | 119 | 656 | 11,291 |
| 徳島県 | 124 | 561 | 6,300 | 72 | 226 | 1,857 | 6 | 12 | 394 | 6 | 21 | 3,754 | 107 | 742 | 11,591 | 15 | 236 | 1,154 | 58 | 170 | 1,270 | 181 | 1,453 | 27,433 |
| 岡山県 | 270 | 880 | 9,905 | 301 | 1,224 | 17,178 | 13 | 25 | 731 | 83 | 120 | 13,296 | 198 | 1,044 | 13,447 | 95 | 1,133 | 3,780 | 74 | 166 | 1,110 | 281 | 1,478 | 31,124 |
| 広島県 | 547 | 3,517 | 57,860 | 222 | 1,041 | 7,843 | 29 | 120 | 2,131 | 281 | 130 | 37,784 | 490 | 2,837 | 59,912 | 77 | 1,291 | 6,134 | 155 | 820 | 5,641 | 407 | 3,767 | 58,035 |
| 山口県 | 171 | 325 | 3,973 | 156 | 619 | 12,112 | 6 | 3 | 25 | 75 | 45 | 10,431 | 195 | 899 | 16,411 | 39 | 548 | 3,984 | 77 | 186 | 1,702 | 255 | 1,843 | 26,815 |
| 徳島県 | 173 | 445 | 5,579 | 130 | 104 | 644 | 25 | 42 | 1,070 | 185 | 21 | 1,731 | 305 | 849 | 13,562 | 147 | 610 | 2,239 | 144 | 110 | 968 | 182 | 595 | 13,555 |
| 香川県 | 164 | 715 | 6,484 | 113 | 338 | 613 | 17 | 21 | 302 | 45 | 34 | 5,483 | 116 | 662 | 11,988 | 48 | 353 | 2,281 | 71 | 290 | 1,398 | 89 | 640 | 14,004 |
| 愛媛県 | 170 | 808 | 12,998 | 86 | 315 | 5,536 | 24 | 26 | 129 | 252 | 50 | 813 | 350 | 1,322 | 10,644 | 64 | 1,011 | 4,421 | 111 | 224 | 1,581 | 191 | 1,169 | 19,997 |
| 高知県 | 84 | 510 | 2,015 | 78 | 173 | 4,556 | 1 | 2 | 173 | 9 | 2 | 2,221 | 112 | 586 | 9,221 | 68 | 170 | 894 | 76 | 130 | 1,138 | 60 | 317 | 5,398 |
| 福岡県 | 949 | 3,212 | 59,577 | 808 | 1,526 | 8,892 | 45 | 85 | 1,099 | 202 | 144 | 14,770 | 999 | 5,039 | 118,159 | 168 | 831 | 3,203 | 364 | 882 | 4,842 | 823 | 4,845 | 89,484 |
| 佐賀県 | 95 | 154 | 1,402 | 80 | 206 | 2,714 | 14 | 51 | 567 | 16 | 15 | 4,250 | 124 | 464 | 9,609 | 28 | 163 | 891 | 39 | 108 | 733 | 116 | 558 | 9,503 |
| 長崎県 | 213 | 505 | 4,421 | 187 | 799 | 19,141 | 13 | 16 | 239 | 101 | 72 | 11,519 | 199 | 1,182 | 26,080 | 66 | 550 | 3,108 | 85 | 244 | 2,442 | 256 | 958 | 14,332 |
| 熊本県 | 150 | 468 | 3,566 | 258 | 588 | 15,469 | 2 | 2 | 21 | 61 | 99 | 18,298 | 269 | 1,146 | 16,443 | 85 | 795 | 4,685 | 107 | 307 | 1,999 | 262 | 1,494 | 28,082 |
| 大分県 | 97 | 277 | 3,086 | 75 | 213 | 5,511 | 14 | 27 | 833 | 6 | 6 | 812 | 103 | 576 | 9,734 | 17 | 164 | 1,241 | 50 | 84 | 602 | 98 | 405 | 7,633 |
| 宮崎県 | 133 | 590 | 9,422 | 140 | 645 | 12,999 | 2 | 5 | 257 | 29 | 29 | 6,696 | 128 | 694 | 14,132 | 23 | 263 | 2,090 | 60 | 188 | 1,000 | 91 | 874 | 14,816 |
| 鹿児島県 | 141 | 542 | 6,788 | 145 | 588 | 15,541 | 19 | 77 | 15,645 | 38 | 72 | 17,856 | 182 | 1,035 | 20,692 | 56 | 953 | 6,597 | 109 | 361 | 2,950 | 281 | 1,613 | 35,771 |
| 沖縄県 | 220 | 660 | 7,504 | 205 | 681 | 18,920 | 50 | 50 | 833 | 54 | 104 | 17,824 | 222 | 1,178 | 24,699 | 203 | 1,111 | 10,631 | 135 | 252 | 1,395 | 172 | 917 | 16,590 |

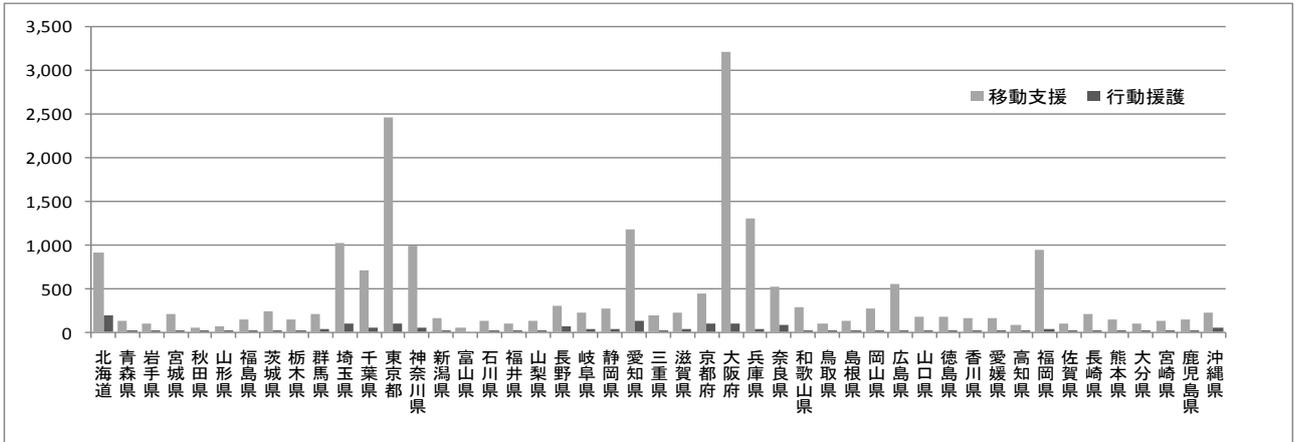
利用者一人当たりの利用状況

人口1万人あたりの人数

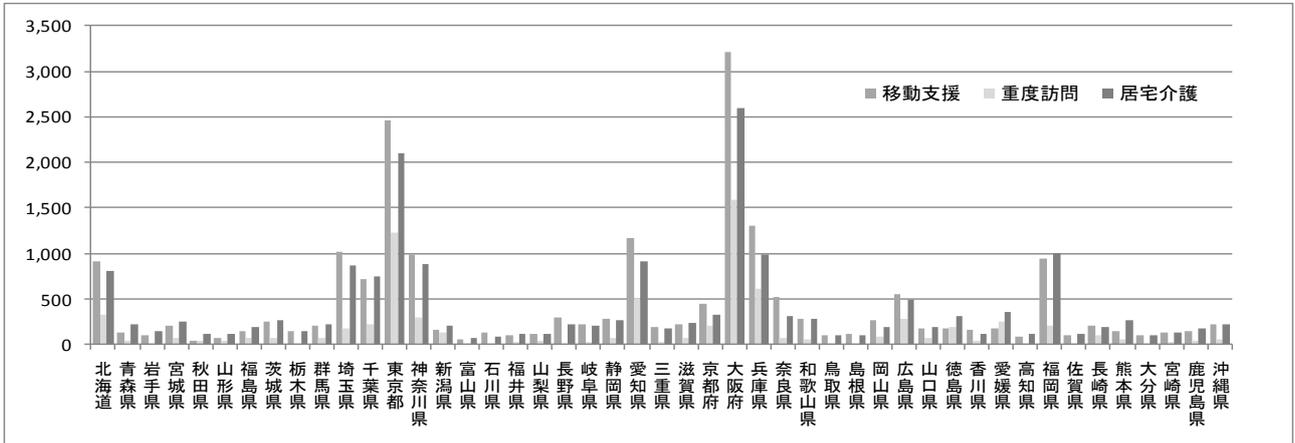
| 身体 障害者数 | 知的 障害者数 | 精神 障害者数 | 障害者数 単純合計 | 移動支援 利用者数 | 日中一時 利用者数 | 行動援護 利用者数 | 訪問介護利用 利用者数 | 居宅介護 利用者数 | 児童デイ 利用者数 | 短期入所 利用者数 | 生活介護 利用者数 | 移動支援 利用者数 | 日中一時 利用者数 | 行動援護 利用者数 | 重度訪問 利用者数 | 居宅介護 利用者数 | 児童デイ 利用者数 | 短期入所 利用者数 | 生活介護 利用者数 | | |
|------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | 4.4 |
| 北海道 | 497.8 | 75.5 | 57.6 | 630.9 | 8 | 4.4 | 0.6 | 0.7 | 9.2 | 11.5 | 1.8 | 13.7 | 11.8 | 5.5 | 18.2 | 18.6 | 6.1 | 7.2 | 19.9 | | |
| 青森県 | 415.1 | 75.6 | 62.9 | 553.7 | 2.6 | 4.6 | 0.2 | 0.6 | 9.1 | 7.3 | 3.2 | 9.2 | 8.1 | 28.4 | 7.5 | 62.6 | 15 | 7 | 5 | 15.4 | |
| 岩手県 | 408.2 | 72.2 | 45.8 | 526.1 | 1.6 | 5.4 | 0.1 | 0.2 | 6.8 | 5.4 | 2.8 | 10.4 | 24.2 | 12.1 | 106.8 | 14 | 8.4 | 4.6 | 18.4 | 18.4 | |
| 宮城県 | 312.6 | 59 | 43.6 | 415.2 | 3.8 | 3.3 | 0.2 | 0.3 | 8.5 | 5 | 2.4 | 4.1 | 12.6 | 13.8 | 17.6 | 162 | 28.3 | 7.7 | 5.6 | 18.4 | |
| 秋田県 | 511.4 | 67.1 | 40.1 | 618.7 | 0.5 | 1.9 | 0 | 0.1 | 4.3 | 1.9 | 1.3 | 14.2 | 7.1 | 29.8 | 50 | 153.5 | 20.2 | 6.2 | 8.5 | 20.1 | |
| 山形県 | 463.3 | 45.5 | 35.6 | 544.4 | 1.8 | 1.7 | 0.2 | 0.2 | 6.6 | 3.9 | 1.2 | 7.7 | 5 | 19.5 | 10.6 | 170.2 | 18.1 | 11.1 | 7.8 | 17.7 | |
| 福島県 | 475.8 | 69.3 | 39.1 | 583.1 | 3.4 | 2.3 | 0.4 | 0.3 | 7.5 | 5.8 | 1.3 | 14.9 | 18.5 | 15.7 | 228.6 | 17.7 | 7.4 | 6.6 | 6.6 | 20 | |
| 茨城県 | 283.3 | 56.8 | 48 | 388.1 | 2 | 3.8 | 0.1 | 0.2 | 7.9 | 4.4 | 2 | 12.3 | 8.8 | 20.8 | 6.8 | 245 | 7.8 | 20.8 | 5.9 | 9.2 | 19.1 |
| 栃木県 | 333.8 | 56.5 | 36.4 | 428.7 | 3.7 | 6 | 0.2 | 0 | 6.3 | 4.9 | 1.9 | 13.7 | 11.1 | 17 | 12.5 | 357.4 | 16.7 | 9.2 | 9 | 19.2 | |
| 群馬県 | 323.1 | 55.5 | 31.7 | 410.3 | 4.3 | 1.9 | 0.3 | 0.3 | 4.6 | 2.3 | 1.1 | 8.1 | 12.2 | 8.4 | 18.7 | 182.3 | 17.8 | 14 | 8.2 | 19 | |
| 埼玉県 | 283.2 | 48 | 36.5 | 347.6 | 4.6 | 1 | 0.5 | 0.3 | 5.6 | 1.6 | 1.2 | 6.9 | 16.5 | 11.8 | 20.6 | 204.4 | 23.5 | 7.8 | 9.4 | 20.7 | |
| 千葉県 | 269.2 | 48.2 | 35.4 | 352.8 | 6.2 | 5.4 | 0.3 | 0.2 | 5.8 | 4.8 | 1.9 | 7.4 | 10.3 | 11.2 | 16.8 | 146.9 | 20.5 | 6.4 | 9.9 | 20.7 | |
| 東京都 | 282.1 | 50.5 | 40.3 | 372.9 | 8.4 | 1.1 | 0.2 | 1.2 | 8.7 | 2.8 | 1.9 | 8.2 | 16.5 | 8.5 | 26.8 | 270.1 | 23.1 | 4.9 | 7.8 | 20.2 | |
| 神奈川県 | 282.5 | 50.2 | 48.5 | 351.3 | 8.6 | 2.3 | 0.3 | 0.4 | 10.3 | 2.6 | 2.2 | 12.9 | 14.3 | 3.8 | 32.1 | 133.3 | 29.6 | 5.5 | 7.1 | 18.2 | |
| 新潟県 | 372.8 | 60.4 | 41.1 | 474.3 | 4.6 | 4.5 | 0.5 | 0.3 | 6.8 | 2.6 | 2.2 | 8.1 | 13.3 | 21.9 | 13 | 110.6 | 21.3 | 3.2 | 8 | 17.6 | |
| 富山県 | 444.8 | 56.7 | 32.4 | 535.9 | 0.8 | 2.7 | 0 | 0.1 | 3.8 | 4.1 | 1.5 | 7.6 | 5.6 | 14.1 | 188.5 | 16.2 | 3.1 | 6.4 | 17.5 | | |
| 石川県 | 408.9 | 57.6 | 35.7 | 502.2 | 5.6 | 3.6 | 0.3 | 0 | 5.4 | 3.4 | 1.4 | 8.4 | 10.2 | 8.5 | 11.9 | 56 | 14.4 | 9.5 | 5.7 | 15.3 | |
| 福井県 | 482.7 | 65.2 | 44.3 | 572.1 | 2.6 | 5.8 | 0.1 | 0.2 | 5.3 | 2.9 | 1.4 | 9.5 | 13.5 | 8.1 | 12.3 | 277.1 | 23.2 | 5.9 | 7.5 | 17.7 | |
| 山梨県 | 448.5 | 58.7 | 62.6 | 569.8 | 5.2 | 8.3 | 0.7 | 0.7 | 7.7 | 3.3 | 2.6 | 13.5 | 10.4 | 9.6 | 21.5 | 120.4 | 15.2 | 9.3 | 9.2 | 18.8 | |
| 長野県 | 418.8 | 68.6 | 56.6 | 544.1 | 6.7 | 5.8 | 1.4 | 0.2 | 8.4 | 2.2 | 2.2 | 9.7 | 12.7 | 19.6 | 21.9 | 45.7 | 17.3 | 6.6 | 10.1 | 18.2 | |
| 岐阜県 | 375.9 | 58.3 | 36 | 470.2 | 3 | 2.3 | 0.3 | 0.1 | 3.9 | 9.7 | 1.6 | 10.9 | 10.2 | 20 | 14.7 | 250.6 | 15.2 | 4.5 | 6.8 | 19.9 | |
| 静岡県 | 319 | 60.4 | 35.7 | 415.1 | 4.5 | 60.4 | 4 | 0.2 | 5.1 | 2.2 | 2.5 | 10.8 | 10.5 | 14.8 | 15.2 | 213.9 | 14.1 | 8.9 | 5.6 | 19 | |
| 愛知県 | 315.5 | 54.4 | 45.1 | 415 | 8.2 | 3.8 | 0.7 | 1.4 | 7.7 | 4.3 | 2.2 | 7.8 | 15 | 4.9 | 28.7 | 115.3 | 22.8 | 9.1 | 5.9 | 18.7 | |
| 三重県 | 380.3 | 57.4 | 32.3 | 470 | 5.2 | 5 | 0.3 | 0.2 | 8 | 3.1 | 2.6 | 13.9 | 8.5 | 10.8 | 15.3 | 91 | 13 | 4.9 | 5.6 | 17.3 | |
| 滋賀県 | 320.3 | 66.2 | 36.2 | 424.7 | 8.6 | 4.3 | 1.6 | 1.3 | 13.8 | 6.2 | 2.7 | 12.7 | 7.3 | 12.9 | 15.6 | 45.5 | 14.3 | 4.5 | 7.2 | 14.3 | |
| 京都府 | 542.7 | 74.6 | 61.7 | 679 | 13.8 | 3.6 | 0.9 | 0.9 | 12 | 4.5 | 3 | 13.8 | 17 | 21.5 | 21.1 | 214.4 | 25.9 | 3.9 | 5.4 | 19.5 | |
| 大阪府 | 414.8 | 63.7 | 54.6 | 533 | 19 | 2.1 | 0.3 | 2.1 | 15.4 | 2.7 | 3.3 | 12.1 | 21 | 9.9 | 37.1 | 59.4 | 25.5 | 5.6 | 5.9 | 12.2 | |
| 兵庫県 | 411.6 | 61.3 | 45 | 517.9 | 10.7 | 2.2 | 0.2 | 1.1 | 10.1 | 2.2 | 2.7 | 12.2 | 20.9 | 10.1 | 23.9 | 205.8 | 33.6 | 5 | 8 | 19.9 | |
| 奈良県 | 389.1 | 57.8 | 33.9 | 480.8 | 11.3 | 3.6 | 3 | 1.1 | 14.1 | 6.7 | 3.1 | 13.5 | 12.6 | 4.6 | 16.9 | 82.4 | 17.2 | 3.5 | 5.9 | 19.2 | |
| 和歌山県 | 508.5 | 68.3 | 39.8 | 616.6 | 7.9 | 2.9 | 0.4 | 0.6 | 14.2 | 9.2 | 2 | 10.3 | 9.1 | 18.8 | 18.9 | 198.8 | 16.7 | 11.1 | 9.8 | 19.8 | |
| 鳥取県 | 417.3 | 73.4 | 65.9 | 556.6 | 6.2 | 3.4 | 0.7 | 0.3 | 11.9 | 5 | 1.7 | 12.6 | 10.8 | 13.5 | 28.7 | 133.4 | 20.2 | 8 | 7.9 | 17.2 | |
| 島根県 | 510 | 84.9 | 66.1 | 661 | 9.3 | 3.7 | 0.2 | 0.3 | 12.3 | 3.9 | 2.8 | 24.1 | 11.2 | 8.2 | 32.8 | 178.7 | 15.6 | 4.9 | 7.5 | 18.9 | |
| 岡山県 | 403.8 | 62.2 | 35.8 | 501.7 | 4.8 | 6.7 | 0.1 | 0.7 | 5.7 | 6.2 | 1 | 8.1 | 11.3 | 14 | 29.2 | 110.8 | 12.9 | 3.3 | 6 | 21.1 | |
| 広島県 | 403.7 | 67 | 67.1 | 537.7 | 12.7 | 3.8 | 0.4 | 0.5 | 10.3 | 4.7 | 3 | 13.6 | 16.5 | 7.5 | 17.8 | 290.6 | 21.1 | 4.8 | 6.9 | 15.4 | |
| 山口県 | 417.5 | 64.2 | 50.9 | 532.6 | 2.3 | 4.5 | 0 | 0.3 | 6.5 | 4 | 1.3 | 13.3 | 12.2 | 19.6 | 8.3 | 231.8 | 18.3 | 7.3 | 9.2 | 14.5 | |
| 徳島県 | 436.6 | 74.6 | 41.5 | 552.7 | 7.6 | 1.8 | 0.7 | 0.4 | 14.5 | 10.4 | 1.9 | 10.1 | 12.5 | 6.2 | 25.5 | 82.4 | 16 | 3.7 | 8.8 | 22.8 | |
| 香川県 | 472.4 | 60.9 | 32.7 | 566.1 | 9.8 | 4.6 | 0.3 | 0.5 | 9 | 4.8 | 4 | 8.7 | 9 | 1.8 | 14.4 | 161.3 | 18.1 | 6.5 | 4.8 | 21.9 | |
| 愛媛県 | 469.7 | 73.3 | 37.5 | 580.5 | 6.3 | 2.5 | 0.2 | 0.4 | 10.4 | 7.9 | 1.8 | 9.2 | 16.1 | 17.6 | 5 | 16.3 | 8.1 | 4.4 | 7.1 | 17.1 | |
| 高知県 | 529.2 | 68 | 84.5 | 681.7 | 7.8 | 2.6 | 0 | 0.1 | 8.9 | 2.6 | 2 | 4.8 | 4 | 26.3 | 10.8 | 246.8 | 15.7 | 4.1 | 8.8 | 17 | |
| 福岡県 | 445.1 | 66.8 | 46.3 | 558.2 | 7 | 3.3 | 0.2 | 0.3 | 10.9 | 1.8 | 1.9 | 10.5 | 18.5 | 5.7 | 12.8 | 102.6 | 23.4 | 3.9 | 5.5 | 18.5 | |
| 佐賀県 | 486.7 | 82.9 | 37.1 | 616.7 | 2.4 | 3.3 | 0.8 | 0.2 | 7.4 | 2.6 | 1.7 | 8.9 | 9.1 | 13.2 | 11.1 | 283.3 | 20.7 | 5.5 | 6.8 | 17 | |
| 長崎県 | 514.3 | 82.1 | 51.2 | 647.6 | 4 | 6.4 | 0.1 | 0.6 | 9.5 | 4.4 | 2 | 7.7 | 8.8 | 24 | 14.9 | 160 | 22.1 | 5.7 | 10 | 15 | |
| 熊本県 | 479.9 | 72.7 | 63.4 | 616 | 2.9 | 3.6 | 0 | 0.6 | 7 | 4.9 | 1.9 | 9.1 | 7.7 | 26.4 | 10.3 | 184.8 | 14.3 | 5.9 | 6.5 | 18.8 | |
| 大分県 | 655.4 | 71.5 | 42.8 | 789.7 | 6 | 4.6 | 0.6 | 0.1 | 12.5 | 3.6 | 1.8 | 8.8 | 11.1 | 25.9 | 30.9 | 135.3 | 16.9 | 7.6 | 7.2 | 18.8 | |
| 宮崎県 | 536.7 | 81.7 | 35.9 | 654.4 | 6.2 | 6.8 | 0.1 | 0.3 | 7.3 | 2.8 | 2 | 9.2 | 16 | 20.2 | 51.3 | 230.9 | 20.4 | 7.9 | 5.3 | 17 | |
| 鹿児島県 | 566.5 | 80.9 | 52 | 699.5 | 3.9 | 4 | 0.5 | 0.5 | 7.4 | 6.8 | 2.6 | 11.5 | 12.5 | 27.4 | 20.3 | 163.7 | 20 | 6.9 | 8.2 | 22.2 | |
| 沖縄県 | 395 | 70.8 | 84.9 | 550.7 | 5.9 | 6.1 | 0.4 | 0.9 | 10.5 | 9.9 | 2.3 | 8.2 | 11.4 | 27.8 | 16.7 | 171.4 | 21 | 9.6 | 5.5 | 18.1 | |

(2) サービス毎の事業所数・実人数・延べ利用時間・人口1万あたりの利用人数の比較

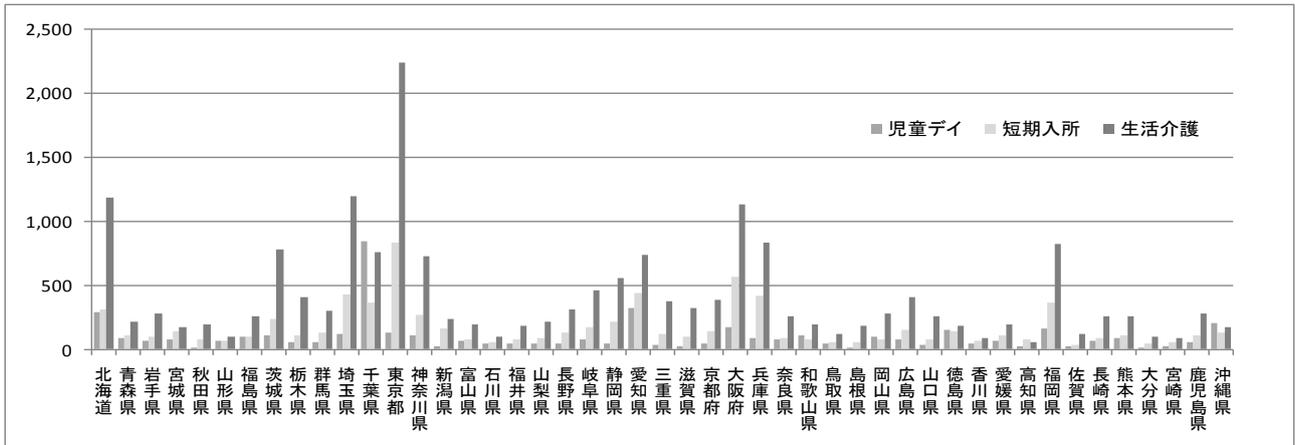
①移動支援×行動援護事業所数



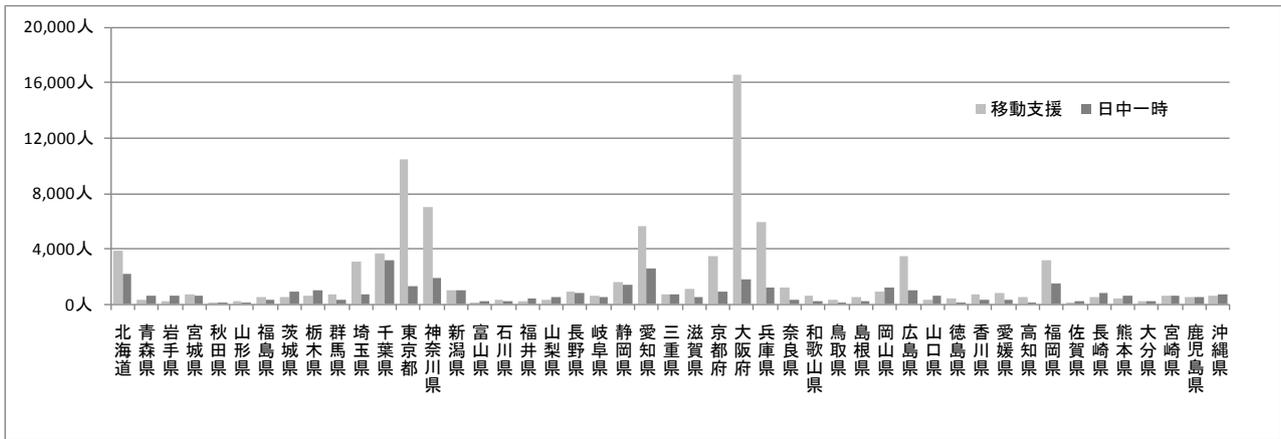
②移動支援×重度訪問×居宅介護事業所数



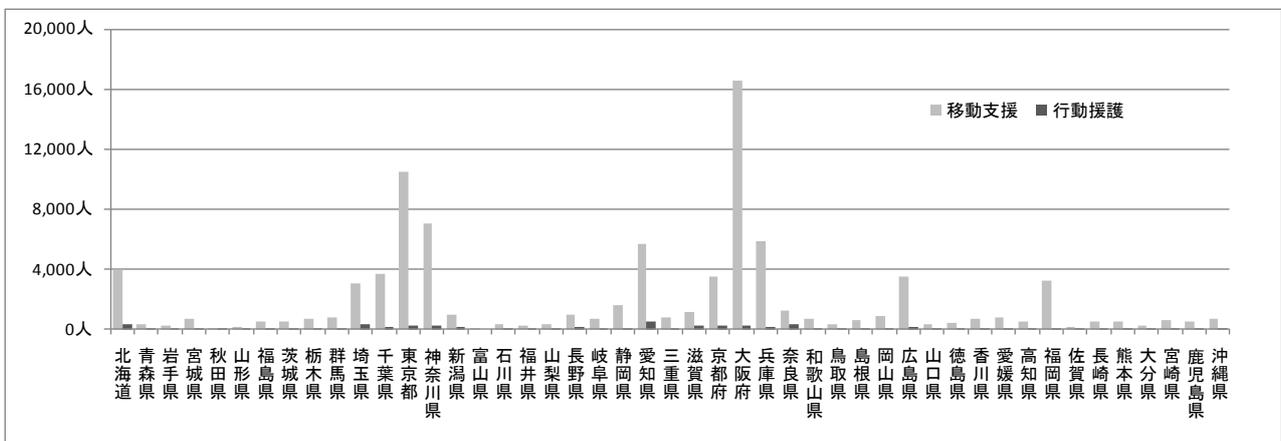
③児童デイサービス×短期入所×生活介護事業所数



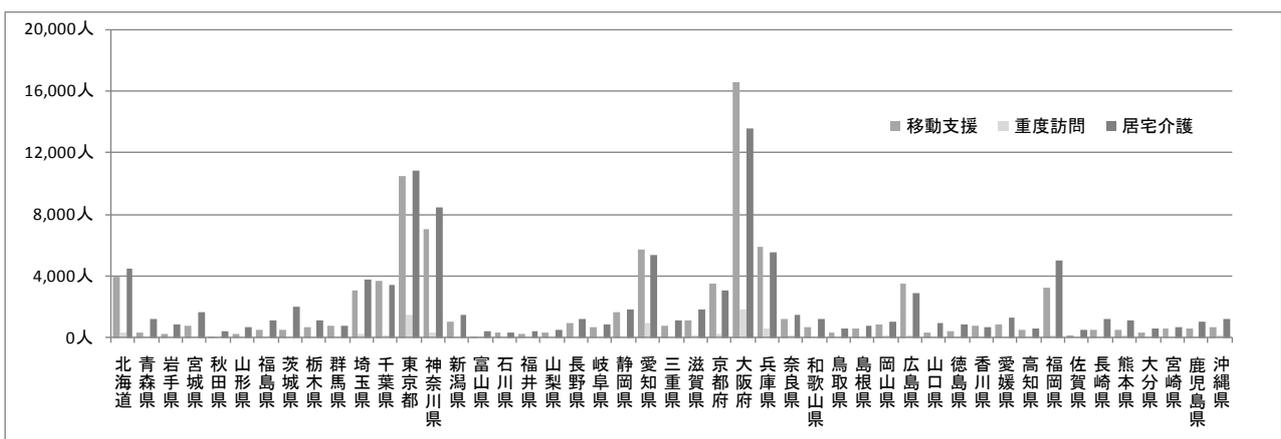
④移動支援×日中一時支援の利用実人数



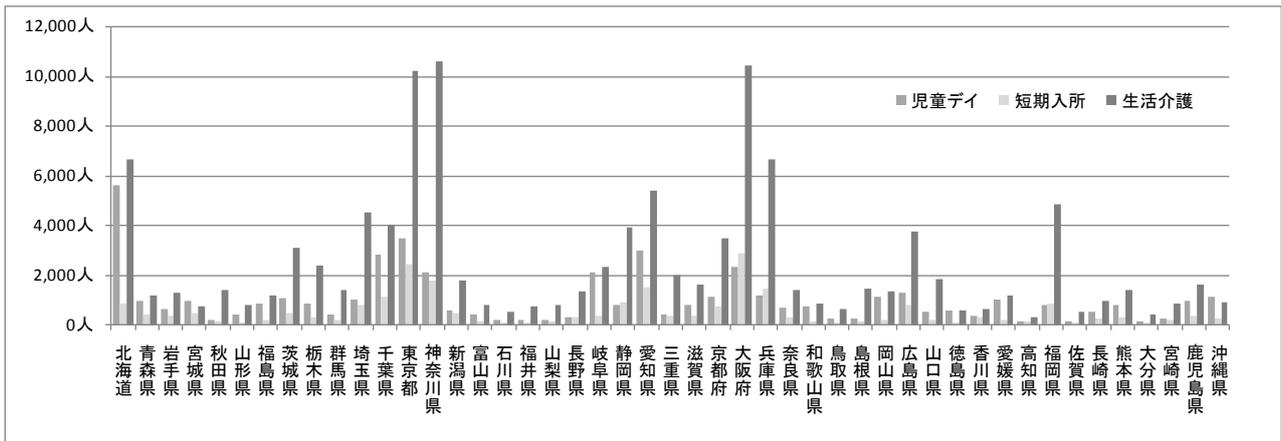
⑤移動支援×行動援護の利用実人数



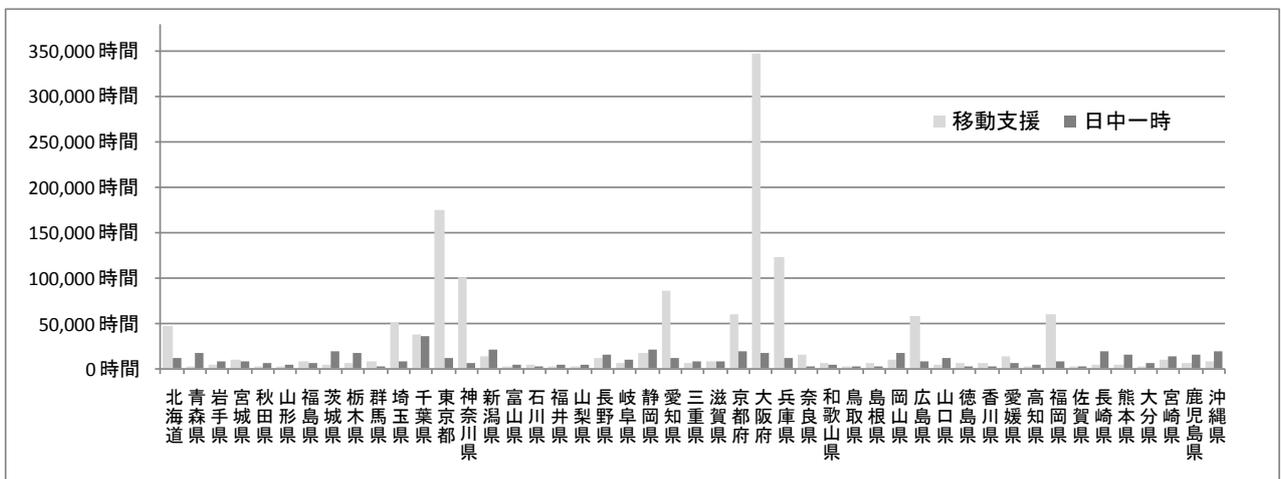
⑥移動支援×重度訪問×居宅介護の利用実人数



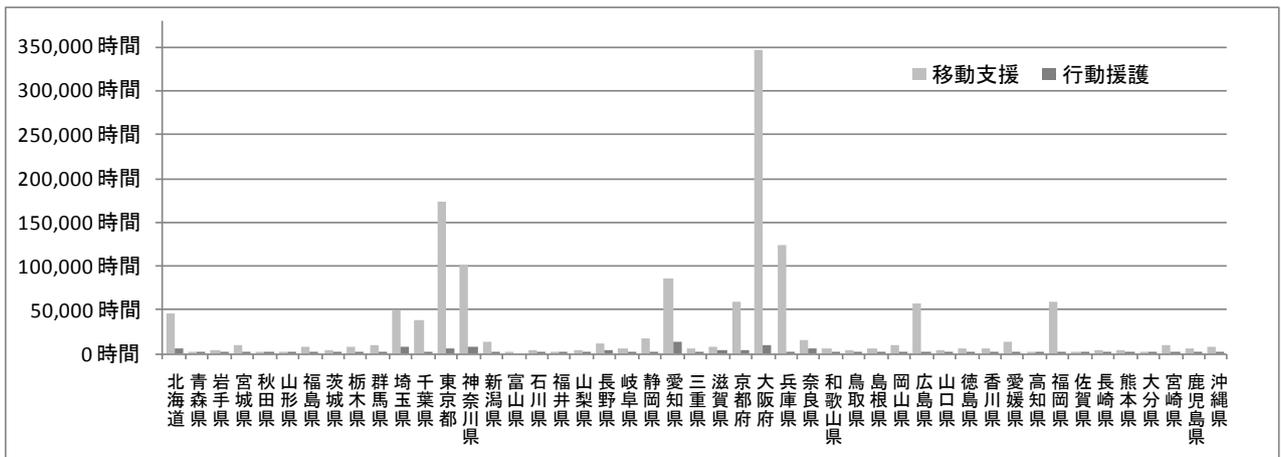
⑦児童デイサービス×短期入所×生活介護の利用実人数



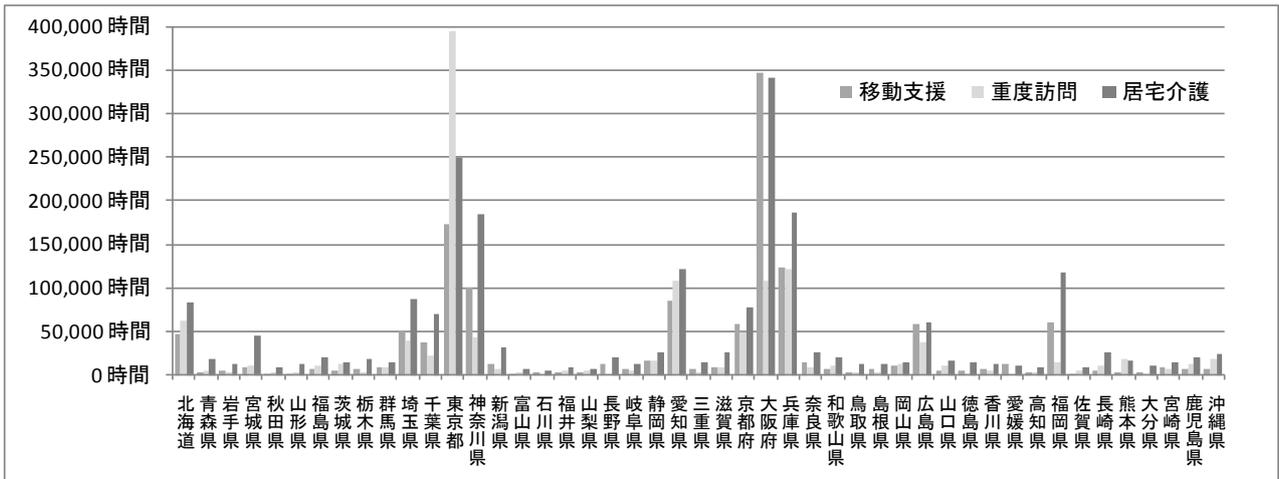
⑧移動支援×日中一時支援の述べ利用時間



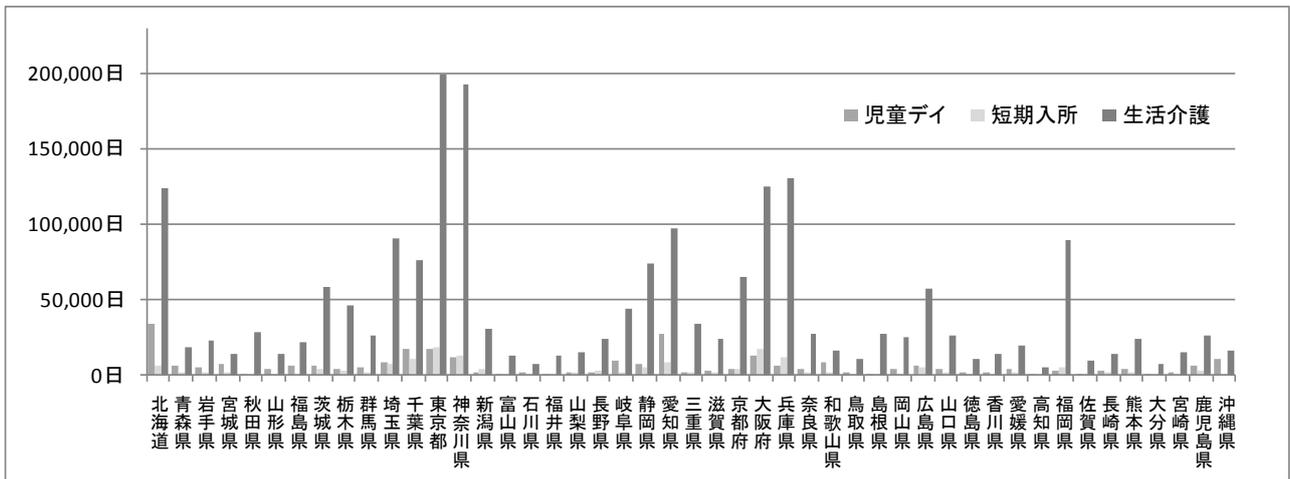
⑨移動支援×行動援護の述べ利用時間



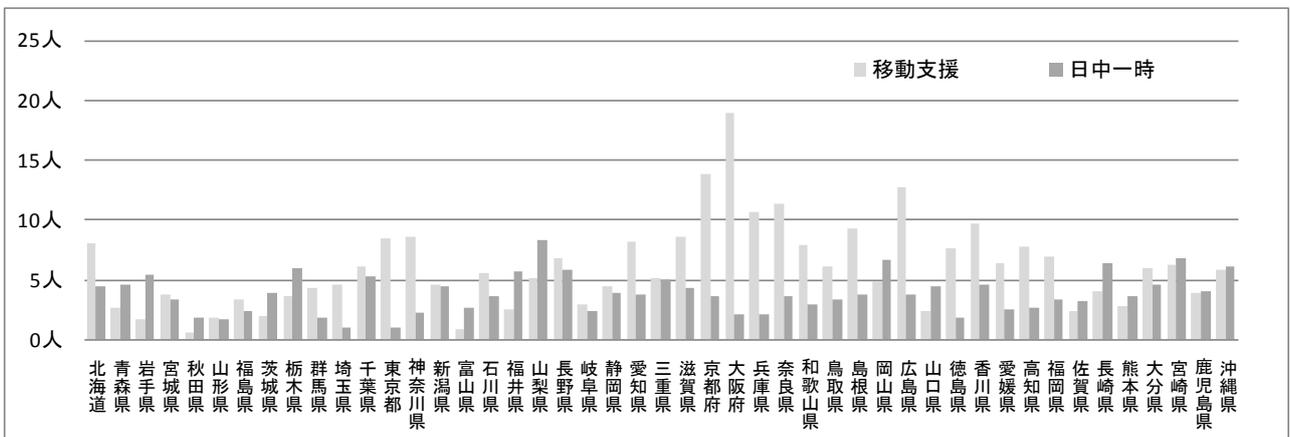
⑩移動支援×重度訪問介護×居宅介護の述べ利用時間



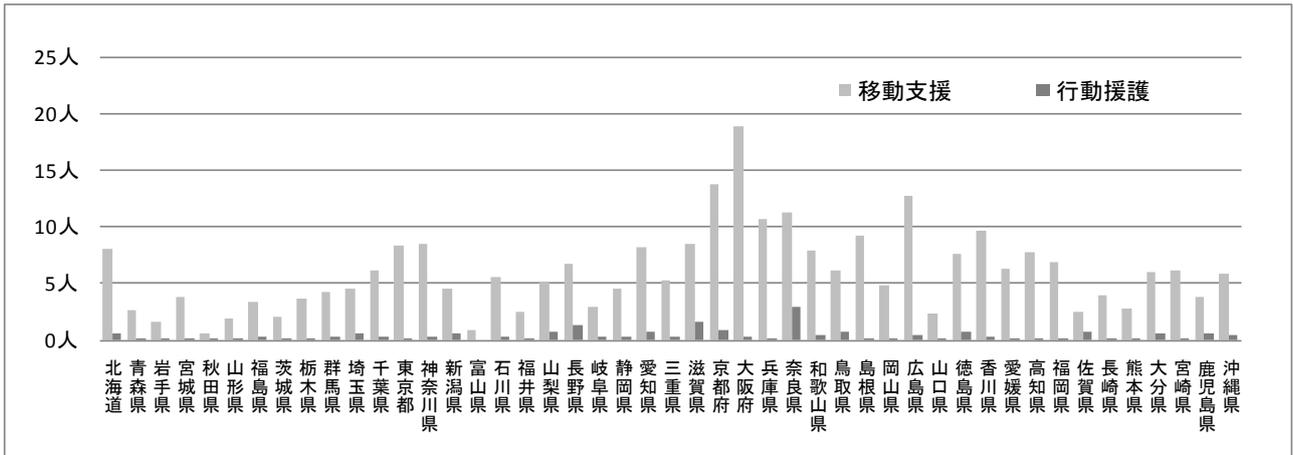
⑪児童デイサービス×短期入所×生活介護延べ時間



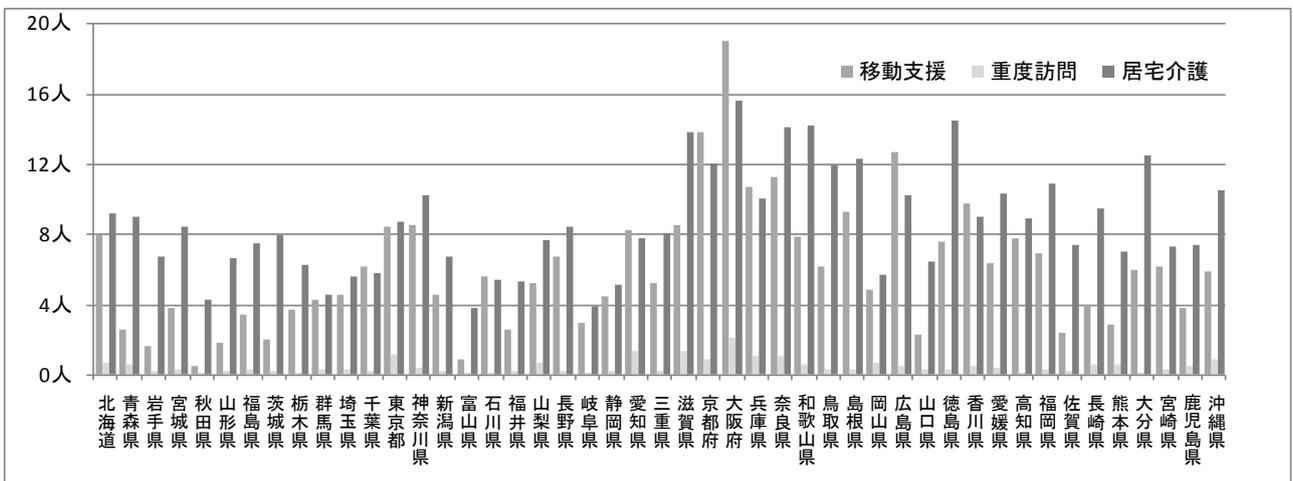
⑫移動支援×日中一時支援の人口1万あたりの利用人数



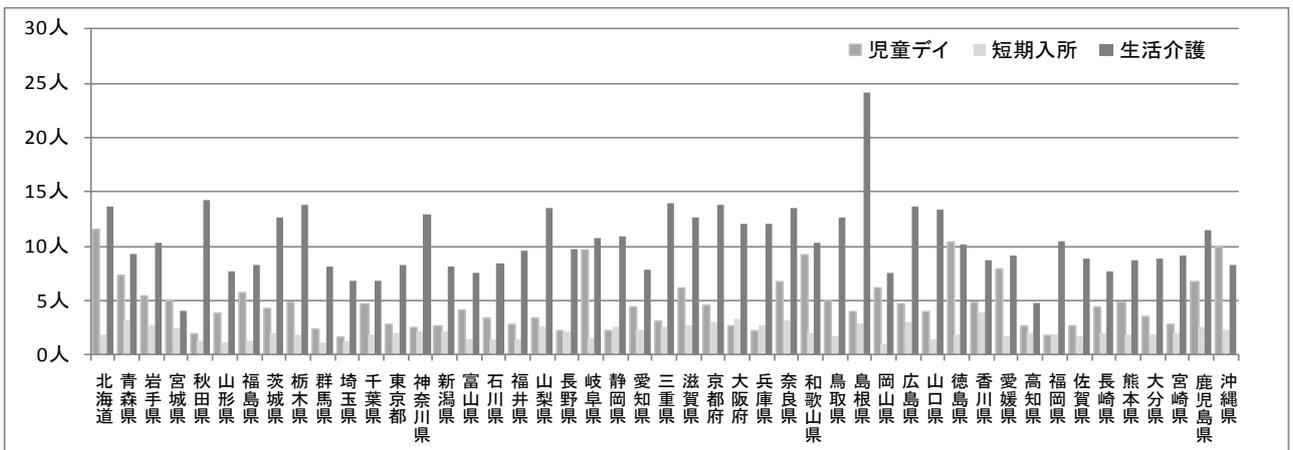
⑬移動支援×行動援護の人口1万人あたりの利用人数



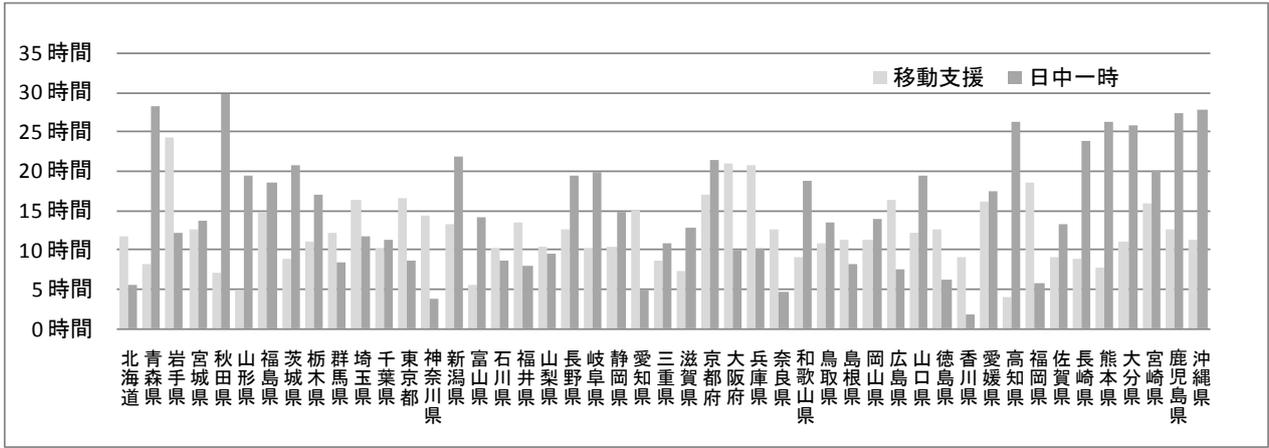
⑭移動支援×重度訪問介護×居宅介護の人口1万人あたりの利用人数



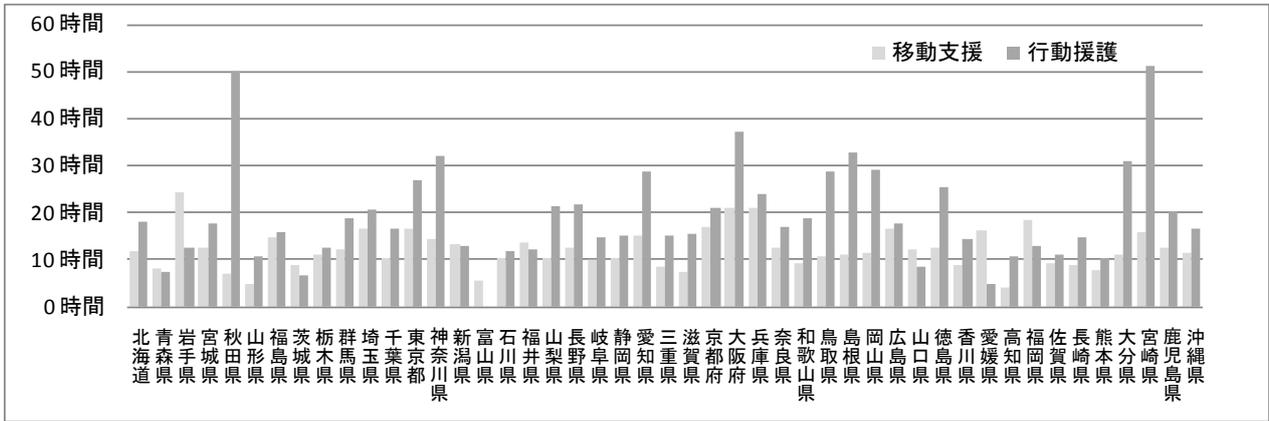
⑮児童デイサービス×短期入所×生活介護の人口1万人あたりの利用人数



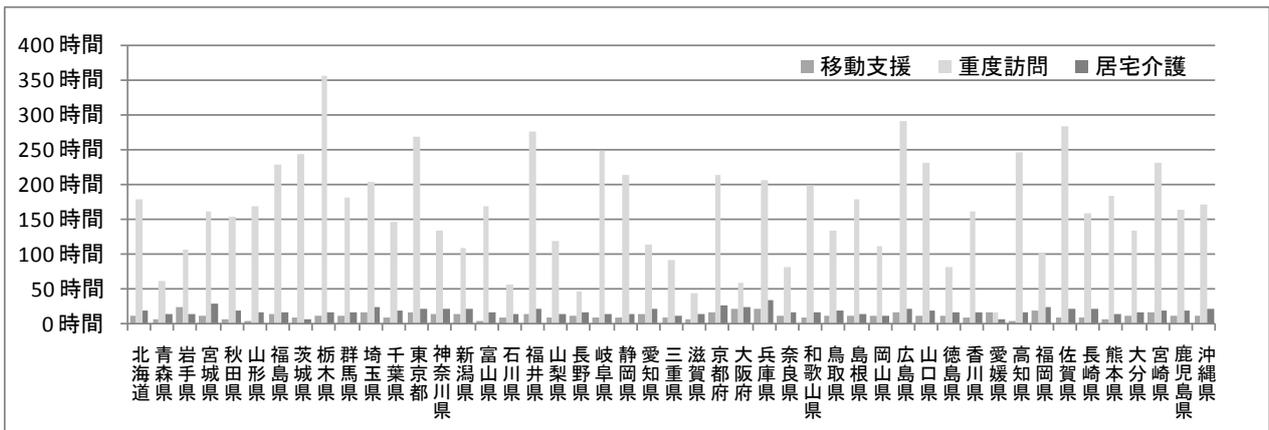
⑯移動支援×日中一時支援の1人あたりの利用状況



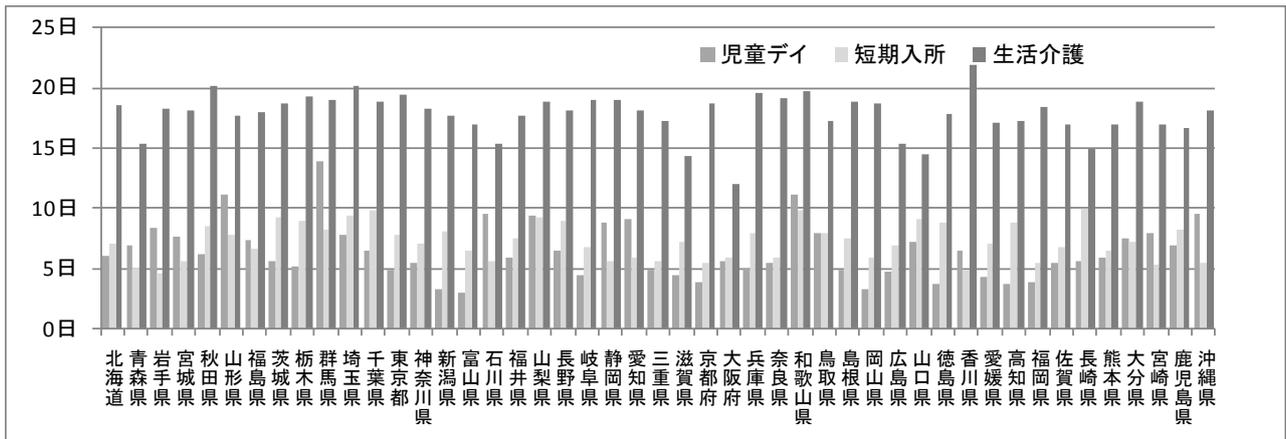
⑰移動支援×行動援護の1人あたりの利用状況



⑱移動支援×重度訪問介護×居宅介護の1人あたりの利用状況



⑱児童デイサービス×短期入所×生活介護の1人あたりの利用状況



(3) サービス実人数の地域の偏り

①行動援護

| 市区 | 都道府県 | 人口1万人あたりの利用実人数 | 都道府県毎に見た市区数 | |
|------|------|----------------|-------------|---|
| C-1 | 長野県 | 4.5 | 埼玉県 | 4 |
| C-2 | 奈良県 | 3.6 | 滋賀県 | 3 |
| C-3 | 滋賀県 | 2.9 | 愛知県 | 2 |
| C-4 | 埼玉県 | 2.7 | 長野県 | 2 |
| C-5 | 滋賀県 | 2.7 | 奈良県 | 2 |
| C-6 | 滋賀県 | 2.7 | 広島県 | 2 |
| C-7 | 兵庫県 | 2.6 | 大阪府 | 1 |
| C-8 | 埼玉県 | 2.3 | 東京都 | 1 |
| C-9 | 新潟県 | 2.2 | 鳥取県 | 1 |
| C-10 | 広島県 | 2.1 | 新潟県 | 1 |
| C-11 | 奈良県 | 2.1 | 兵庫県 | 1 |
| C-12 | 東京都 | 1.9 | | |
| C-13 | 鳥取県 | 1.8 | | |
| C-14 | 埼玉県 | 1.8 | | |
| C-15 | 埼玉県 | 1.6 | | |
| C-16 | 広島県 | 1.6 | | |
| C-17 | 大阪府 | 1.5 | | |
| C-18 | 愛知県 | 1.4 | | |
| C-19 | 長野県 | 1.2 | | |
| C-20 | 愛知県 | 1.2 | | |

②重度訪問

| 市区 | 都道府県 | 人口1万人あたりの利用実人数 | 都道府県毎に見た市区数 | |
|------|------|----------------|-------------|----|
| D-1 | 大阪府 | 4.9 | 東京都 | 10 |
| D-2 | 東京都 | 3.7 | 大阪府 | 4 |
| D-3 | 愛知県 | 3.5 | 沖縄県 | 2 |
| D-4 | 東京都 | 2.4 | 愛知県 | 1 |
| D-5 | 東京都 | 2.3 | 青森県 | 1 |
| D-6 | 大阪府 | 2.3 | 岡山県 | 1 |
| D-7 | 東京都 | 2.0 | 兵庫県 | 1 |
| D-8 | 沖縄県 | 2.0 | | |
| D-9 | 青森県 | 2.0 | | |
| D-10 | 東京都 | 1.8 | | |
| D-11 | 兵庫県 | 1.8 | | |
| D-12 | 大阪府 | 1.8 | | |
| D-13 | 大阪府 | 1.8 | | |
| D-14 | 岡山県 | 1.6 | | |
| D-15 | 東京都 | 1.6 | | |
| D-16 | 東京都 | 1.5 | | |
| D-17 | 東京都 | 1.5 | | |
| D-18 | 東京都 | 1.5 | | |
| D-19 | 沖縄県 | 1.4 | | |
| D-20 | 東京都 | 1.4 | | |

④ 居宅介護

| 市区 | 都道府県 | 人口1万人あたりの利用実人数 | 都道府県毎に見た市区数 | |
|------|------|----------------|-------------|-----|
| | | | 都道府県 | 市区数 |
| E-1 | 茨城県 | 55.8 | 大阪府 | 6 |
| E-2 | 徳島県 | 20.9 | 滋賀県 | 2 |
| E-3 | 大阪府 | 20.9 | 兵庫県 | 2 |
| E-4 | 兵庫県 | 20.7 | 福岡県 | 2 |
| E-5 | 大阪府 | 19.1 | 愛知県 | 1 |
| E-6 | 大分県 | 18.7 | 茨城県 | 1 |
| E-7 | 大阪府 | 18.4 | 大分県 | 1 |
| E-8 | 滋賀県 | 18.3 | 沖縄県 | 1 |
| E-9 | 鳥取県 | 17.3 | 京都府 | 1 |
| E-10 | 福岡県 | 17.1 | 島根県 | 1 |
| E-11 | 滋賀県 | 17.1 | 徳島県 | 1 |
| E-12 | 大阪府 | 15.8 | 鳥取県 | 1 |
| E-13 | 大阪府 | 15.8 | | |
| E-14 | 島根県 | 15.7 | | |
| E-15 | 愛知県 | 15.6 | | |
| E-16 | 兵庫県 | 15.6 | | |
| E-17 | 大阪府 | 15.6 | | |
| E-18 | 福岡県 | 15.2 | | |
| E-19 | 沖縄県 | 14.3 | | |
| E-20 | 京都府 | 14.1 | | |

⑤ 児童デイ

| 市区 | 都道府県 | 人口1万人あたりの利用実人数 | 都道府県毎に見た市区数 | |
|------|------|----------------|-------------|-----|
| | | | 都道府県 | 市区数 |
| F-1 | 青森県 | 21.0 | 北海道 | 7 |
| F-2 | 神奈川県 | 17.5 | 岐阜県 | 3 |
| F-3 | 北海道 | 16.0 | 神奈川県 | 2 |
| F-4 | 北海道 | 15.9 | 広島県 | 2 |
| F-5 | 北海道 | 15.5 | 青森県 | 1 |
| F-6 | 岡山県 | 15.2 | 岡山県 | 1 |
| F-7 | 岐阜県 | 14.5 | 沖縄県 | 1 |
| F-8 | 北海道 | 14.4 | 滋賀県 | 1 |
| F-9 | 広島県 | 14.0 | 徳島県 | 1 |
| F-10 | 北海道 | 14.0 | 奈良県 | 1 |
| F-11 | 沖縄県 | 13.7 | | |
| F-12 | 徳島県 | 13.5 | | |
| F-13 | 神奈川県 | 12.4 | | |
| F-14 | 岐阜県 | 12.2 | | |
| F-15 | 滋賀県 | 12.1 | | |
| F-16 | 奈良県 | 11.3 | | |
| F-17 | 北海道 | 11.2 | | |
| F-18 | 北海道 | 10.8 | | |
| F-19 | 広島県 | 10.7 | | |
| F-20 | 岐阜県 | 10.4 | | |

(4) 人口15万人前後のサービス毎の延べ利用時間・日数

| 自治体 | 人口 | 移動支援 (時間) | 日中一時 (時間) | 行動援護 (時間) | 重度訪問 (時間) | 居宅介護 (時間) | 児童デイ (日数) | 短期入所 (日数) | 生活介護 (日数) |
|-----|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| A | 156,833 | 414 | - | 5 | 1,502 | - | 464 | 520 | 3,500 |
| B | 153,371 | 138 | 884 | 76 | 347 | 2,766 | 885 | 438 | 1,721 |
| C | 150,703 | 861 | 1,712 | - | 432 | 841 | 2 | 235 | 2,103 |
| D | 150,450 | 883 | 212 | 43 | 8,235 | - | 2 | 221 | 2,153 |
| E | 150,104 | 2,302 | - | 883 | 1,118 | 5,570 | 284 | 179 | 3,572 |
| F | 149,704 | 468 | 491 | 67 | 124 | 1,045 | 522 | 119 | 3,207 |
| G | 149,007 | 138 | 1,364 | - | 2,190 | 1,609 | 19 | 69 | 3,318 |
| H | 148,398 | 967 | - | 258 | 1,919 | 2,243 | 997 | 327 | 5,575 |
| I | 147,971 | 2,342 | 2,208 | 20 | 5,823 | 3,871 | 4 | 170 | 2,895 |
| J | 147,668 | 5,125 | - | 456 | 2,128 | 3,803 | 40 | 154 | 3,991 |

2) 実施要綱等の整理

①対象者要件

| | |
|---------|-----------|
| 手帳保持者 | (127 自治体) |
| 障害を有する者 | (225 自治体) |

②利用時間の上限等

| |
|---|
| 余暇活動、社会参加の外出(障害者月 20 時間、障害児月 8 時間)。社会生活上必要不可欠な外出(市長が認めた時間)。 |
| 社会生活上必要不可欠な外出:35 時間/月。余暇活動当社会参加のための外出:月 20 時間。 併用する場合:月 40 時間。 1 日あたりの最大利用時間は 12 時間までとする。 |
| 1 ヶ月あたり 30 時間(社会参加等の余暇活動)。1 ヶ月あたり 20 時間(通学)。1 ヶ月あたり 10 時間(通所)。 単身者(+10 時間)。視覚障害者(+10 時間)。全身性障害者(+10 時間)。 |
| 20 時間。小学生以下 10 時間。視覚障害者 20 時間+日常生活に不可欠な部分として必要量を支給。 |
| 週 2 回まで(7 月～9 月は週 3 回)。 |
| 支給決定における勘案事項を踏まえ、必要とされる量を個別に算定。 |
| 個別支援型は 1 週につき 2 回まで、日中活動サービス送迎型は 1 日につき 2 回まで。 |
| 個別支援 1 月につき 25 時間。グループ支援は 1 月 5 回。 |
| 基本月 10 時間。その他、必要不可欠な移動として規定しているものに該当する場合は、個々の障害特性や家庭事情により必要な時間を設定している。 |
| 1 回 8 時間以内で年 12 回まで。 |
| 年 240 時間 |
| 基本月 48 時間、最大月 72 時間。 |
| 1 ヶ月 50 時間(視覚障害者は 1 日 5 時間まで)。 |
| 月 60 時間 |
| 月 50 時間 |
| 月 40 時間 |
| 月 30 時間 |
| 月 25 時間 |
| 月 20 時間 |
| 月 16 時間以内 |
| 1 回 8 時間以内 |
| 5 時間 30 分を超える場合はサービス提供の可否を事業者に委ねるものとする。 |
| 市長が認めた時間。 |
| 福祉事務所長が認めた時間。 |

| |
|-----------|
| 必要とする量。 |
| 現在、規定はない。 |

③利用者負担

| |
|---|
| 10%負担 |
| 5%負担 |
| 10%負担。上限なし。生活保護、非課税世帯自己負担0。 一般世帯で要件に該当し申請のある場合 5%自己負担。 |
| 1 割負担(交通費、入場料等は利用者が実費負担する) |
| 1 割負担(住民税非課税世帯 100 分の 5。生活保護世帯は無料) |
| 1 割負担(車輛移送は無料) |
| 1 割負担(一般1: 4600 円、9300 円、一般 2:37200 円) |
| 1 割負担(障害者自立支援法施行令第 17 条に規定する負担上限月額まで) |
| 原則 0.5 割負担(介護給付費及び訓練等給付費との利用者負担額と合算の上、負担上限月額を定める) |
| 原則 1 割負担(障害福祉サービス事業に係る費用と合算した負担上限月額の設定あり) |
| 原則 1 割負担(上限額の設定有り) |
| 原則 1 割負担(通所通学の場合は 5 割負担) |
| 原則 1 割負担(上限設定あり)。介護給付費等との一元管理。 |
| 個別支援型は 1 割。車両移送型は 3 割。 |
| 課税世帯 1 割。非課税世帯、生保世帯 0。上限額の設定なし。自立支援給付と合算はしていない。 |
| 負担上限月額が 0 円以外の者は 1 割負担 |
| 1 時間未満は 400 円、以降 30 分増すごとに 100 円を加算する。 5 時間 30 分以上は一律 1400 円。 ヘルパーの交通費も利用者が実費負担。 |
| 利用時間 30 分単位で所得に応じて異なる。 |
| 1.5 時間までは 30 分毎に 80 円、150 円、225 円。1.5 時間を超えた時は 30 分につき 70 円を加算する。 1500 円/1 時間(1 時間未満の利用時間は 30 分までは 0.5 時間、30 分超後は 1 時間と計算する)。 交通費は利用者が全額負担。 |
| サービスに要した費用から、市の地域生活支援給付費を差し引いた額。交通費は利用者が全額負担。 |
| 18,600 円が負担の上限 |
| 別に定める利用手数料(上限は 37,200 円) |
| 国の指定障害福祉サービスと移動支援を利用した場合、利用者負担上限額はその合算額となる。 |
| 自立支援給付と地域生活支援事業の負担額の合算により上限額を算定 |
| 市長が定めた額の 5% |
| 実費負担 |
| 無料(交通費、施設利用料は負担) |
| 自己負担なし |

④減免制度

| |
|--|
| 生活保護世帯利用料の納入が困難だと認められるもの。所長が特別の事情があると認めたもの。 |
| 生活保護世帯、グループホーム等の入所者で、個別減免により負担上限月額を減額される者は無料。 |
| 生活保護世帯、市長が特に認めるときは免除。 |
| 生活保護世帯、中国残留邦人等の支授受給世帯、住民税非課税世帯は無料。 |
| 生活保護世帯 0 円、住民税非課税世帯(年収 80 万円以下) 15000 円、(年収 80 万円超) 24000 円、その他 37200 円。 |
| 生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無料。 |
| 生活保護世帯は 0 円。年収 80 万円以下の世帯は 100 分の 5。 |
| 生活保護世帯は負担額 0 円。市民税非課税世帯は 100 分 94 補助。 |
| 生活保護世帯は無料、住民税非課税世帯は 100 分 5。 |
| 生活保護世帯は免除。住民税非課税世帯は 2 分の 1。 |
| グループ支援型は、1 人につき 30%減算を行う。 |
| 身体障害者 1、2 級、療育 A 相当、精神 1 級には所得状況に関係なく、費用負担 0 円。利用者の約 8 割が該当。 |
| 福祉部長が災害その他特別な事由があると認めるときは免除。 |
| 負担上限月額が 0 円の者は 0 円。 |

⑤支援方法

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 個別支援型 |
| 個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援。 |
| 障害者等の外出に対する個別的な移動支援。 |
| 障害者等が単独で外出するときの支援。 |
| <input type="checkbox"/> グループ支援型 |
| 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援。 |
| 複数の障害者等からなるグループの外出に際しての当該グループに対する移動支援。 |
| 複数の障害者等への同時支援。 |
| <input type="checkbox"/> 車両移送型 |
| 公共施設等障害者等の利便を考慮し経路を定めた運行及び各種行事への参加のための運行など車両による支援。 |
| 移送用車両により、利用者の居宅と、市が実施する身体障害者デイサービス等の提供施設や市内医療機関との間を移送するものとする。 |
| 通所施設を利用する障害者等が通所するときの支援。 |
| 移送用車両(リフト付き車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)により、利用者の居宅と在宅福祉サービス等を提供する場所、医療機関等との間を送迎する。 |

⑥利用制限内容

| |
|---|
| 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための目的に限り1日で用務を終えること。 |
| 通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出、通学等の通年かつ長期継続的な外出及び社会通念上適当でないと思われる外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。 |
| <input type="checkbox"/> 通学・通園・通所等を認める場合の利用制限内容 |
| 3ヶ月以内限定で利用可。 |
| 1日2回で月46回までなら認める。 |
| 市・区長が必要と認めた場合のみ利用可。 |
| 通学・通所とも緊急、やむを得ない場合は可能。 |
| 通所は不可。通学は送迎に困難がある場合のみ可。 |
| 月7.5時間を限度に可能。 |
| 一人で移動するのが困難な者のみ。 |
| 介護者が就労、疾病等若しくは母子、父子家庭の場合は月23回まで利用可。 |
| 保護者等が疾病のため一時的に支援を要することが明らかな場合は認めることがある。 |
| 児童の通学のみ片道30分、往復1時間まで可能(行動援護対象者は除く)。 |
| 児童福祉施設に通所している時は利用不可。 |
| 他に手段がないときに1日2回まで。 |
| 通学月10回。通所月通所する日に2を乗じた回数。区長が認めれば上限無し。 |
| 特別支援学校への送迎は可能。 |
| 福祉施設等への往復は可。 |
| 保護者等の急な疾病に等により、一時的に通所・通学のため付き添いが必要な場合2ヶ月を限度として通所・通学時における移動の介護を供与する。 |

⑦報酬単価

| | |
|---|---------------------|
| <input type="checkbox"/> 身体介護あり／なしで、単価が異なる自治体の要綱の記載例 | |
| 身体介護有り | 身体介護無し |
| 30分未満 2300円 | 30分未満 800円 |
| 30分以上1時間未満 4000円 | 30分以上1時間未満 1500円 |
| 1時間以上1時間30分未満 5800円 | 1時間以上1時間30分未満 2250円 |
| 以後、820円／30分 | 以後、750円／30分 |
| <input type="checkbox"/> 一律負担の自治体の要綱の記載例 | |
| ・30分 80円 | |
| <input type="checkbox"/> サービスの支援方法により単価が異なる自治体の要綱の記載例 | |
| 個別支援 | 30分あたり 840円 |

| | |
|--------|-------------------|
| 送迎支援 | 30分あたり840円 |
| グループ支援 | 2人で4時間以下7,000円 |
| | 2人で4時間以上9,000円 |
| | 3～5人で4時間以下15,000円 |
| | 3～5人で4時間以上19,000円 |
| | |

⑧ヘルパー要件

| |
|--|
| 介護福祉士 |
| 社会福祉士 |
| 介護職員基礎研修修了者 |
| 視覚障害者移動介護従業者養成研修の修了者 |
| 居宅介護従業者養成研修1.2.3級課程修了者 |
| 移動介護従事者養成研修修了者に加え、介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1、2級修了者が対応可能。 |
| ※所持している資格の種類によって、サービスを提供できる対象の障害を限っている自治体もある。 |

- 市区町村の移動支援の事業要項からは、利用対象者、利用時間、身体介護加算の有無、ヘルパー資格、支援方法等、様々な取り組みが行われていることがわかる。中には、通学への利用や車両移送を許可している自治体もある。

3) 事業所調査全ての結果

(1) 移動支援・行動援護利用者の年齢別割合

| 年齢区分別(5歳毎) | | |
|------------|------|-------|
| 0～5 | 18 | 1.6% |
| 6～10 | 88 | 7.9% |
| 11～15 | 178 | 15.9% |
| 16～20 | 136 | 12.2% |
| 21～25 | 109 | 9.7% |
| 26～30 | 66 | 5.9% |
| 31～35 | 76 | 6.8% |
| 36～40 | 73 | 6.5% |
| 41～45 | 47 | 4.2% |
| 46～50 | 39 | 3.5% |
| 51～55 | 49 | 4.4% |
| 56～60 | 59 | 5.3% |
| 61～65 | 65 | 5.8% |
| 66～70 | 56 | 5.0% |
| 71～75 | 26 | 2.3% |
| 76～80 | 21 | 1.9% |
| 81～85 | 7 | 0.6% |
| 86～90 | 4 | 0.4% |
| 91～ | 1 | 0.1% |
| 合計 | 1118 | 100% |

| 年齢区分別(5歳毎) 移動支援 | | |
|-----------------|-----|-------|
| 0～5 | 16 | 1.7% |
| 6～10 | 69 | 7.5% |
| 11～15 | 124 | 13.5% |
| 16～20 | 96 | 10.4% |
| 21～25 | 81 | 8.8% |
| 26～30 | 51 | 5.5% |
| 31～35 | 60 | 6.5% |
| 36～40 | 59 | 6.4% |
| 41～45 | 45 | 4.9% |
| 46～50 | 35 | 3.8% |
| 51～55 | 46 | 5.0% |
| 56～60 | 59 | 6.4% |
| 61～65 | 65 | 7.1% |
| 66～70 | 56 | 6.1% |
| 71～75 | 26 | 2.8% |
| 76～80 | 21 | 2.3% |
| 81～85 | 7 | 0.8% |
| 86～90 | 4 | 0.4% |
| 91～ | 1 | 0.1% |
| 合計 | 921 | 100% |

| 年齢区分別(5歳毎) 行動援護 | | |
|-----------------|-----|-------|
| 0～5 | 2 | 1.0% |
| 6～10 | 18 | 9.2% |
| 11～15 | 54 | 27.6% |
| 16～20 | 40 | 20.4% |
| 21～25 | 28 | 14.3% |
| 26～30 | 15 | 7.7% |
| 31～35 | 16 | 8.2% |
| 36～40 | 14 | 7.1% |
| 41～45 | 2 | 1.0% |
| 46～50 | 4 | 2.0% |
| 51～55 | 3 | 1.5% |
| 56～60 | 0 | 0.0% |
| 61～65 | 0 | 0.0% |
| 66～70 | 0 | 0.0% |
| 71～75 | 0 | 0.0% |
| 76～80 | 0 | 0.0% |
| 81～85 | 0 | 0.0% |
| 86～90 | 0 | 0.0% |
| 91～ | 0 | 0.0% |
| 合計 | 196 | 100% |

4) 調査票

①市区町村悉皆調査票

■□■ アンケート調査ご協力をお願い ■□■

本調査は、平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究」の一環として実施するものです。本調査票においては、全国の市区町村において、地域生活支援事業として位置づいている「移動支援」や「日中一時支援」、さらには自立支援給付事業である「居宅介護」「行動援護」「生活介護」「児童デイサービス」「短期入所」のサービス提供実態を把握することを第一の目的とします。あわせて、「移動支援」や「日中一時支援」の詳細についてもおうかがいしたいと考えております（実施要綱等の写の同封をお願いいたします）。

また、本調査は市区町村全数を対象に実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理し、個々の回答が公表されることはありません。さらに、回答について本調査の目的以外で使用することはありません。

ご多忙中申し訳ありませんが、本調査の主旨をご理解いただき、何とぞご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■□■ ご記入上をお願い ■□■

この調査は、貴市区町村における自立支援給付ならびに地域生活支援事業のサービス提供の実態を管理（給付管理）されている方、サービスの実態に関してもっとも把握されている方のご記入をお願いいたします。

本調査に関する疑問ならびに不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先にお問い合わせください。

黒のペン又はボールペンでご記入の上、同封の返信用封筒にて平成22年10月15日(金)までにご投函ください（切手不要）。

【問い合わせ先】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 企画研究部研究課（担当：志賀、村岡）

TEL 027-320-1445（土・日・祝を除く9時～17時）

FAX 027-320-1391 E-Mail shiga-to@nozomi.go.jp

■ 調査表の内容について確認させていただく場合があります。連絡先をお知らせください。

| | | |
|---------------------------|---------------------------|------|
| 市区町村名 | 都道府県 | 市区町村 |
| 部課係名 | 部 | 課係 |
| 連絡方法 | TEL - - (内線:) / E-Mail @ | |
| 地方公共団体コード（6桁のコードでご記入ください） | | |

【問1】貴自治体の平成22年4月1日現在の人口（国勢調査人口を基準に出生・死亡や世帯増減等を推計した数字）ならびに障害者数（障害種別の障害者手帳保持者数）をご記入ください。

| | | | | |
|--------|------|------|------|----------|
| 総人口 | 人 | | | |
| — | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | （障害者実数）☆ |
| 人口 | 人 | 人 | 人 | （ 人） |
| 内18歳未満 | 人 | 人 | 人 | （ 人） |

障害者実数は、重複障害を考慮した障害者の実数がおわかりになればご記入ください。

【問2】貴自治体における地域生活支援事業のうち、「移動支援」ならびに「日中一時支援」の給付状況についてお教

えください。

| 事業名 | 実施の有無 ※ | 事業所指定 (委託)数 ※※ | 1ヶ月間(平成22年6月実績 ※※※) | |
|--------|---------|-------------------|--------------------------|----------------------|
| | | | 実利用者人員 | 述べ利用時間 |
| 移動支援 | 有・無 | 事業所 | 人 ----- (内18歳未満 人) | 時間 ----- (時間) |
| 日中一時支援 | 有・無 | 事業所 | 人 ----- (内18歳未満 人) | 時間 ----- (時間) |

有・無のどちらかの文字を丸で囲んでください。

※※ 事業所指定(委託)数は平成22年4月1日時点での把握している数字をご記入ください。

※※※ 平成22年6月実績について9月請求段階までに把握している数字をご記入ください。

【問3】貴自治体における自立支援給付である、行動援護、重度訪問介護、居宅介護、児童デイサービス、短期入所、生活介護の給付状況についてお教えてください。

| 事業名 | 利用事業所数 ※※ | 1ヶ月間の実績(平成22年6月実績 ※※※) | | |
|----------|--------------|--------------------------|----------------------|----------------------|
| | | 実利用者人員 | 述べ利用日数 | 述べ利用時間 |
| 行動援護 | 事業所 | 人 ----- (内18歳未満 人) | - ----- - | 時間 ----- (時間) |
| 重度訪問介護 | 事業所 | 人 ----- (内18歳未満 人) | - ----- - | 時間 ----- (時間) |
| 居宅介護 | 事業所 | 人 ----- (内18歳未満 人) | - ----- - | 時間 ----- (時間) |
| 児童デイサービス | 事業所 | 人 | 人日 | - |
| 短期入所 | 事業所 | 人 ----- (内18歳未満 人) | 人日 ----- (人日) | - ----- - |
| 生活介護 | 事業所 | 人 ----- (内18歳未満 人) | 人日 ----- (人日) | - ----- - |

※※ 利用事業所数は平成22年4月1日時点での把握している数字をご記入ください。

※※※ 平成22年6月実績について9月請求段階までに把握している数字をご記入ください。

【実施要綱について】

貴自治体において「移動支援」「日中一時支援」「放課後タイムケア」ならびにそれに関連した事業を実施されている場合、その実施要綱の写を各1部、このアンケートと一緒に同封の上、ご返信ください。

ご協力ありがとうございました。

②事業所調査票

■□■ ご記入上のお願い ■□■

外出支援（移動支援・行動援護）のサービス提供の実態を管理されている方、もしくはサービスの実態に関する方も把握されている方がご記入ください。

原則、移動支援・行動援護サービスを利用している人について記載をお願いします。

移動支援ないし行動援護を利用している人が20名以上いる場合には、利用が新しい順に行動援護10名、移動支援10名を、いずれかのサービスが10名いらっしゃらない場合は、合わせて20名分になるようご記入ください。

「個別調査票」の回答は、別紙にご記入ください。

回答用紙は、1サービス1行お使いください。ひとりの人が移動支援と行動援護の両方を利用している場合は、それぞれにお答え下さい。

18歳以上と18歳未満で調査票及び回答用紙を分けておりますので、ご記入の際は間違えのないようご注意ください。（障害程度区分を含むため）

本調査に関する疑問ならびに不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

黒のペン又はボールペンでご記入の上、同封の返信用封筒にて平成23年1月11日(火)までにご投函ください（切手不要）。

【問い合わせ先】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 企画研究部研究課（担当：志賀、村岡）

TEL 027-320-1741（土・日・祝を除く9時～17時）

FAX 027-320-1391 E-Mail shiga-to@nozomi.go.jp

■ 調査表の内容について確認させていただく場合があります。連絡先をお知らせください。

| | | | |
|-------|-----------------------------------|--------------------|------|
| 事業所住所 | 都道府県 | | 市区町村 |
| 事業所名 | 記入者氏名 | | |
| 運営主体 | 地方公共団体・社会福祉法人・NPO法人・医療法人・株式会社・その他 | | |
| 連絡方法 | TEL | - - (内線) / E-mail | @ |

■ 貴事業所の平成22年10月1ヶ月分の移動支援・行動援護の契約者数と利用実績をお教えてください。

| | | | |
|--------------------------------|---|--------|----|
| 移動支援契約者数 | 人 | 利用者数実績 | 人 |
| 移動支援を利用した人の中で最も利用が多かった人の総利用時間数 | | | 時間 |
| 行動援護契約者数 | 人 | 利用者数実績 | 人 |
| 行動援護を利用した人の中で最も利用が多かった人の総利用時間数 | | | 時間 |

■ 貴事業所で作成している個別支援計画において、平成22年10月時点で1年以上継続して支援を実施しているケースの内、1年間の計画見直し（書類を改めて作成した）回数を振り返った際、最も多く見直したケースの回数を教えてください。

| | |
|--------|---|
| 見直した回数 | 回 |
|--------|---|

☆もしよろしければ、貴事業所で作成している個別支援計画の様式の写しを1部、このアンケートの回答と一緒に同封の上、ご返信ください。

移動支援・行動援護を利用している人の個別調査票（18歳以上の方）

移動支援・行動援護を利用している方の状況等についてお教えてください。

| | | | | | |
|----------------------|-------------------------------|--------------------|--------------|-----------|-------|
| ① サービスの種類 | 1.移動支援 2.行動援護 | ② 性別 | 1.男性 2.女性 | ③ 年齢 | 歳 |
| ④ 障害程度区分 | 1.区分1 6.区分6 | 2.区分2 7.なし | 3.区分3 | 4.区分4 | 5.区分5 |
| ⑤ 障害種別 (複数回答可) | 1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害 4.その他() | | | | |
| ⑥ 障害の種類 ※ (複数回答可) | 1.視覚障害 | 2.聴覚障害 | 3.音声言語咀嚼障害 | 4.肢体不自由上肢 | |
| | 5.肢体不自由下肢 | 6.肢体不自由体幹 | | 7.その他 | |
| ⑦ 10月の利用実績 | 日 | 時間 | | | |
| ⑧ 移動の方法 (複数回答可) | 1.徒歩(車椅子含む) | | 2.有償移送(福祉車両) | 3.タクシー | |
| | 4.公共交通機関(バス、電車等) | | 5.その他 | | |
| ⑨ 主な目的地 (複数回答可) | 1.市役所等の官公庁 | 2.通勤・通学 | 3.医療機関 | 4.福祉施設 | |
| | 5.動物園・遊園地 | 6.保育所・学校(入学式、懇談会等) | 7.理美容院 | | |
| | 8.冠婚葬祭会場 | 9.デパート・商店・飲食店 | 10.金融機関 | | |
| | 11.美術館・映画館 | 12.プール・トレーニングジム | 13.公園 | | |
| | 14.不定(主に散歩等) | 15.その他 | | | |

※ 「障害の種類」は「身体障害」がある方のみご記入下さい。

移動支援・行動援護を利用している人の個別調査票（18歳未満の方）

移動支援・行動援護を利用している方の状況等についてお教えてください。

| | | | | | |
|----------------------|-------------------------------|--------------------|--------------|-----------|---|
| ① サービスの種類 | 1.移動支援 2.行動援護 | ② 性別 | 1.男性 2.女性 | ③ 年齢 | 歳 |
| ④ 障害種別 (複数回答可) | 1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害 4.その他() | | | | |
| ⑤ 障害の種類 ※ (複数回答可) | 1.視覚障害 | 2.聴覚障害 | 3.音声言語咀嚼障害 | 4.肢体不自由上肢 | |
| | 5.肢体不自由下肢 | 6.肢体不自由体幹 | | 7.その他 | |
| ⑥ 10月の利用実績 | 日 | 時間 | | | |
| ⑦ 移動の方法 (複数回答可) | 1.徒歩(車椅子含む) | | 2.有償移送(福祉車両) | 3.タクシー | |
| | 4.公共交通機関(バス、電車等) | | 5.その他 | | |
| ⑧ 主な目的地 (複数回答可) | 1.市役所等の官公庁 | 2.通勤・通学 | 3.医療機関 | 4.福祉施設 | |
| | 5.動物園・遊園地 | 6.保育所・学校(入学式、懇談会等) | 7.理美容院 | | |
| | 8.冠婚葬祭会場 | 9.デパート・商店・飲食店 | 10.金融機関 | | |
| | 11.美術館・映画館 | 12.プール・トレーニングジム | 13.公園 | | |
| | 14.不定(主に散歩等) | 15.その他 | | | |

※ 「障害の種類」は「身体障害」がある方のみご記入下さい。

回答用紙 ■18歳以上の方の回答はこちらにお書きください。番号に○、空欄には記述でお答えください。

| 番号 | ① サービスの種類 | ② 性別 | ③ 年齢 | ④ 障害程度区分 | ⑤ 障害種別 | ⑥ 障害の種類 (身体障害のみ) | ⑦ 平成22年10月の実績 | | ⑧ 移動の方法 | ⑨ 主な目的地 |
|----|--------------|---------|---------|-------------|---------------|------------------------|------------------|-----|----------------------------------|--|
| | | | | | | | 日数 | 総時間 | | |
| 1 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 2 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 3 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 4 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 5 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 6 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 7 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 8 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 9 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 10 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 11 | 1 2 | 1 2 | | | 1 2 3 4() | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |

回答用紙 ●18歳未満の方の回答はこちらにお書きください。番号に○、空欄には記述でお答えください。

| 番号 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | | ⑦ | ⑧ |
|----|---------|-----|----|----------------|-------------------|-------------------|-----|----------------------------------|--|
| | サリシスの種類 | 性別 | 年齢 | 障害種別 | 障害の種類 (身体障害のみ) | 平成22年10月の実績 日数 | 総時間 | 移動の方法 | 主な目的地 |
| 1 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 2 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 3 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 4 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 5 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 6 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 7 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 8 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 9 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 10 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |
| 11 | 1 2 | 1 2 | | 1 2 3 4 () | | | | 1 2 3 4 5 9 10 11 12 13 14 15 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 |

③利用者調査票

■□■ ヒアリング調査ご協力をお願い ■□■

本調査は、平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究」の一環として実施するものです。本調査票においては、在宅生活をしている知的障害のある人（18歳未満含む）と同居しているご家族の方に、現在利用している各種福祉サービスの利用状況と問題点を聞き出すことを第一の目的とします。あわせて、知的障害のある人のより快適な暮らしを実現するために必要とするサービスや仕組みについてのご意見もお伺いしたいと考えております。

また、本調査でご回答いただいた内容はすべて統計的に集計・処理いたします。ご回答いただいた個人情報が他の第三者に提供されたり、公表されることはありません。さらに、回答について本調査の目的以外で使用することはありません。ご多忙中申し訳ありませんが、本調査の主旨をご理解いただき、何とぞご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■□■ ヒアリングの方法について ■□■

今回の調査は、知的障害のある人と一緒に生活をされている方のうち、一日の大部分において見守りを必要とする事例に焦点を絞って、ご回答いただきたいと考えております。大まかな基準を裏面の「ヒアリングをお願いしたい人について」にまとめましたので、ご確認ください。なお、この基準は、あくまでも一定の目安に過ぎません。ご不明な点がございましたら、お手数ですが、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

ヒアリングの内容は、次のページの「ヒアリング項目」に沿ったものです。ヒアリングの方法は、以下の3つを考えております。どの方法を採用するかは、ご家族の方に負担がかからないよう、調整させていただきたいと考えております。
訪問による調査：ご自宅（あるいは福祉サービス利用の場所）に、調査者が訪問し、面接形式でお話をうかがわせていただきます。可能であるなら、知的障害のあるご本人にもご挨拶もさせていただければと思います（所要時間：30分程度を想定）。

電話による調査：こちらから、ご都合の良い時間に、ご自宅にお電話をさせていただき、お話をうかがわせていただきます（所要時間：15分～20分程度を想定）。その場合、事前にヒアリング項目①をご記入頂き、ヒアリング項目②を中心にお話をうかがわせていただきます。

メールによる調査：メールアドレスを教えてください、数回のメール交換で、お話をうかがわせていただきます（所要回数：概ね2回～5回程度のメール交換を想定）

【問い合わせ先】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 企画研究部研究課（担当：志賀、村岡）

TEL 027-320-1445（土・日・祝を除く9時～17時）

FAX 027-320-1391 E-Mail shiga-to@nozomi.go.jp

■□■ ヒアリングをお願いしたい人について ■□■

今回のヒアリングは、大まかな基準として、記の2つの設問に対する回答の合計が4点以下を考えております。各設問で適当だと思われる番号に○をつけ、その数字を合計してください。

【設問1】知的障害のある人が、自宅において一人で留守番する状況を考えて、次の選択肢のどれに最も近いですか？
一人で留守番をさせたことはないし、心配で留守番させることはできない

■□ 調査・研究委員 ■□

牛谷 正人 (社福) オープンスペースレガート 副理事長
大塚 晃 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授
高森 裕子 (株) 三菱総合研究所人間・生活研究本部ヒューマン・ケア研修グループ 研究員
福岡 寿 (社福) 高水福祉会北信圏域障害者生活支援センター 所長

■□ 事務局 ■□

| | | |
|--------|-------------------|-----|
| 田中 正博 | 国立のぞみの園 | 参事 |
| 志賀 利一 | 国立のぞみの園研究課 | 課長 |
| 森地 徹 | 国立のぞみの園研究課 | 研究員 |
| 村岡 美幸 | 国立のぞみの園研究課 | 研究係 |
| 相馬 大祐 | 国立のぞみの園研究課 | 研究員 |
| 齋藤 正 | 国立のぞみの園生活支援部第1課 | 課長 |
| 櫻井 久雄 | 国立のぞみの園生活支援部第1課 | 主幹 |
| 米本 哲也 | 国立のぞみの園地域相談支援センター | 主査 |
| 原 明德 | 国立のぞみの園会計課予算 | 係長 |
| 小金澤 孝太 | 国立のぞみの園研究課 | 研究係 |

平成 22 年度障害者総合福祉推進事業

知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究 報告書

発行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

発行者 理事長 遠藤 浩

発行日 平成 23 年 3 月

印刷所 荒瀬印刷株式会社

事務局 〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2

TEL 027-325-1501 (代表)